

## (仮称) 枚方市こども計画 (素案) について

子ども未来部 子ども青少年政策課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

令和6年2月に開催された教育子育て委員協議会においてご報告いたしましたとおり、令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、国のこども大綱や都道府県こども計画を勘案の上、市町村こども計画を策定することが努力義務とされました。

これを受け、令和6年3月に(仮称)枚方市こども計画(以下、「こども計画」という。)の策定について、社会福祉審議会条例に基づく合議制の機関である「社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」へ諮問し、これまでの間、審議を進めてきましたが、この度、同分科会においてこども計画の素案をまとめましたので、その内容について報告するものです。

## 2. 内容

### (1) こども計画策定の趣旨、位置づけ及び対象等について

こども計画は、「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を基本理念とし、子ども、若者及び子育て当事者等を対象に、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、既存の「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の3計画を一体のものとし策定します。また、こども大綱や大阪府が策定中の子ども計画のうち、本市の実情に沿った内容などを勘案するとともに、3つの計画におけるこれまでの取り組みの成果や課題、子ども・若者等を対象とした意見聴取結果などを踏まえながら、令和7(2025)年度を始期とした5年間の取り組み内容について定めます。

なお、こども計画策定後は、引き続き「子ども・子育て専門分科会」で進捗管理するとともに、必要に応じて見直しを行います。

### (2) こども計画（素案）について

資料1 (仮称) 枚方市こども計画（素案）＜概要版＞

資料2 (仮称) 枚方市こども計画（素案）（(別冊) 主要事業の目標事業量含む）

### 3. 実施時期等（予定）

令和5（2023）年7月	子どもの生活に関する実態調査実施
令和6（2024）年2月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）実施 教育子育て委員協議会にこども計画の策定について報告
3月	こども計画の策定について、子ども・子育て専門分科会へ諮問
6月	令和6年度 第1回子ども・子育て専門分科会開催
8月	令和6年度 第2回子ども・子育て専門分科会開催
10月	令和6年度 第3回子ども・子育て専門分科会開催
11月	教育子育て委員協議会にこども計画（素案）について報告
12月	令和6年度 第4回子ども・子育て専門分科会開催 子ども・子育て専門分科会から答申 パブリックコメント及び市民説明会の実施
令和7（2025）年2月	教育子育て委員協議会にこども計画（最終案）について報告
3月	こども計画策定・公表

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

- 総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
- 施策目標14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち
- 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち
- 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

### SDGs との関連



## 5. 関係法令・条例等

子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、  
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法  
こども基本法、子どもを守る条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

《令和6年度事業費》

こども計画策定にかかるデータ分析等委託料など 6,119千円

1章

2章

3章

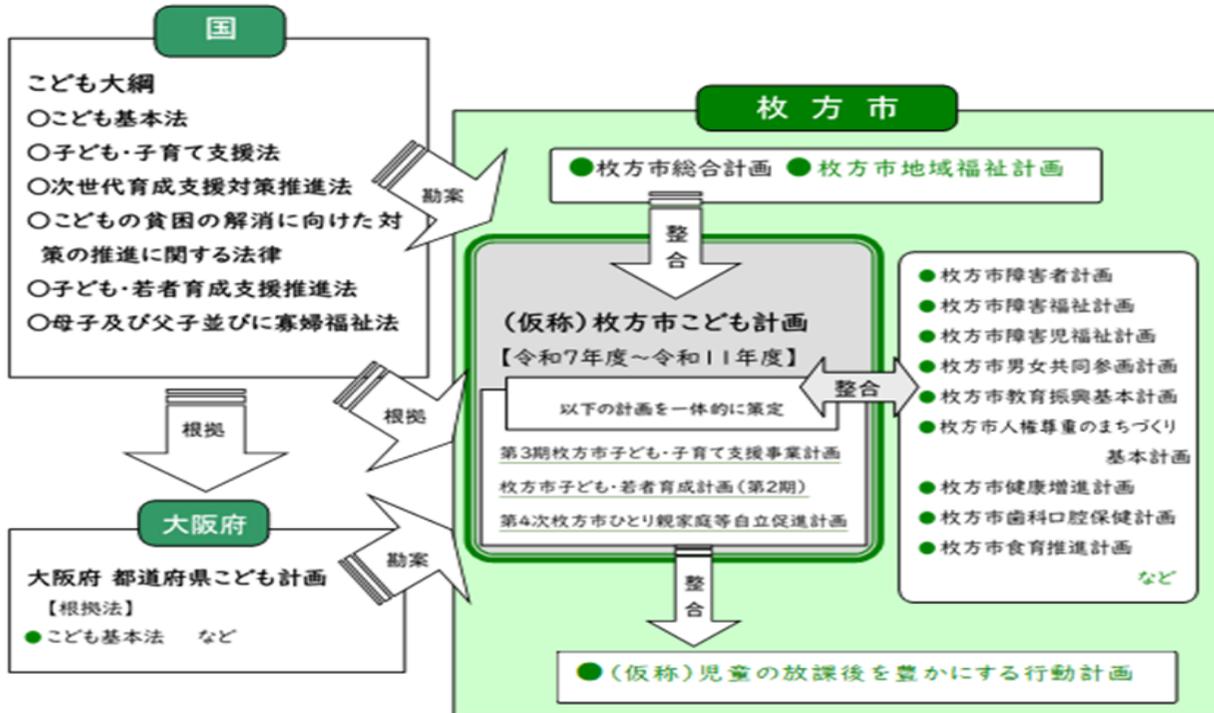
4章・5章

6章

1章

計画策定の趣旨

- 本計画は、こども基本法に基づき、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画」、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体的に策定し、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るもの
- こども大綱や大阪府が策定する都道府県こども計画のうち、本市の実情に沿った内容などを勘案し、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちづくりを進めるもの
- 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間



子ども・若者等からの意見聴取の実施

① (仮称) 枚方市こども計画の「中間整理(案)」のやさしい版および概要版を用いて、広く意見募集を実施

対象	意見数	実施期間
小学5年生～ 中学3年生	241件	令和6年 9月9日
39歳までの子ども・ 若者、子育て当事者	35件	～9月23日

② 声を聴かれにくい子ども・若者から、意見聴取を実施

● 小学校教育への円滑な接続の推進に向けて聴く

対象	手法
未就学児	保育所・幼稚園へ訪問し、子どもたちに聴く。

● 障害のある子ども等への支援の充実について聴く

対象	手法
子ども発達支援センターの通所児童(未就学児)	子ども発達支援センターへ訪問し、児童に聴く。

● 中間整理(案)の「概要版」で聴く

対象	手法
ひきこもり当事者	・居場所支援事業「ひらば」での意見聴取 ・市相談窓口で当事者から意見聴取

③ その他様々な機会を通じて意見を聴取

# (仮称) 枚方市子ども計画 (素案) <概要版>

1章

2章

3章

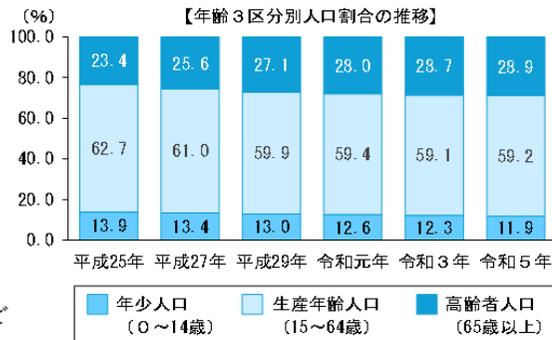
4章・5章

6章

## 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

### ①子ども・若者と子育て家庭を取り巻く環境

- 少子高齢化・核家族化の進行  
年少人口や生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加
- 児童人口(17歳未満)の減少見込み  
令和5年58,721人→令和11年50,218人
- 女性就業率は上昇
- 若者労働力人口の減少
- 不登校・長期欠席の児童・生徒数の増加
- 障害児支援サービス利用の増加 など

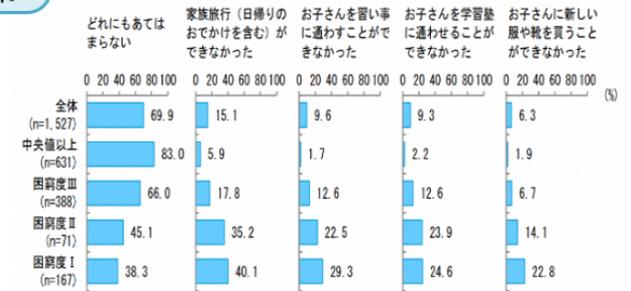


### ②アンケート調査の主な結果

#### 《子どもの生活に関する実態調査》

- 困窮度が高くなるにつれ、子どもへ経験させられなかった割合が高い傾向

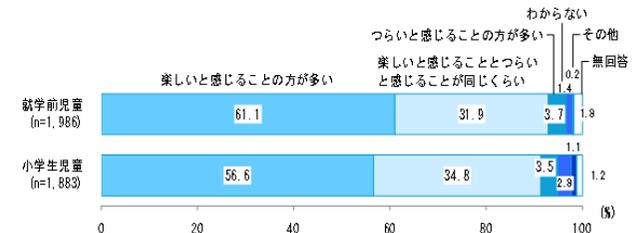
【困窮度別】子どもへの経済的理由による経験



#### 《子ども子育て支援に関するアンケート調査》

- 子育てを楽しんでいることの方が多くと答えた就学前児童の保護者は61.1%、小学生児童の保護者は56.6%

【子育てについて、どのように感じるか】



その他《若者アンケート調査》も実施

# (仮称) 枚方市こども計画 (素案) <概要版>

1章

2章

3章

4章・5章

6章

## これまでの子ども・若者と子育て支援に関する施策の成果と課題

### ①これまでの主な取組

- 児童虐待対策の推進
- 「枚方市いじめ相談窓口」の設置等、いじめ防止対策の推進および、教育支援センター「ルポ」等に不登校支援の拡充
- 「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」の実施等ヤングケアラーに対する支援
- 「幼保こ小の架け橋プログラム」による、就学前児童の小学校への円滑な接続
- 全小中学校での支援学級および通級指導教室の設置等をめざした障害のある子ども等の支援教育の充実
- 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の実施
- 「ひとり親相談LINE」等、ICTを活用した相談システムの運用やひとり親家庭養育費確保サポート事業の「取り決め支援」による養育費の確保支援
- ひきこもり等困難を有する子ども・若者に関する相談・情報提供の実施
- 小学校給食の無償化をはじめとする子育て世帯の負担軽減策の充実
- 臨時保育室の開設等、通年での待機児童解消に向けた取り組み

### ②主な課題

- 児童虐待の防止やいじめ・不登校問題へのさらなる支援体制の強化および多様な支援体制の充実
- ヤングケアラーへのさらなる支援の強化
- 幼児期から学童期にわたる切れ目のない子どもの育ちへの支援の充実
- 支援を必要としている子どもが必要な時に必要な支援が受けられる環境の整備
- 総合型放課後事業や留守家庭児童会室などの放課後健全育成事業の質向上と担い手の確保・育成
- ひとり親家庭等の自立に向けた就労支援や経済的支援のさらなる推進
- 子育て世帯へのさらなる支援や負担軽減に取り組む等、子育てしやすい環境の整備
- 通年の待機児童ゼロの早期実現に向けた様々な手法の検討

# (仮称) 枚方市こども計画 (素案) <概要版>

1章

2章

3章

4章・5章

6章

## 計画の体系・施策の推進方向

### 基本理念

### 子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方

#### 施策目標 1

すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進  
 <<子どもの成長過程全般>>

#### 推進方向

1 人権教育の推進	6 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	11 外国籍の子ども等への支援	16 子ども・若者の社会的活動の推進
2 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実	7 非行等の問題行動対策の推進	12 食育の推進	17 子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進
3 切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進	8 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	13 子ども・若者のスポーツ活動の推進	
4 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	9 子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実	14 子ども・若者の文化芸術活動の支援	
5 ヤングケアラーへの支援の推進	10 障害のある子ども・若者等への支援の充実	15 子ども・若者の国内外交流の推進	

#### 施策目標 2

子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進  
 <<子どもの誕生前から幼児期まで>>

#### 推進方向

1 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援
2 幼児期の教育・保育の質の向上
3 小学校教育への円滑な接続の推進

#### 施策目標 3

子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進  
 <<学童期・思春期>>

#### 推進方向

1 居場所づくりの推進	4 豊かな心の育成の推進
2 不登校対策、中退予防の推進	5 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
3 いじめに対する取り組みの推進	

#### 施策目標 4

若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進  
 <<青年期>>

#### 推進方向

1 居場所づくりの推進・交流の促進	4 雇用の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実
2 相談体制の充実	5 若者への経済的支援
3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	6 ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援

#### 施策目標 5

子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進  
 <<子育て当事者等>>

#### 推進方向

1 子育てに対する経済的支援や負担軽減	4 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	7 子育てに関する適切な情報提供の推進	10 放課後児童対策の充実
2 子どもへの医療対策の充実	5 子育てに関する相談体制の充実	8 子育て中の社会参加支援	11 男女共同子育ての推進
3 ひとり親家庭や寡婦の自立支援	6 子育てに関する支援体制の充実	9 多様な保育サービスの充実	

1章

2章

3章

4章・5章

6章

## 計画の推進と進行管理

庁内の関係部署で構成する委員会および外部の会議体において、毎年度、PDCAサイクルの手法により、適切な進行管理を行い、評価結果に基づき継続的に改善・見直しを図る。

### 【庁内の評価会議体制】

#### ■ (仮称) 枚方市こども計画策定委員会

児童福祉・母子保健、幼児教育・保育、学校教育、市の政策調整に関する部署などで構成

### 【外部の評価会議体制】

#### ■ 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会

児童福祉等に関する有識者、市民、民生委員・児童委員、PTA協議会役員、私立保育園、幼稚園代表者、医師などで構成

- 「ひとり親家庭や寡婦の自立支援」にかかるパート  
⇒ 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
- 「課題を有する若者等」にかかるパート  
⇒ 枚方市青少年問題協議会

庁内委員会や外部の合議制機関に報告の上、さまざまな視点より意見をいただく

その他、子ども・若者や子育て支援の状況等を把握できる数値目標を設定

(仮称) 枚方市こども計画 (素案)

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 本計画とSDGsの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 生活に困難さを抱える子ども・若者の状況・・・・・・・・・・ 18
4. 子ども・若者及び子育て世帯に対する行政サービス等の状況・・ 20
5. 調査からみた子ども・若者、子育て家庭の実態・・・・・・・・ 35

## 第3章 これまでの子ども・若者と子育て支援に関する施策の成果と課題

1. 各計画における取り組みの成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

## 第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
2. 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

## 第5章 施策の推進方向

- 施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進  
    《子どもの成長過程全般》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに  
    成長できるまちづくりの推進  
    《子どもの誕生前から幼児期まで》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進  
    《学童期・思春期》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進  
    《青年期》 . . . . . 101

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進  
    《子育て当事者等》 . . . . . 110

## 第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理 . . . . . 135  
2. 計画の実現に向けた数値目標 . . . . . 136

別冊

主要事業の目標事業量

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況において、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめ、待機児童問題、不登校件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として深刻な状況です。

そのようななか、本市では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年3月に、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。また、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者の自立に向けて、平成25年5月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画」を、令和5年3月には「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」を策定し、子ども・若者のひきこもり等の支援に関する取り組みを進めてきました。さらに、ひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることをめざして、平成18年3月に「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を、令和3年3月には「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策を推進してきました。

一方、国においては、令和5年4月に、子ども・若者施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。令和5年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が、幅広い子ども・若者施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、こども基本法10条において努力義務とされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされました。

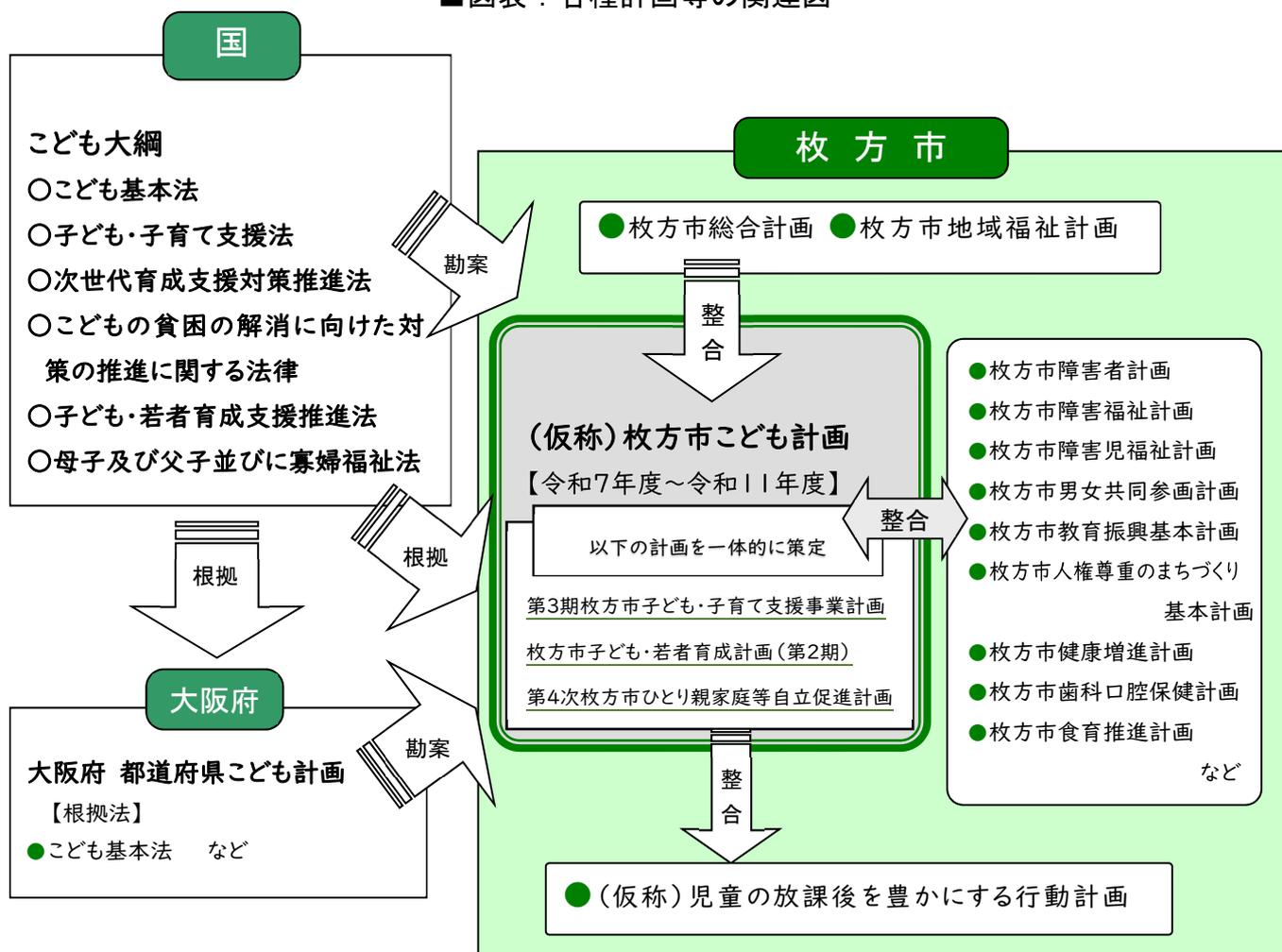
このような背景を踏まえ、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画」、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、こども大綱や大阪府が策定する都道府県こども計画のうち、本市の実情に沿った内容などを勘案した「(仮称)枚方市こども計画(令和7年度～令和11年度)」を策定し、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちづくりを進めるものです。

## 2. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法における自立促進計画として、これらを一体化した「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定します。

また、大阪府が策定する「都道府県こども計画」との整合を図るとともに、上位計画である「枚方市総合計画」や「枚方市地域福祉計画」のほか、他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援策を定めます。

■図表：各種計画等の関連図



計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、本計画の進捗状況を毎年度評価し、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 計画の対象

本計画は、子ども・若者及び子育て当事者等を対象とします。

なお、「子ども」はおおむね 18 歳未満の者、「若者」はおおむね 40 歳未満までの者とします。

子ども・若者施策に係る支援にあたっては、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

### 4. 本計画とSDGsの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第 5 次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。

本計画においては、SDGsが示す 17 のゴールのうち、次の7つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



### 5. 計画の策定体制

#### (1) 社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会による審議

計画の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会条例（平成 25 年枚方市条例第 41 号）第 9 条第 3 号及び枚方市社会福祉審議会規則（平成 26 年枚方市規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 4 号に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する審議を行う機関である「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議し、計画（案）を答申いただきます。

また、子ども・若者施策に関する既存の計画と一体のものとして作成することから、市町村子ども・若者計画に関して審議いただいている機関である「枚方市青少年問題協議会」及び枚方市ひとり親家庭等の支援に関して審議いただいている機関である「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」など関連する他の審議会委員からもご意見を聴取してまいります。

本市庁内の検討体制としては、「枚方市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置しており、庁内での議論も重ねながら、子ども・子育て専門分科会に対し、計画策定に必要な調査結果等を提示するとともに、計画の策定作業を進めます。

## (2) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、各種調査を実施しました。

### ①子どもの生活に関する実態調査

子どもが抱える課題に対する取り組みの充実や改善につなげていくため、大阪府との共同実施により、子どもの生活実態や学習環境などを把握する「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

#### 【調査対象】

- 小学5年生とその保護者
- 中学2年生とその保護者

#### 【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数		有効回答率	調査期間
小学生 中学生	枚方市 3,758 件	合計 1,432 件	小学生 815 件 中学生 606 件 学年不明 11 件	38.1%	令和5年7月12日～ 7月31日 (学校からの配布 ・郵送又はオンラインによる回収)
保護者	枚方市 3,758 件	合計 1,527 件	小学生の保護者 800 件 中学生の保護者 593 件 学年不明 134 件	40.6%	令和5年7月12日～ 7月31日 (学校からの配布 ・郵送又はオンラインによる回収)

### ②ニーズ調査

子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### 【調査対象】

- 就学前児童（0歳～5歳）の保護者
- 小学生（1年生～6年生）の保護者

#### 【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童	3,000 件	1,986 件	66.2%	令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)
小学生	3,000 件	1,883 件	62.8%	令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布 ・郵送又はオンラインによる回収)

### ③若者アンケート

若者世代が「居場所」、「相談」、「結婚」についてどう考えているのか等を把握するため、アンケートを実施しました。

#### 【調査対象】

- 15 歳～39 歳の枚方市民等

#### 【回収結果】

1,016 件

## (3) 子ども・若者等からの意見聴取の実施

こども基本法第11条において、「こども施策に対するこども等の意見の反映」が定められていることから、子ども・若者、子育て当事者、その他の関係者の意見を聴き、政策に反映するため、子ども・若者等からの意見聴取を実施しました。

①「(仮称)枚方市こども計画(素案)」の前段階にあたる「中間整理(案)」を用いて、広く意見募集を実施しました。

対象	意見数	手法	実施期間
小学5年生 ～中学3年生	241件	1人1台端末(タブレット)へ中間整理(案)の中間整理(案)の「やさしい版」を配信し、意見募集を実施。	令和6年 9月9日 ～9月23日
39歳までの子ども・若者、 子育て当事者	35件	市ホームページに、中間整理(案)の「やさしい版」および「概要版」等を掲載し、意見募集を実施。	

②声を聴かれにくい子ども・若者から、意見を聴きました。

小学校教育への円滑な接続の推進に向けて聴く	
対象	手法
未就学児	保育所・幼稚園へ訪問し、子どもたちに聴く。
障害のある子ども等への支援の充実について聴く	
対象	手法
子ども発達支援センターの 通所児童(未就学児)	子ども発達支援センターへ訪問し、児童に聴く。

中間整理（案）の「概要版」で聴く	
対象	手法
ひきこもり当事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所支援事業「ひらば」を訪問し、意見募集の趣旨等を説明した上で、当事者に意見を聴く（フォーム入力による回答）。</li> <li>・市相談窓口で当事者に意見を聴く（フォーム入力による回答）。</li> </ul>

③上記のほか、様々な機会を通じて、子ども・若者から、意見を聴きました。

---

#### （４）パブリックコメント等の実施

---

計画案について広く市民の方々からご意見を伺うため、令和6年12月●日～令和7年1月●日までの期間で、市ホームページへの掲載や公共施設への意見箱の設置等によるパブリックコメントを実施しました。

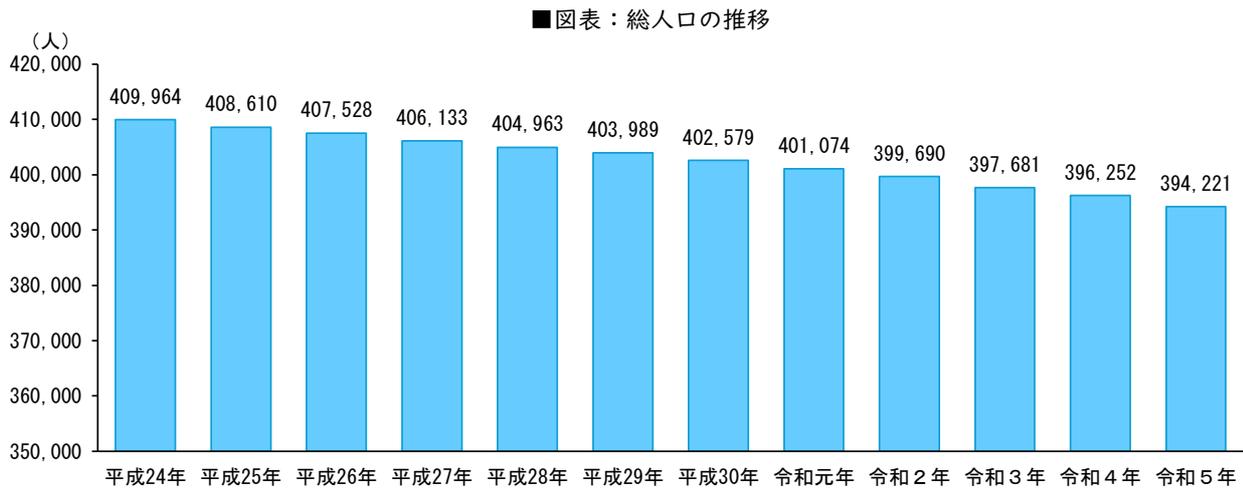
## 第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の状況

##### ① 総人口の推移

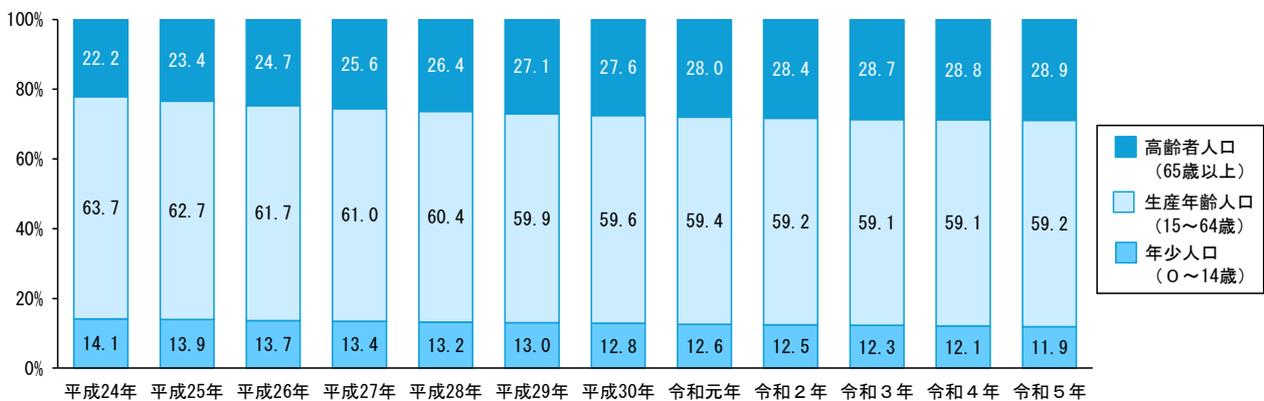
本市における人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和5年12月末日現在で394,221人となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年12月末日）

本市の年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）はおおむね減少傾向にあるのに対して、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。

■図表：年齢3区分別人口割合の推移



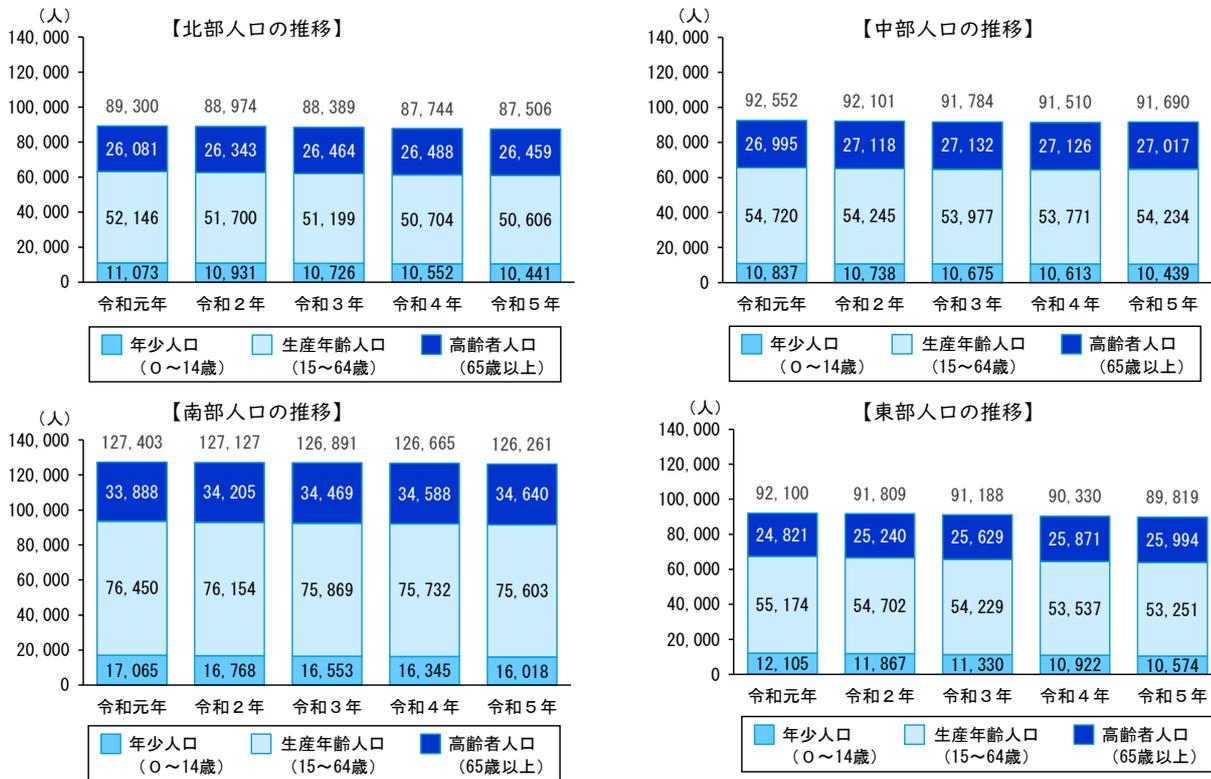
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

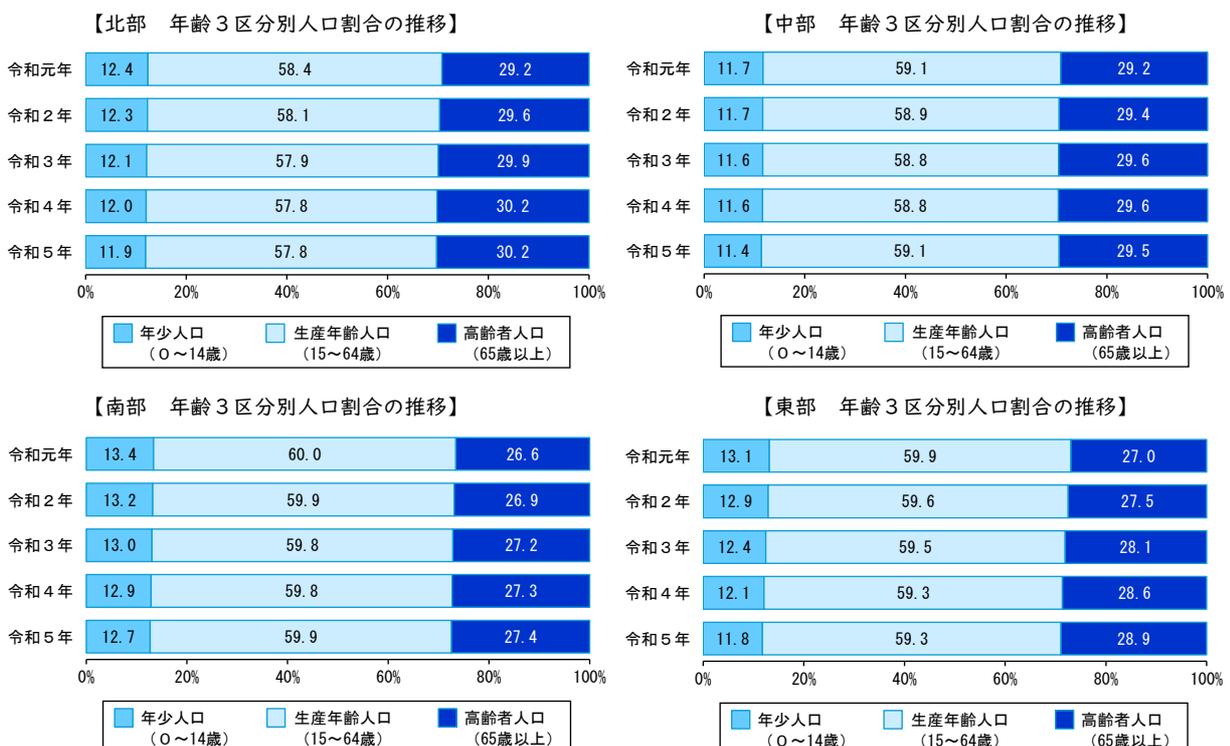
## ② 地域別人口の推移

本市の地域別人口の推移をみると、いずれの地域も年少人口（0～14歳）が減少傾向に対して、高齢者人口（65歳以上）が増えている地域もあり、全体から見ると少子高齢化が進展しています。

■図表：地域別人口の推移



■図表：地域別年齢3区分別人口割合の推移

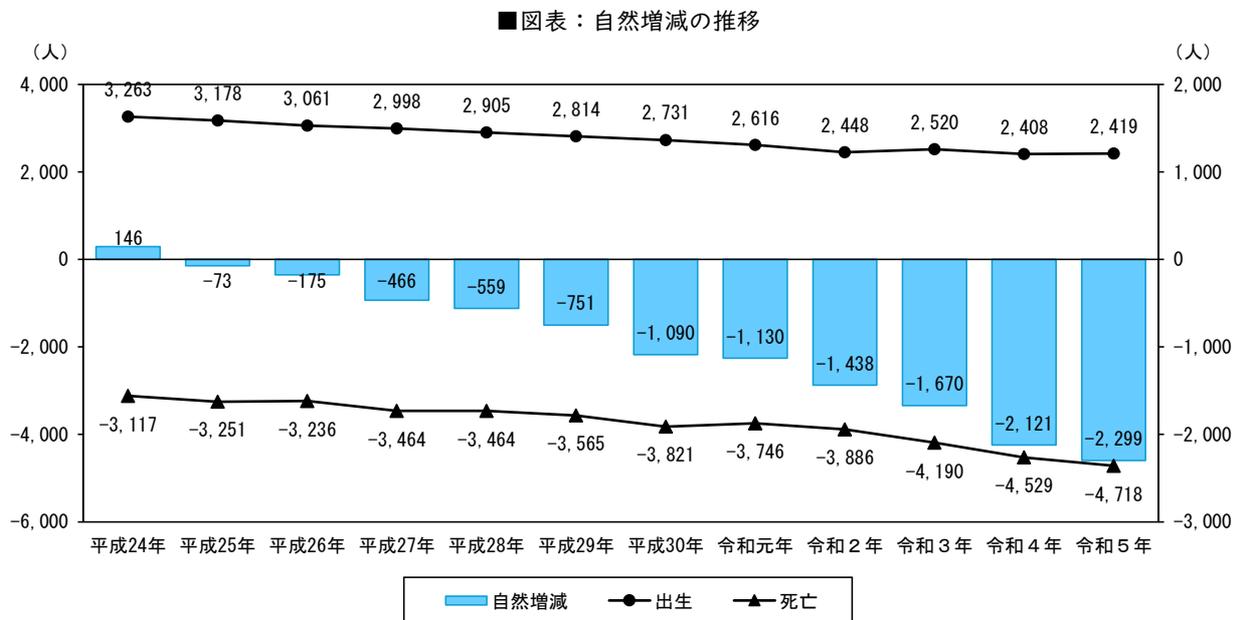


資料：住民基本台帳

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。(各年4月1日現在)

## (2) 自然増減の推移

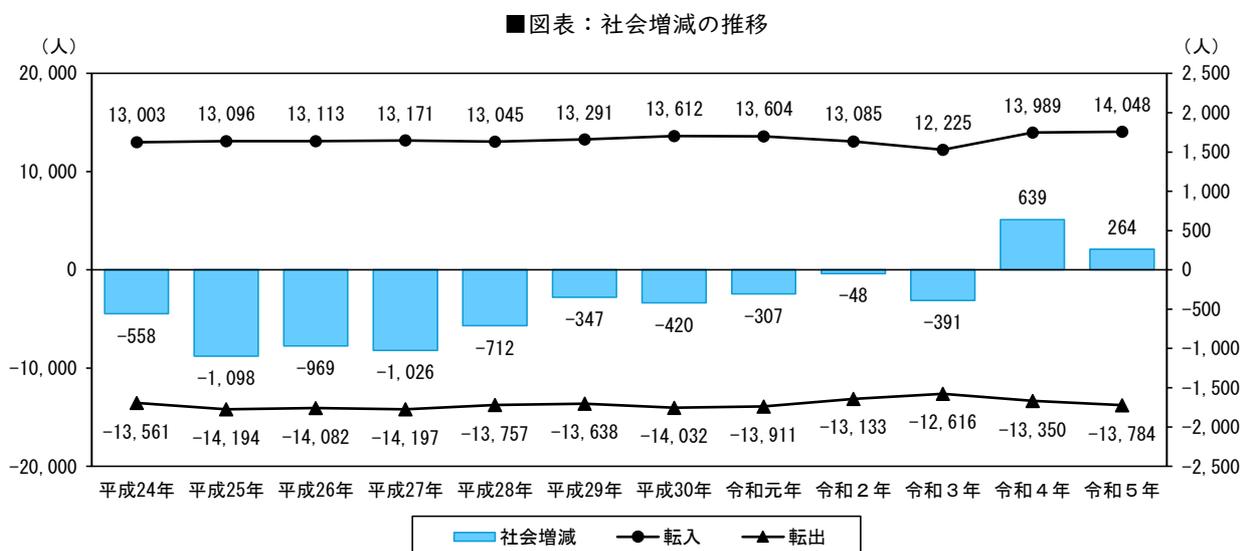
本市における出生と死亡による自然増減については、平成24年は出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、平成25年以降、死亡数が出生数を上回り、令和5年では2,299人の自然減となっています。



資料：枚方市統計書

## (3) 社会増減の推移

本市における転入と転出による社会増減については、平成24年以降、転出数が転入数を上回る社会減の傾向が続いていましたが、令和4年以降転入数が転出数を上回り、令和5年では264人の社会増となっています。

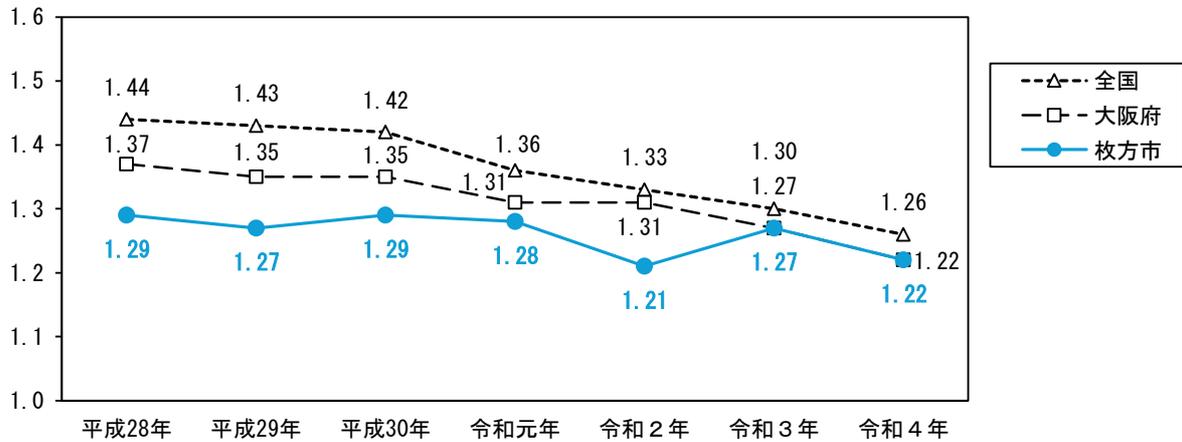


資料：枚方市統計書

#### (4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、令和4年には1.22となり、平成28年より0.07ポイント低下し、国の1.26よりも0.04ポイント低くなっています。

■図表：合計特殊出生率の推移



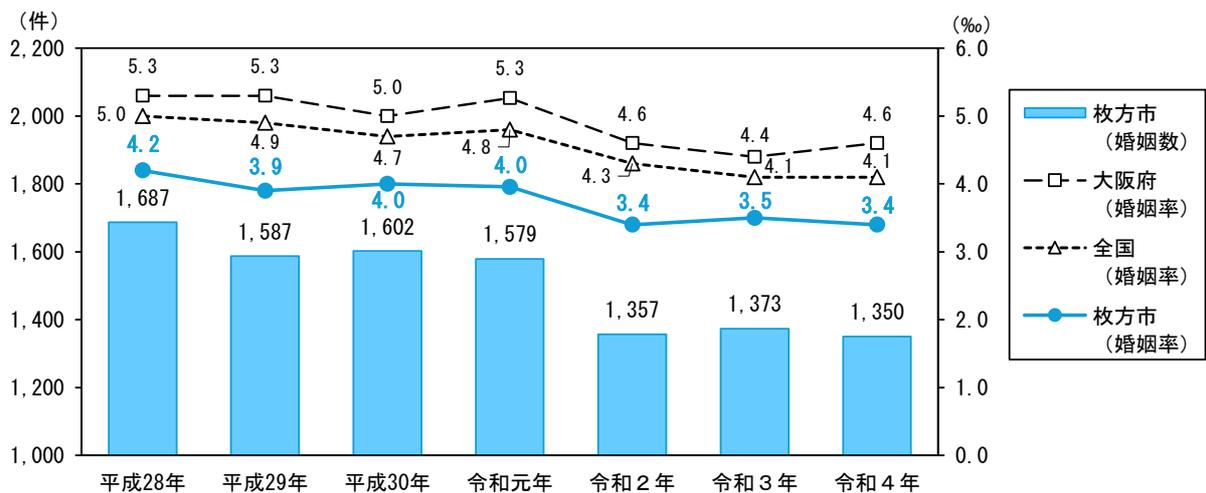
資料:全国・大阪府は人口動態調査、枚方市は枚方市統計書

注記：合計特殊出生率とは、15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

#### (5) 婚姻数の推移

本市の婚姻数及び婚姻率をみると、いずれも減少傾向にあり、令和4年の婚姻数は1,350件、婚姻率は3.4となっています。婚姻率は大阪府の4.6よりも1.2ポイント、全国の4.1よりも0.7ポイント下回っています。

■図表：婚姻数・婚姻率の推移

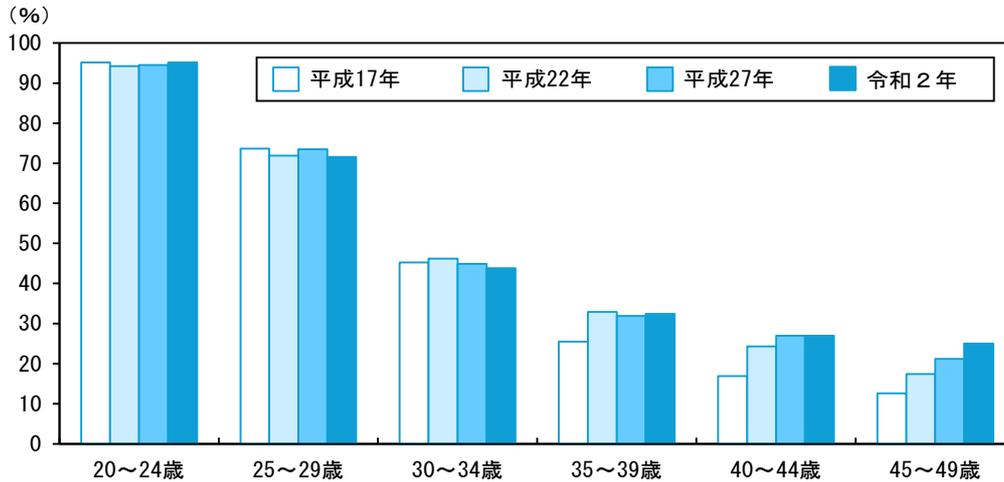


資料:人口動態調査

## (6) 未婚率の推移

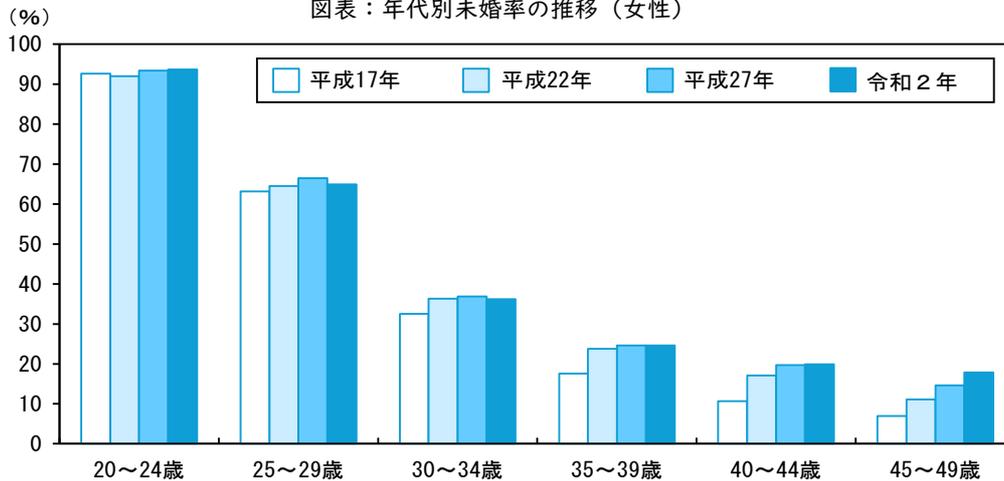
本市の年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性では40歳以降、女性では35歳以降で上昇傾向にあります。特に、男女とも、45～49歳の差が最も大きく、平成17年と令和2年を比べると、男性が12.4ポイント、女性が11.0ポイント上昇しています。

図表：年代別未婚率の推移（男性）



	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成17年	95.1	73.6	45.2	25.5	16.9	12.6
平成22年	94.2	71.9	46.2	32.9	24.3	17.4
平成27年	94.5	73.5	44.9	31.9	27.0	21.2
令和2年	95.2	71.6	43.8	32.4	27.0	25.0

図表：年代別未婚率の推移（女性）



	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成17年	92.6	63.2	32.5	17.6	10.7	6.9
平成22年	92.0	64.5	36.3	23.8	17.1	11.1
平成27年	93.4	66.5	36.9	24.6	19.7	14.6
令和2年	93.7	65.0	36.2	24.6	19.9	17.9

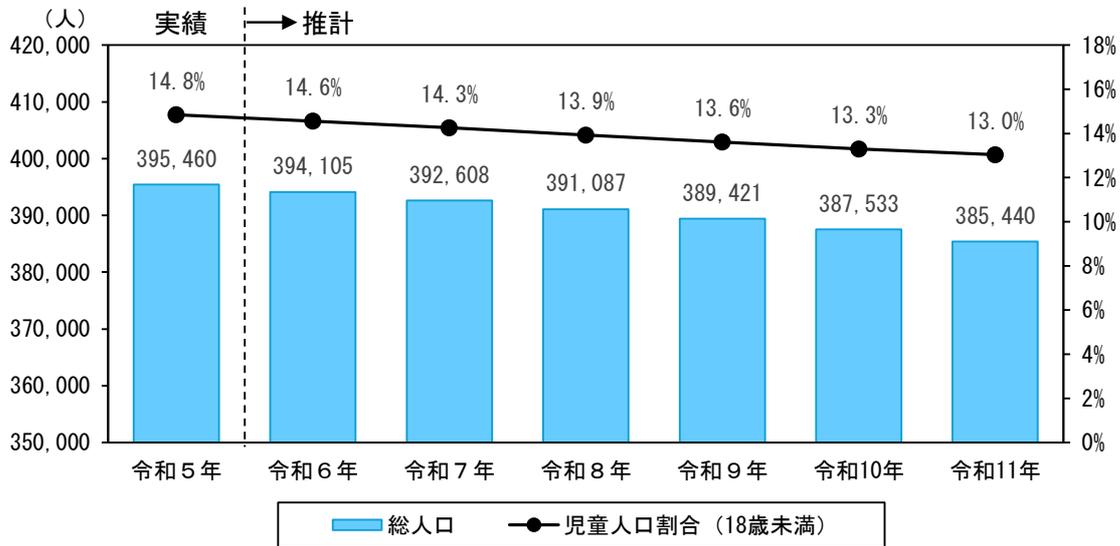
資料：国勢調査

注記：年代別未婚率とは、各年代における総人数に対する未婚人数の割合

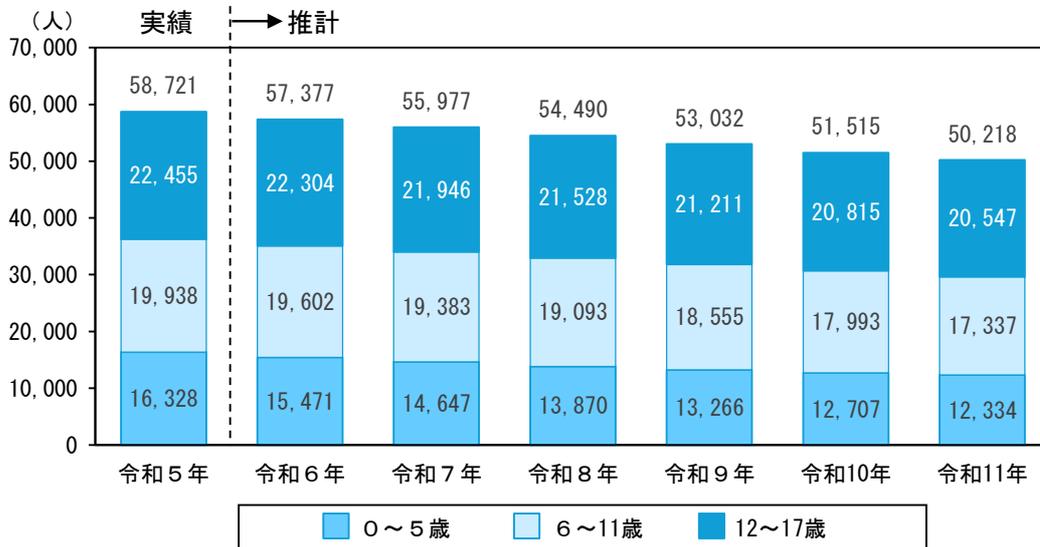
## (7) 人口・児童数の将来予測

本市の人口や児童数の将来推計をみると、引き続き、人口は緩やかに減少する見込みです。また、児童人口（18歳未満）の推計をみても、今後、緩やかな減少が続く見込みとなっています。

図表：総人口の推計



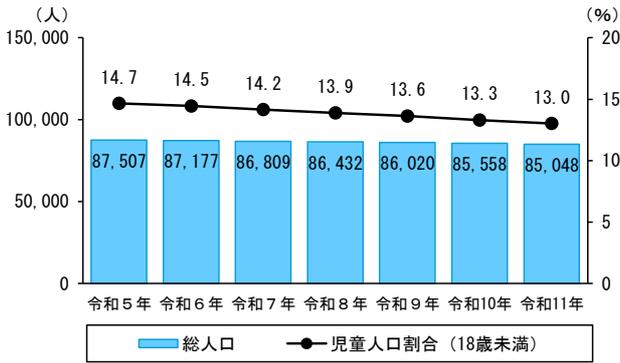
図表：児童人口の推計



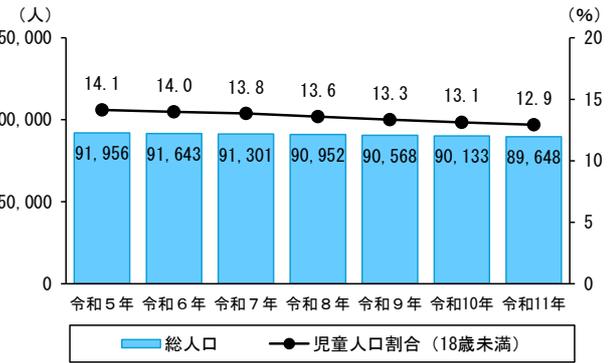
資料：令和5年における住民基本台帳人口（5月1日現在）を基にコーホート要因法にて推計（令和6年以降は推計）

図表：地域別総人口の推計

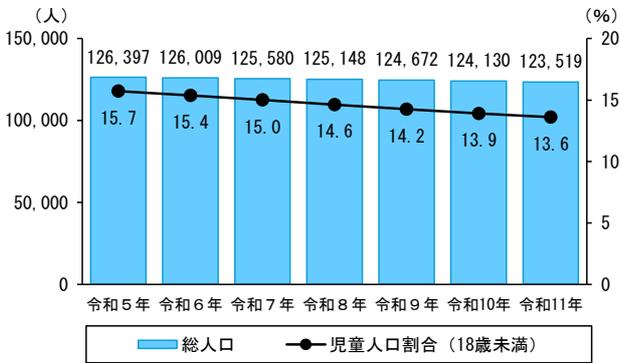
【北部 総人口の推計】



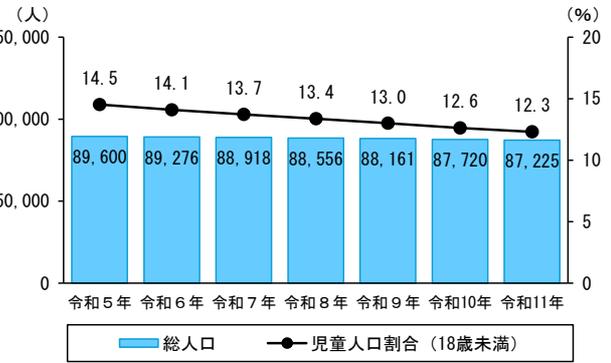
【中部 総人口の推計】



【南部 総人口の推計】

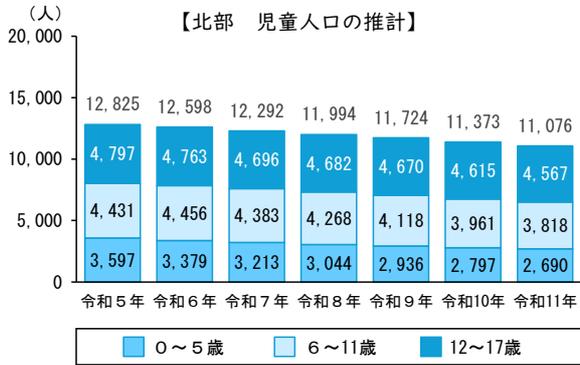


【東部 総人口の推計】

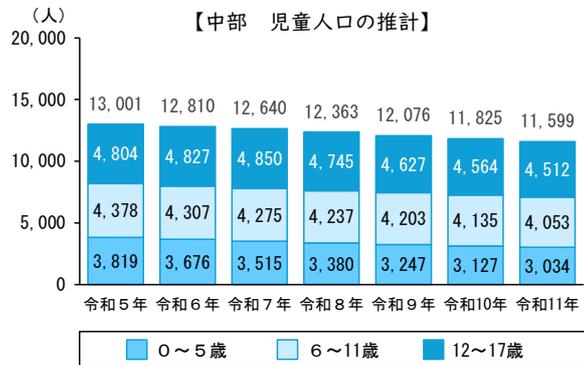


図表：地域別児童人口の推計

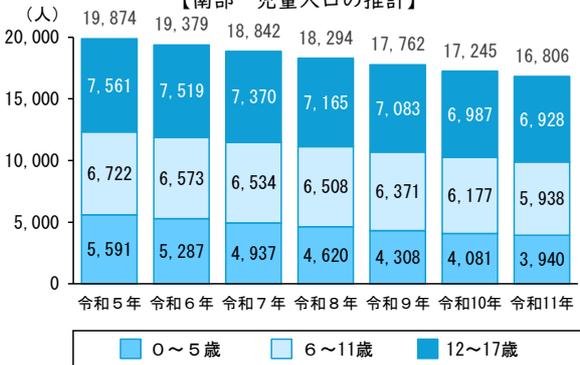
【北部 児童人口の推計】



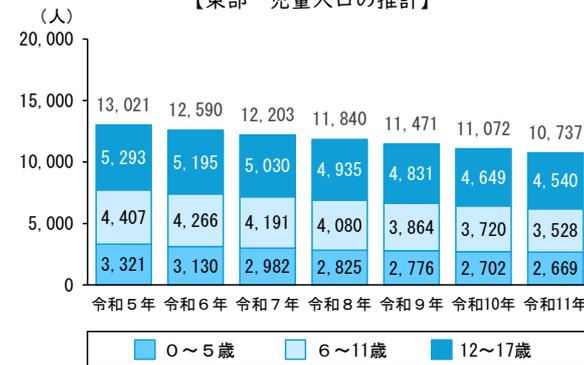
【中部 児童人口の推計】



【南部 児童人口の推計】



【東部 児童人口の推計】



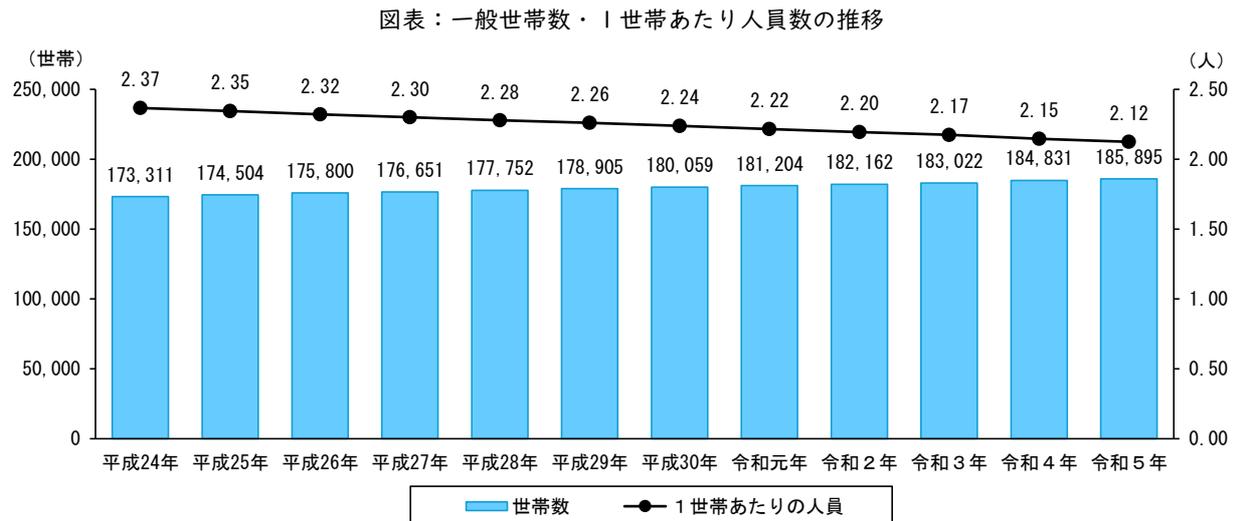
資料：令和5年における住民基本台帳人口（5月1日現在）を基にコーホート要因法にて推計（令和6年以降は推計）

## (8) 世帯の状況

### ① 世帯の推移

本市の世帯数は、人口が減少している中であっても増加傾向にあり、令和5年には185,895世帯と平成24年と比較して12,584世帯の増加となっています。

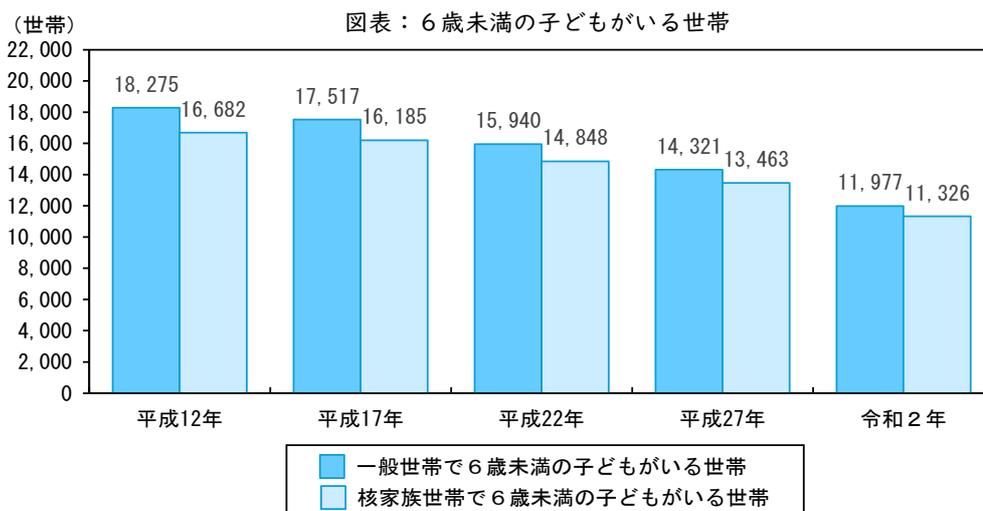
一方、1世帯あたりの人員は、年々減少傾向にあり、平成24年の2.37人から令和5年には2.12人と0.25人減少し、家族の少人数化が進んでいます。



資料：住民基本台帳人口（10月1日現在）

### ② 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯の推移

一般世帯で6歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年以降、減少傾向にあり、令和2年には11,977世帯となっています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。

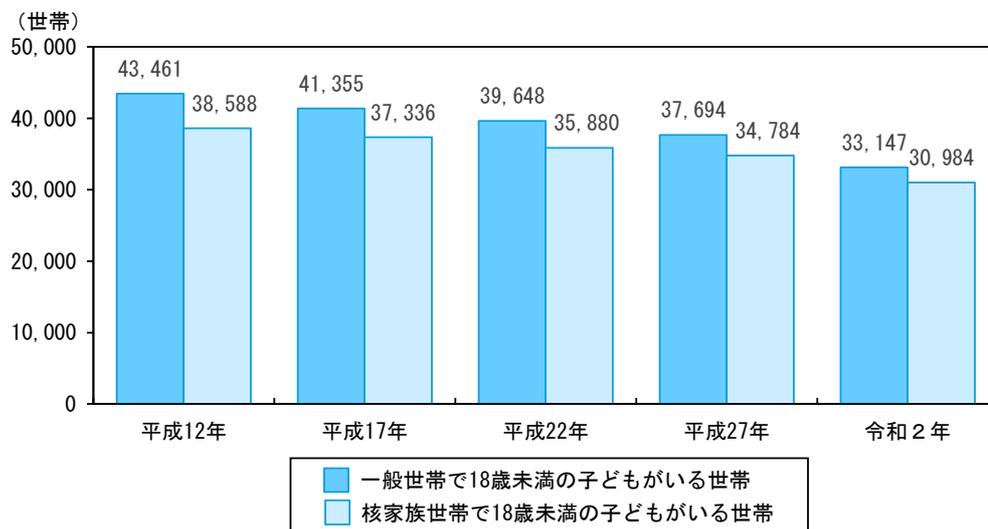


資料：国勢調査

注記：一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者などから成る世帯をいう。

一般世帯で18歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年の43,461世帯から令和2年には33,147世帯と、大きく減少しています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。

図表：18歳未満の子どもがいる世帯

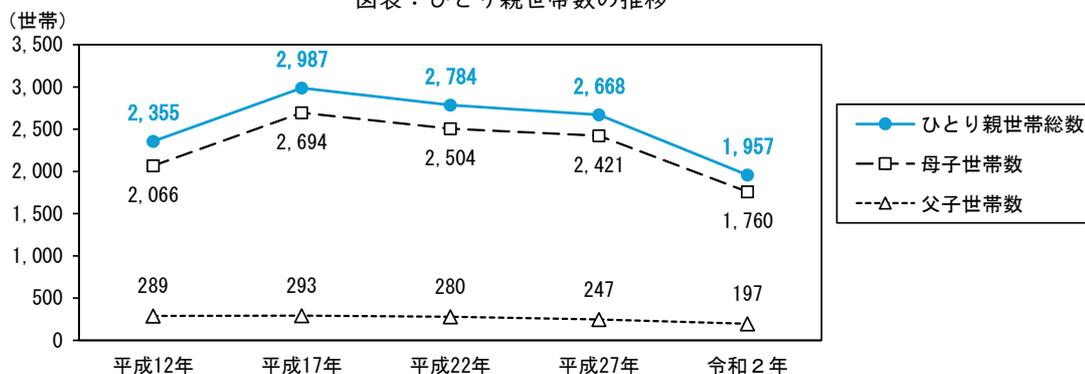


資料：国勢調査

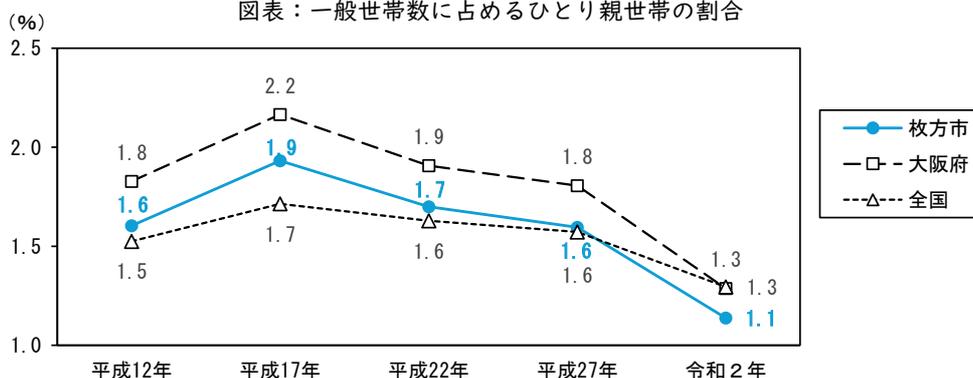
### ③ ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯の数は、緩やかな減少傾向にあります。また、一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成22年までは大阪府、枚方市ともに、全国よりも高い割合になっていましたが、令和2年は、全国、大阪府を下回り、1.1%となっています。

図表：ひとり親世帯数の推移



図表：一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合



資料：国勢調査

図表：ひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	一般世帯数	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727	721,290
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003	74,481
	一般世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6	1.3
大阪府	一般世帯数	3,454,840	3,590,593	3,823,279	3,918,441	4,126,995
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756	53,131
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842	48,627
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914	4,504
	一般世帯に占める割合	1.8	2.2	1.9	1.8	1.3
枚方市	一般世帯数	146,795	154,608	163,830	167,201	172,035
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668	1,957
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421	1,760
	うち父子世帯数	289	293	280	247	197
	一般世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6	1.1

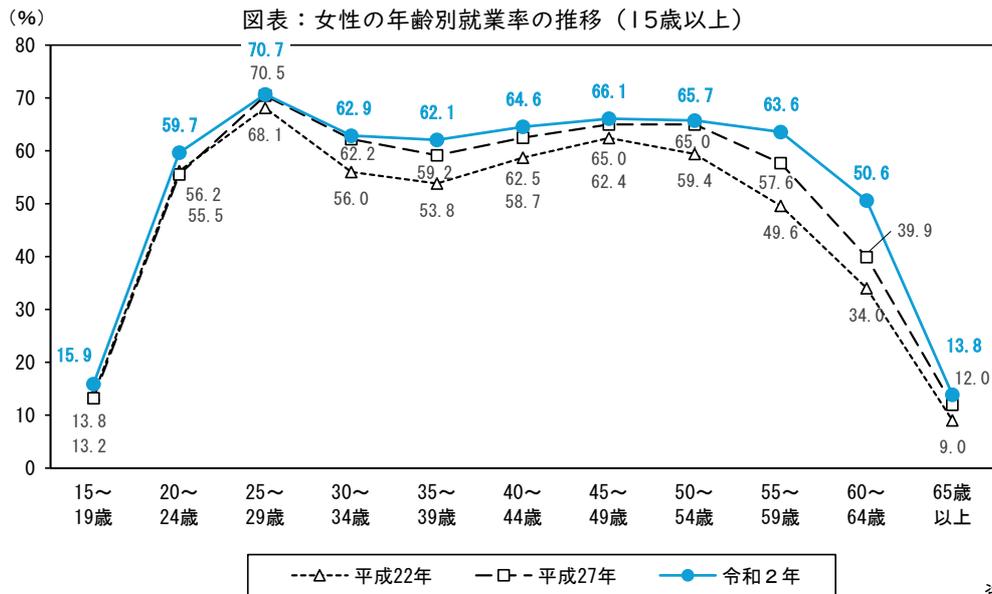
資料：国勢調査

## 2. 就労の状況

### (1) 女性の就業率（年齢別就業率の推移）

女性の年齢5歳階級別就業率をみると、どの年齢層も上昇傾向にあり、女性の就業が進んでいます。

また、出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少していることなどが影響し、いわゆるM字型カーブの傾向が緩やかになっています。

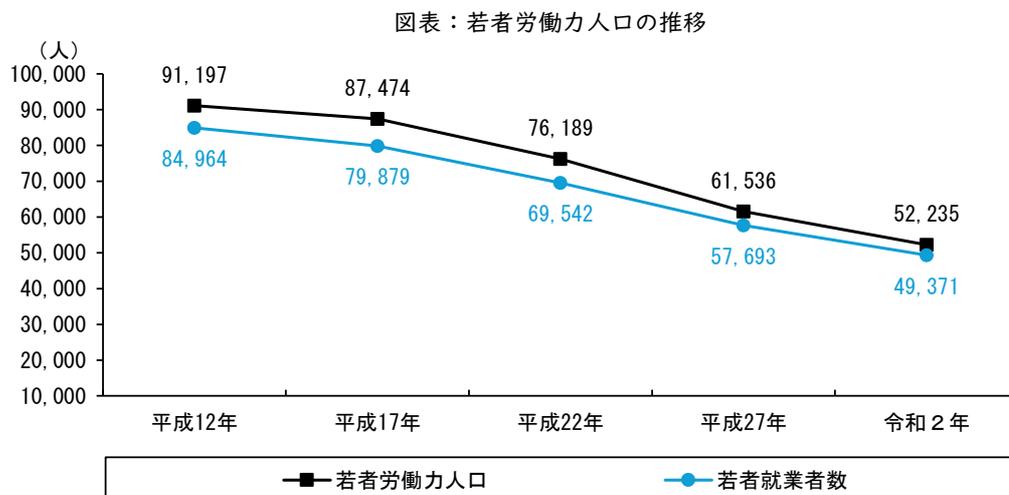


資料：国勢調査

注記：就業率とは、15歳以上人口に占める就業人口の割合

### (2) 若年労働力人口の状況

労働力人口とは15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた数値です。このうち、若者の労働力人口（15～39歳）は就業者数とあわせて減少しており、令和2年は平成12年と比べて約半数に減少しています。

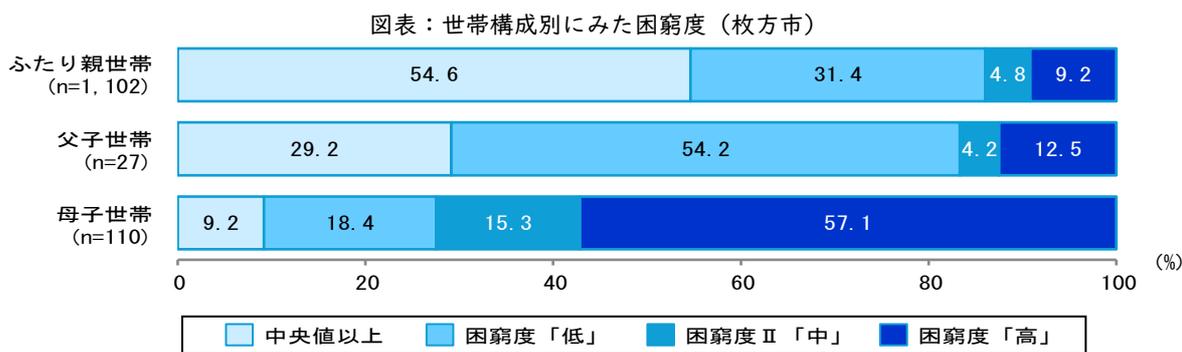


※若者の労働力人口：15～39歳の就業者と完全失業者を合わせた数値。  
資料：国勢調査

### 3. 生活に困難さを抱える子ども・若者の状況

#### (1) 子どもの貧困の状況

本市が令和5年度に実施した「枚方市子どもの生活に関する実態調査」では、回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、家庭の経済状況に係る困窮の程度を4つに分類しました。その結果、ふたり親世帯に比べ、母子世帯、父子世帯の困窮度は高い傾向にあり、特に母子世帯においては、困窮度「高」の割合が57.1%あり、厳しい経済状況がうかがえる結果となりました。



資料：「枚方市子どもの生活に関する実態調査」

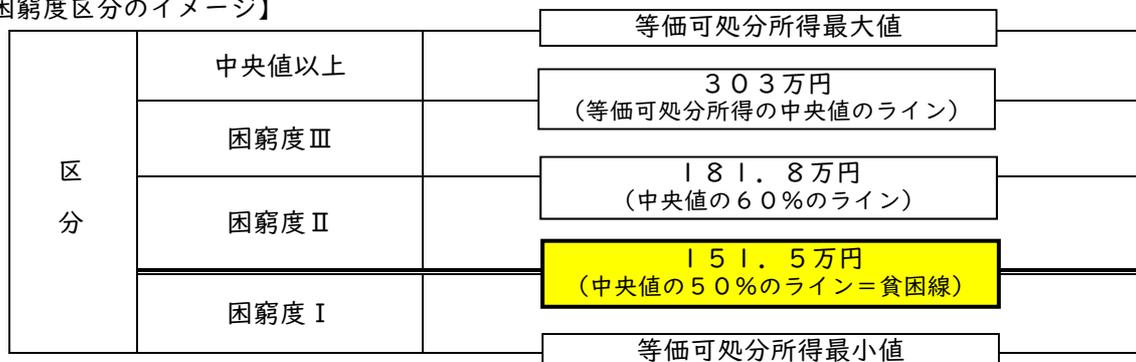
#### ★「困窮度」の考え方

家庭の経済状況の目安となる「困窮度」の考え方については、保護者から回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、以下のとおり、困窮の程度を4つの区分に分類しました。

※「等価可処分所得」：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得区分。世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いています。

	基準	枚方市の回答割合
中央値以上	等価可処分所得中央値（本調査では303万円）以上	50.2%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満で、中央値の60%以上 （181.8万円～303万円未満）	30.9%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の60%未満で、中央値の50%以上 （151.5万円～181.8万円未満）	5.6%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50%未満（＝貧困線未満） （151.5万円未満）	13.3%

#### 【困窮度区分のイメージ】



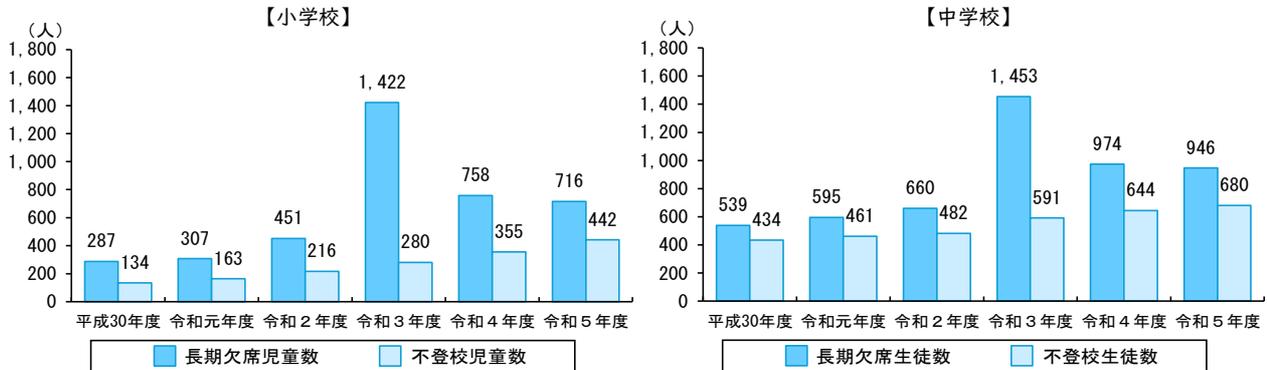
#### 【参考】

枚方市の中央値は303万円、相対的貧困率（国の定める基準）は13.3%。  
大阪府内全自治体の中央値は280万円、相対的貧困率（国の定める基準）は15.9%。

## (2) 不登校・いじめの状況

長期欠席児童・生徒数や不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに近年増加傾向となっています。小学校の不登校児童数は令和5年度で442人と前年度に比べ87人増加しています。また、中学校の不登校生徒数は令和5年度で680人と、前年度に比べ36人増加しています。

図表：不登校・長期欠席の児童・生徒数の推移



※長期欠席者数が令和3年度から大幅に増加している経緯については、令和3年度より、本調査の長期欠席者の定義が「欠席+出席停止」となったためです。また、本市では令和3年度の1か月程度、学校で授業を受けるか、自宅でオンライン授業を受けるか選択できる「ハイブリッド授業」を実施しており、オンライン授業を選択した児童・生徒はすべて出席停止となります。

資料：枚方市教育委員会学校教育課児童生徒課

## (3) ひきこもりの状況

令和5年度の内閣府の調査では、狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは全国でおよそ65万人（15～39歳）いると推計されており、本市においては、令和5年4月1日現在の15～39歳の総数をもとに算出すると1,988人と推計されます。

	〔有効回答率に占める割合〕	〔枚方市の推計値(人)〕 〔( )内は全国の推計〕	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.36%	349人 (11.5万人)	狭義の ひきこもり 1,067人 (35.1万人)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.74%	718人 (23.6万人)	
ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	0.95%	準ひきこもり 921人(30.3万人)	広義のひきこもり 1,988人(65.4万人)
計	2.05%		

枚方市の15～39歳の総数96,997人(令和5年4月1日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：2022年度 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

- 注：① 狭義のひきこもり：・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない  
・ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける  
② 準ひきこもり：ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出する  
③ 広義のひきこもり：① + ②

#### 4. 子ども・若者及び子育て世帯に対する行政サービス等の状況

##### (1) 相談事業の状況

###### ① 家庭児童相談

まるっとこどもセンターでは、子育て、親子関係、友達関係のことなど18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもや親への面接のほか、必要に応じて遊戯療法や心理検査などを行っています。また、児童虐待防止に向けた家庭への支援なども行っています。家庭児童相談の延べ件数は、令和3年度にカウント方法が変更されたことにより激減していますが、令和4年度以降は7千件台で推移しています。

図表：家庭児童相談延べ件数

(単位：件)

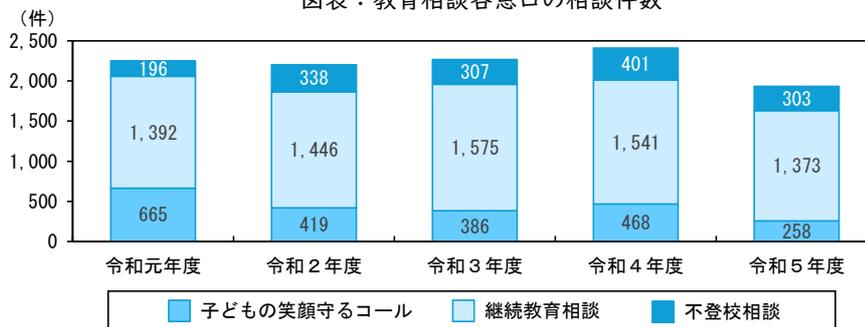
	虐待	養護 その他	言語発達	知的障害 相談	自閉症等 相談	障害 その他	非行	性格行動	不登校	育成 その他	その他	合計
令和元年度	20,026	17	46	77	366	15	13	2,964	547	77	63	24,211
令和2年度	29,911	19	48	79	550	12	14	2,533	517	144	69	33,896
令和3年度	1,931	12	36	67	680	10	18	2,758	756	121	62	6,451
令和4年度	1,859	124	15	121	649	8	41	3,225	957	136	122	7,257
令和5年度	1,705	419	16	107	809	3	56	2,833	1,102	132	75	7,257

※令和3年度にカウント方法が変更

###### ② 教育相談

教育文化センター等において、保護者や児童・生徒、教職員等からの、教育や学校生活上の問題に関して電話や面談による相談を受け、アドバイスを行っています。また、相談者の依頼に応じて、面談による継続的なカウンセリングも実施しています。その他、幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」（「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」）を設置し、電話による教育相談を実施しています。

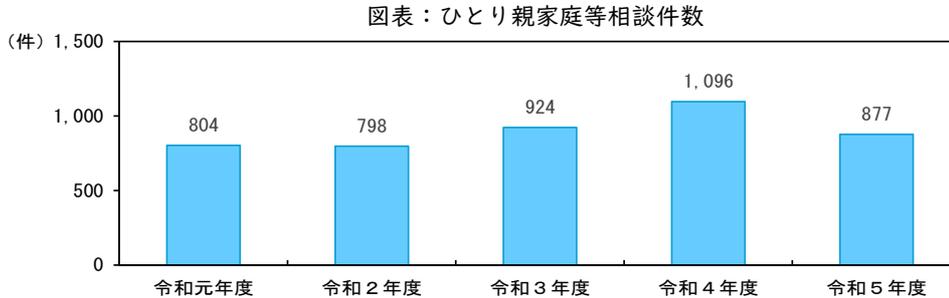
図表：教育相談各窓口の相談件数



資料：教育委員会

### ③ ひとり親家庭等相談

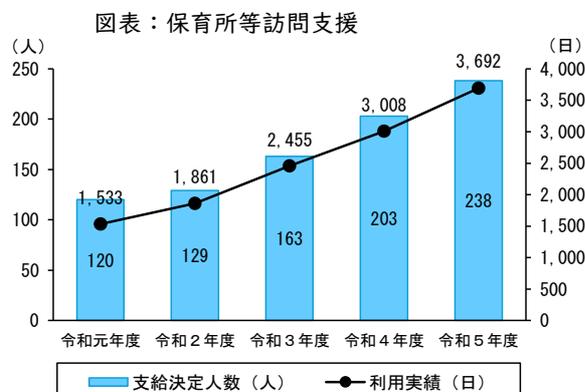
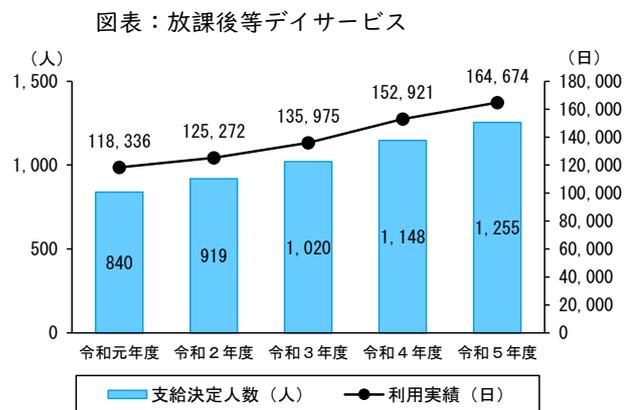
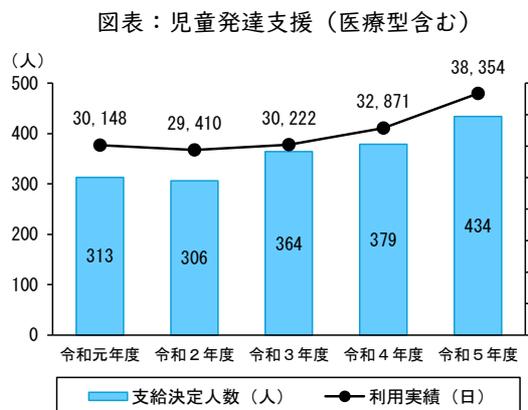
ひとり親家庭等などに対して、生活の安定、自立のために、福祉資金の貸付、就労支援など、各種施策の活用についての相談に、母子父子自立支援員が応じています。相談件数は令和4年度までは増加傾向にありましたが、令和5年度は877件となっています。



資料：子ども未来部

## (2) 障害のある子どもへの支援の状況

障害のある子どもに対する支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）については、その支給決定人数や利用実績は増加傾向にあります。



資料：健康福祉部（各年度末現在）

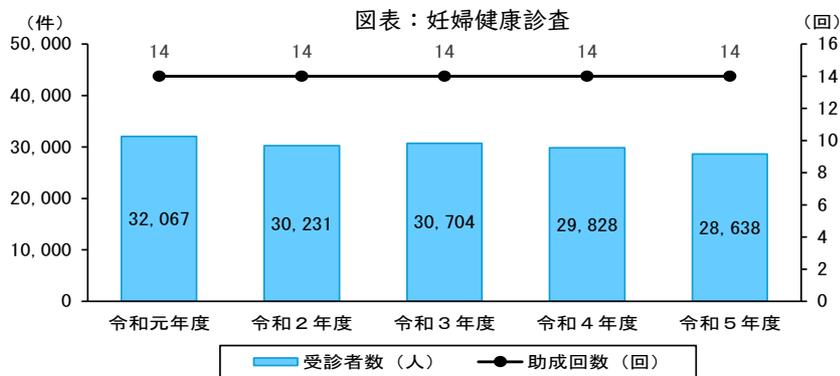
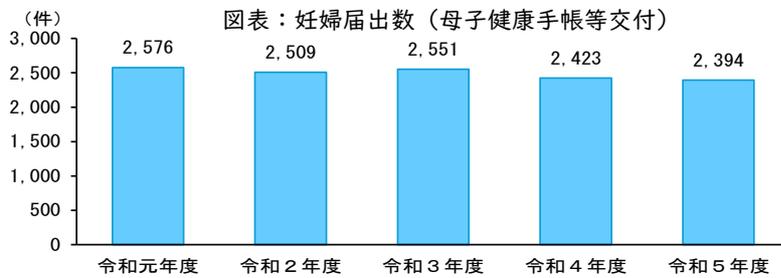
### (3) 母子保健事業の状況

まるっとこどもセンターでは、妊娠・出産・育児をとおして母性・父性が生まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つことをめざして、さまざまな事業を実施しています。

妊娠届出時には、母子健康手帳の交付と合わせて妊婦健康診査や産婦健康診査、乳児一般健康診査など健康診査における費用助成に係る受診券を交付するとともに、保健師等による全数面接を実施し、令和5年2月からは経済的支援と伴走型相談支援を一体的に進める出産子育て応援事業の開始により、妊娠期から出産、育児までの切れ目ない支援体制の強化に取り組んでいます。

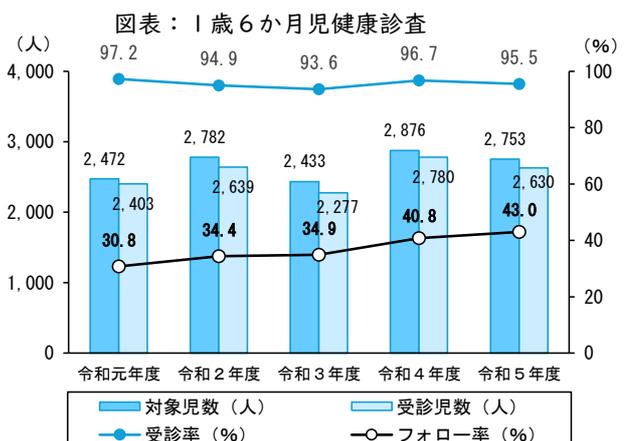
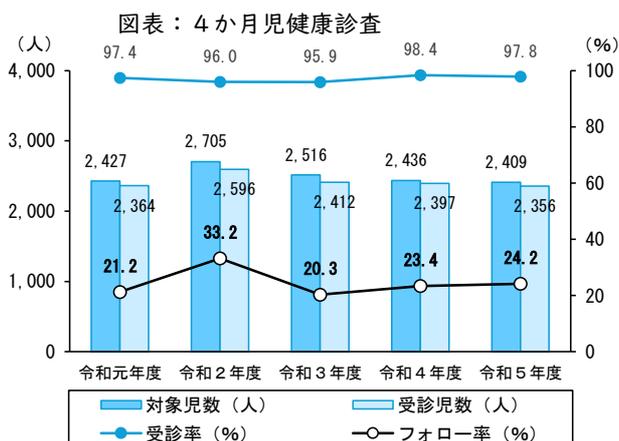
4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳6か月児を対象とした乳幼児健康診査、電話や来所相談の他に妊婦オンライン相談、乳幼児健康相談等の健康相談事業やマタニティスクール、離乳食講習会等の子育てに関する健康教育事業も実施しています。

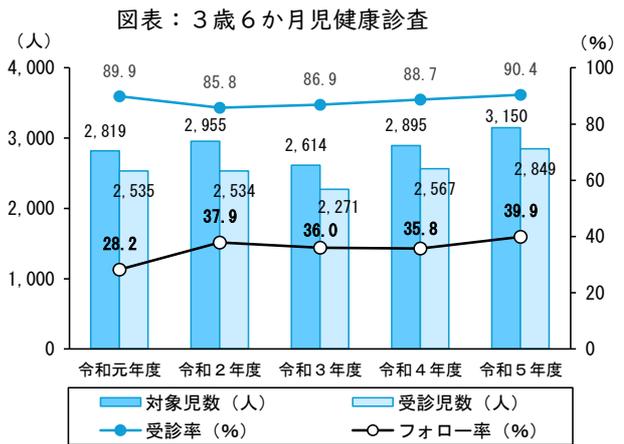
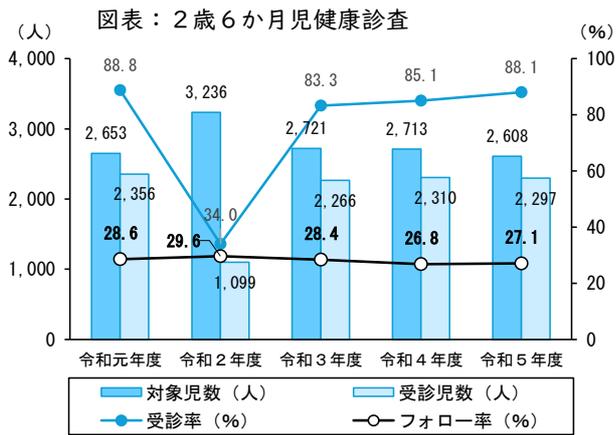
#### ① 妊産婦の保健事業



資料：子ども未来部

#### ② 乳幼児健康診査



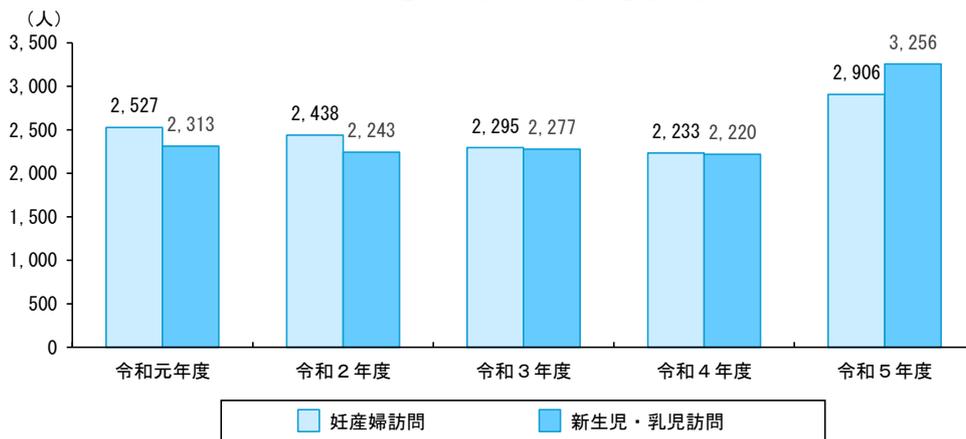


注記：フォロー率とは、健診後に経過観察を要する児童の比率

資料：子ども未来部

### ③ 訪問指導

図表：妊産婦訪問、新生児・乳児訪問



資料：子ども未来部

## (4) 就学前児童の居所の状況

### ① 就学前児童の保育所（園）、幼稚園等の利用状況

本市における就学前児童数は、減少傾向が続いている中、認定こども園（2・3号）の保育需要は、年々増加しています。

就学前児童の幼稚園、認定こども園（2・3号）の入園及び保育所（園）の入所を合わせた割合は増加傾向にありましたが、今後も引き続き就学前児童数の減少が見込まれている中、核家族化の進行、就労形態の多様化などを背景とした保育需要については、より一層今後を見込むことが困難になってきています。

図表：就学前児童の保育所（園）、幼稚園等の利用状況



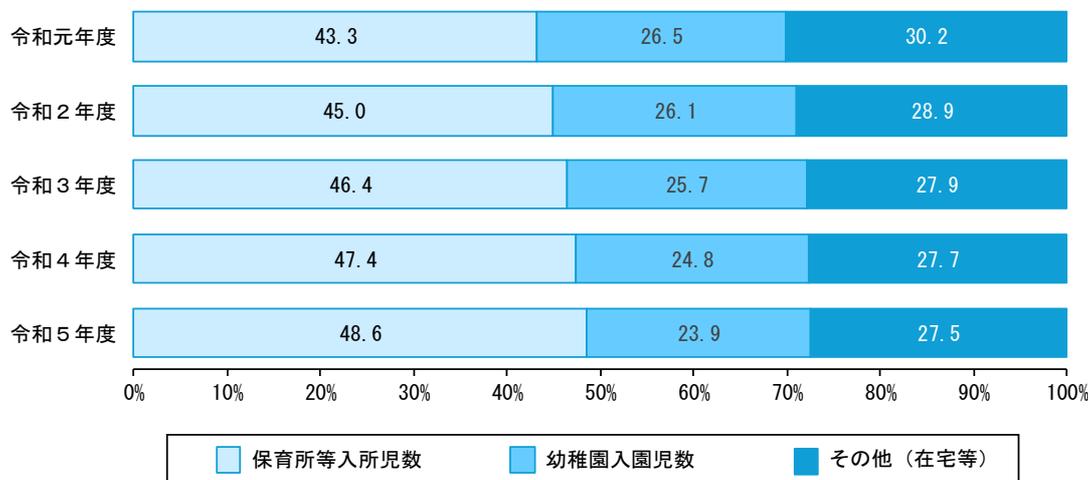
注記：「その他」には、主に在宅で子育てをされている児童や、認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

注記：「認定こども園（1号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満3歳以上で教育を希望される児童

「認定こども園（2号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満3歳以上で保育が必要な児童

「認定こども園（3号）」・・・認定こども園に通う児童のうち、満3歳未満で保育が必要な児童

図表：保育所（園）等、幼稚園等、在宅別児童の割合の推移

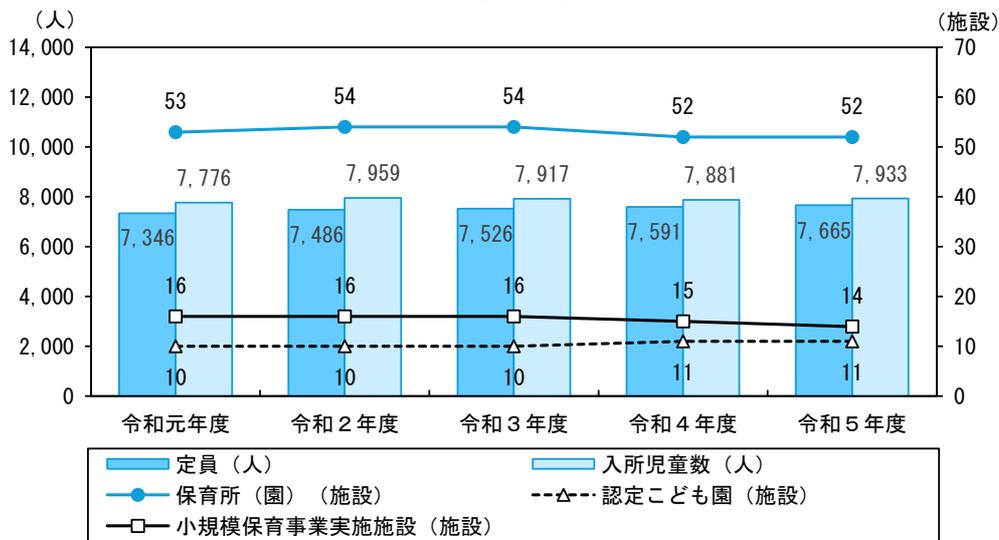


資料：子ども未来部・教育委員会（各年5月1日現在）

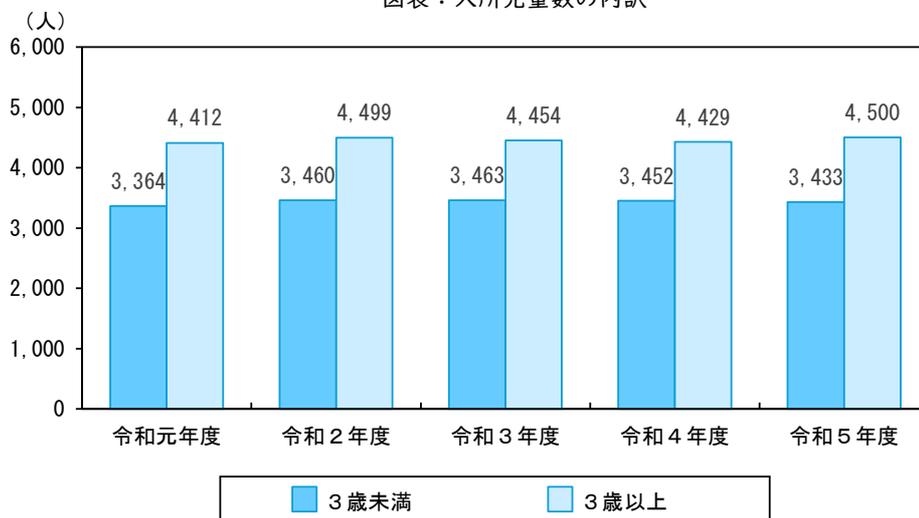
## ② 保育所（園）等の状況

本市には、公立保育所8か所、私立保育所（園）44か所と、私立認定こども園11か所、公立小規模保育施設5施設、私立小規模保育事業実施施設9施設（令和5年4月1日現在）があります。近年、待機児童対策で定員拡大を図っていますが、保育需要の増加に伴い、入所児童数が定員を上回っており、令和5年4月1日現在、定員7,665人に対して、定員の弾力化により7,933人が入所しました。

図表：入所児童数と施設数等の推移



図表：入所児童数の内訳



資料：子ども未来部（各年4月1日現在）

注記：入所児童数は市外在住の児童及び市内在住で市外の施設を利用する児童の数を除きます。

<地域別にみた保育所（園）等 入所児童数及び待機児童数>

国定義の待機児童数については、定員増や定員の弾力化により、0人となりましたが、令和4年に、北部地域で発生しています。令和5年には解消しています。

(単位：人)

地域別	令和元年				令和2年				令和3年			
	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)
北部	1,595	1,740	0	90	1,615	1,728	0	92	1,625	1,735	0	61
中部	1,759	1,831	0	60	1,759	1,860	0	45	1,779	1,883	0	36
南部	2,321	2,467	0	72	2,441	2,610	0	65	2,451	2,600	0	100
東部	1,671	1,738	0	59	1,671	1,761	0	60	1,671	1,699	0	62
合計	7,346	7,776	0	281	7,486	7,959	0	262	7,526	7,917	0	259
地域別	令和4年				令和5年							
	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)				
北部	1,660	1,713	9	67	1,667	1,733	0	55				
中部	1,789	1,849	0	53	1,789	1,825	0	40				
南部	2,451	2,624	0	110	2,432	2,618	0	71				
東部	1,691	1,695	0	35	1,777	1,757	0	28				
合計	7,591	7,881	9	265	7,665	7,933	0	194				

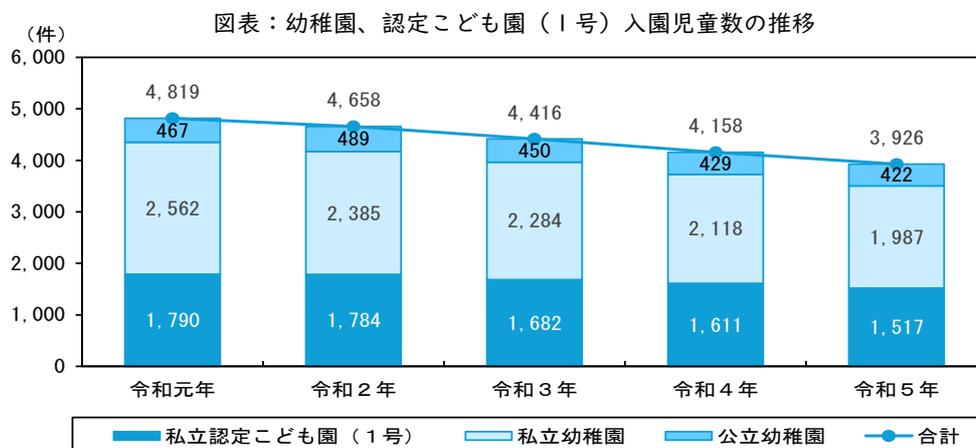
資料：子ども未来部（各年4月1日現在）

注記：待機児童数（国定義）・・・保育の必要性が認定され、保育所等の入所申込が出されているにもかかわらず、保育所（園）等に入所していない児童のうち、特定の保育所等を希望しているなど、一定の要件に該当する児童を除いた児童数。

待機児童数（市基準）・・・特定の保育所等を希望する場合などの潜在的な待機児童を含めた児童数。

③ 幼稚園等の状況

本市には、公立幼稚園6園、私立幼稚園9園があります。また、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園と保育所（園）の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う「認定こども園」が創設され、市内に11園（令和5年4月1日現在）の私立認定こども園があります。



資料：子ども未来部・教育委員会（各年5月1日現在）

注記：市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含みます。

<地域別にみた幼稚園・認定こども園（1号）入園児童数の内訳（年齢区分別）>

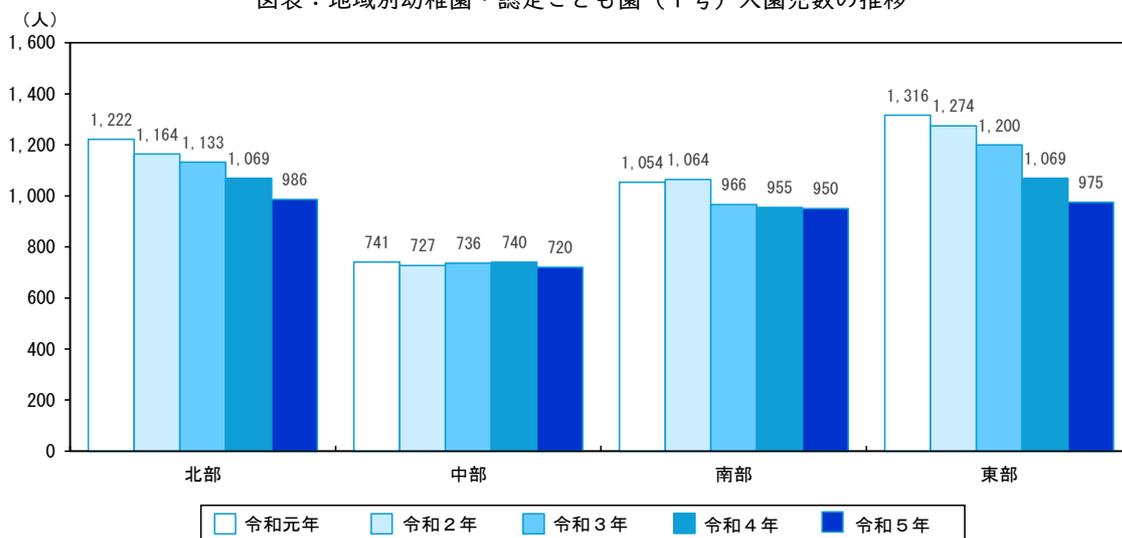
(単位：人)

地域別	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	3歳児	4歳児	5歳児												
北部	374	394	454	364	398	402	359	373	401	309	378	382	289	315	382
中部	246	232	263	241	251	235	238	246	252	253	247	240	221	251	248
南部	341	376	337	313	363	388	282	325	359	305	308	342	308	322	320
東部	403	444	469	383	434	457	355	405	440	323	345	401	314	317	344
合計	1,364	1,446	1,523	1,301	1,446	1,482	1,234	1,349	1,452	1,190	1,278	1,365	1,132	1,205	1,294

資料：子ども未来部・教育委員会（各年5月1日現在）

注記：地域別入園児童数は、施設の所在地別に集計した値であり、  
市外在住の児童及び市内在住で市外の施設を利用する児童の数を除きます。

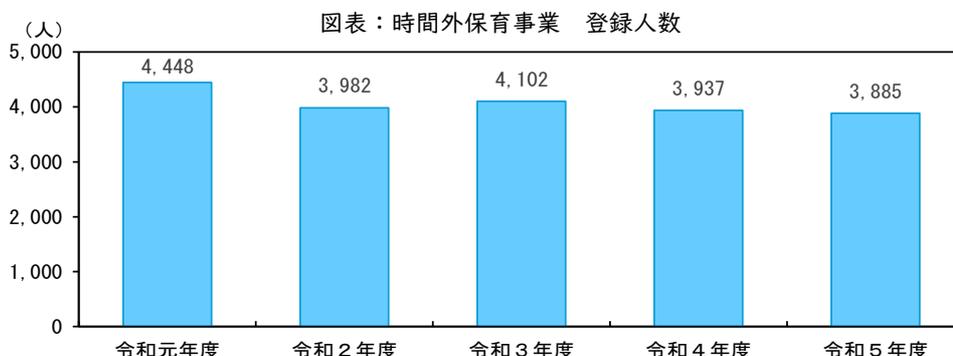
図表：地域別幼稚園・認定こども園（1号）入園児童数の推移



(5) 地域の子ども・子育て支援の状況

① 時間外保育事業

すべての保育所（園）等で7時から19時までの保育を実施し、一部の園では20時までの延長保育を実施しています。保護者の夜間就労などに対応する夜間保育事業については、認定こども園1か所で実施しています。



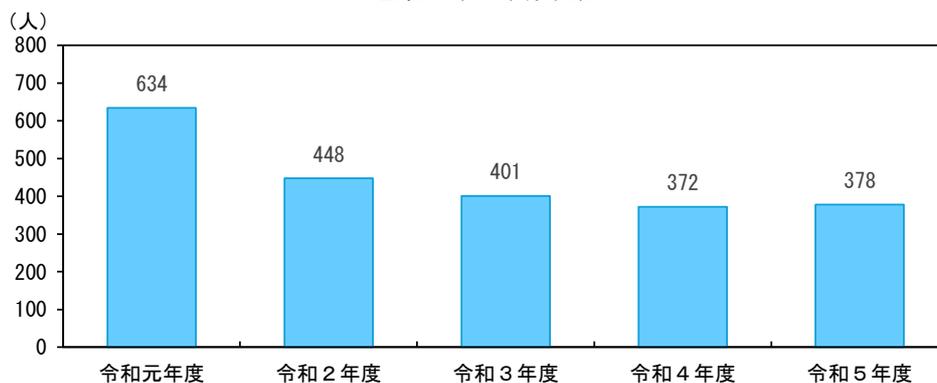
資料：子ども未来部

注記：登録人数とは、保育所（園）等において恒常的（月に半数以上）に時間外保育を利用している子どもの数

## ② 休日保育事業

保護者の就労形態が多様化している中、日曜、祝日等における保育需要に対応するため、保育所（園）等に入所し休日等にも保育が必要な乳幼児を対象とした休日保育事業を、私立保育園1か所で実施しており、令和5年度は、延べ378人の利用がありました。

図表：休日保育事業

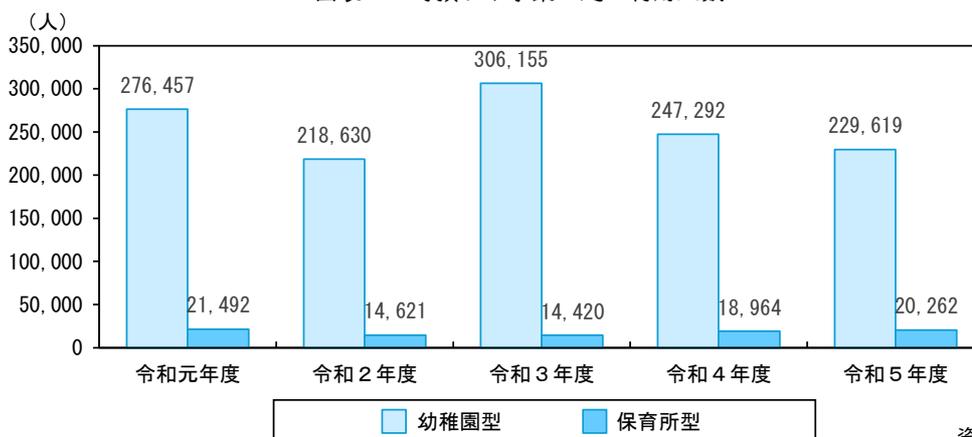


資料：子ども未来部

## ③ 一時預かり事業

保育所（園）等に入所していない児童を保護者の傷病や育児疲れの解消、短時間就労などを理由に一時的に預かる「一時預かり事業（保育所型）」を16か所の私立保育所（園）で実施しており、利用者数は令和4年度以降増加傾向にあります。一方、幼稚園等が在園児を対象に教育時間の前後や長期休業日等に保育を行う「一時預かり事業（幼稚園型）」については、令和4年度以降減少傾向となっていますが、令和5年度の延べ利用人数は229,619人となっており、高いニーズがうかがえます。

図表：一時預かり事業 延べ利用人数

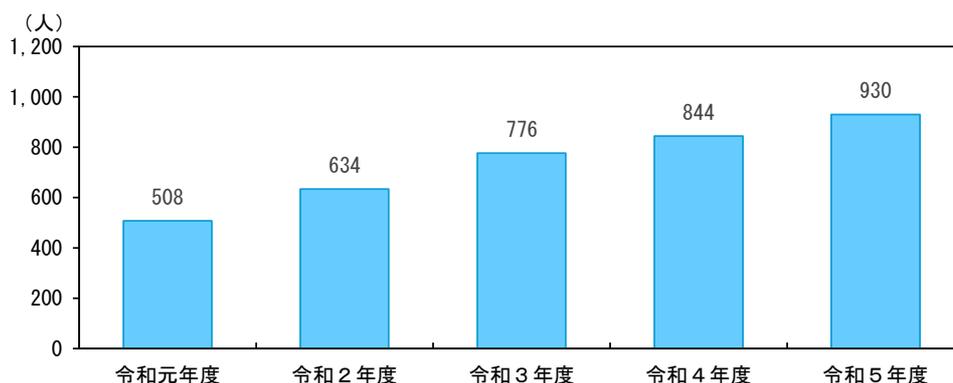


資料：子ども未来部

#### ④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合に一時的に子どもを養育する子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、市外の7か所の児童養護施設等と市内1施設（ファミリーポートひらかた）に委託して実施しています。ショートステイは増加傾向にあるものの、トワイライトステイは、令和5年度の延べ利用人数は2人と近年減少しています。

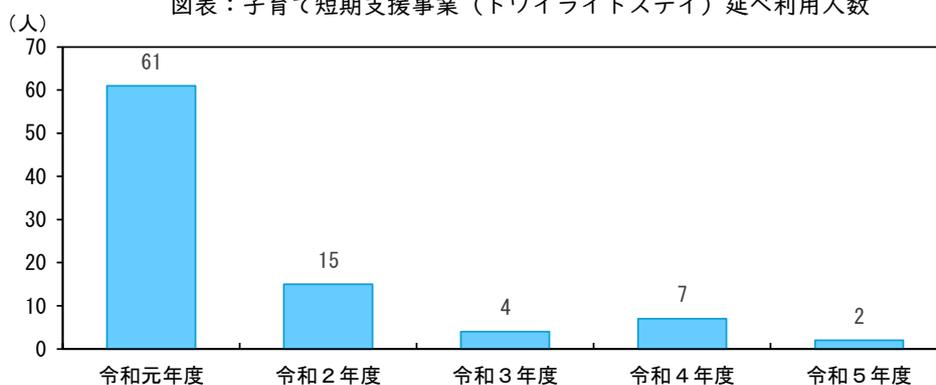
図表：子育て短期支援事業（ショートステイ）延べ利用人数



資料：子ども未来部

注記：「子育て短期支援事業（ショートステイ）」・・・保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、月7日までを限度に一時的に子どもを養育するサービス

図表：子育て短期支援事業（トワイライトステイ）延べ利用人数



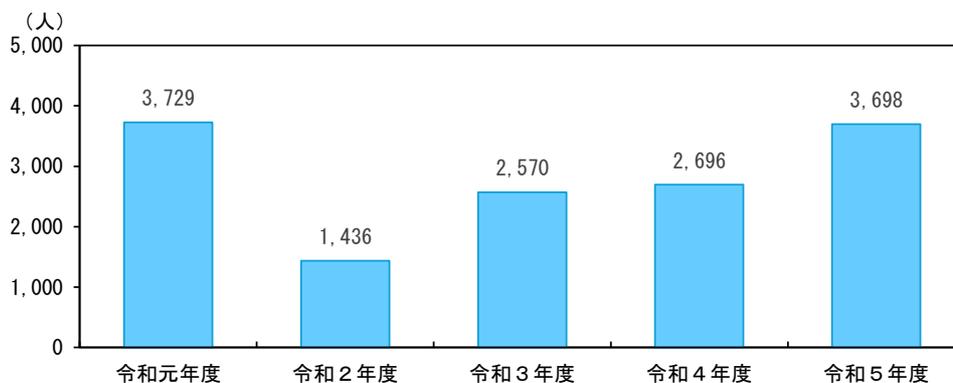
資料：子ども未来部

注記：「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」・・・保護者が仕事のため夜間等家庭での養育が困難な場合、一時的に子どもを預かるサービス（利用回数に制限あり）

## ⑤ 病児保育事業

病気やその回復期の児童の保育を行う病児保育事業を小児科のある市内4か所の医療機関で実施しており、令和5年度の延べ利用人数は3,698人となっています。

図表：病児保育事業 延べ利用人数

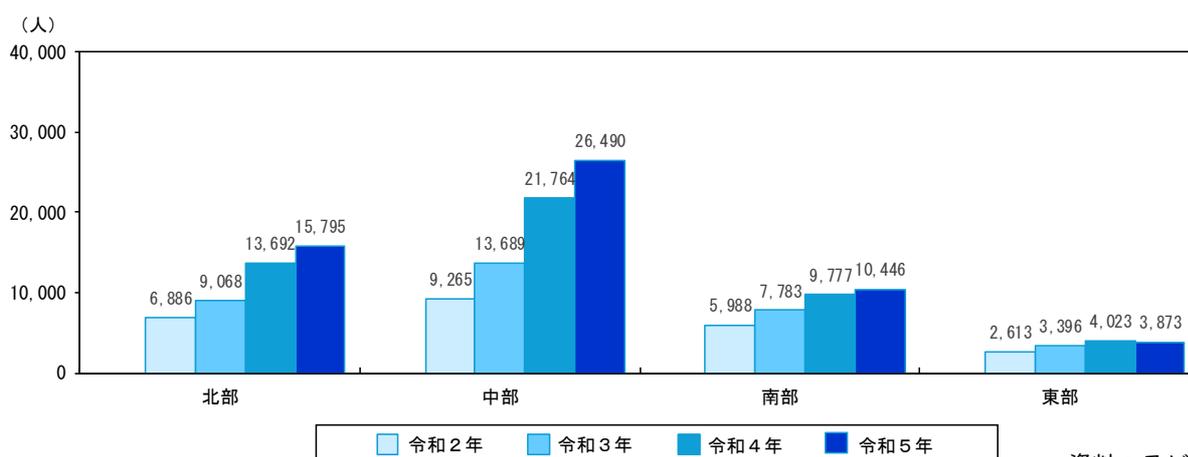


資料：子ども未来部

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の親子が自由に遊び、交流できる室内の遊び場として、市内の保育所（園）や公共施設13か所で地域子育て支援拠点事業を実施しており、親子で参加できるイベントや子育て講座、子育て情報の提供、育児相談の支援などを行っています。

図表：地域子育て支援拠点事業 延べ利用者数



資料：子ども未来部

## ⑦ ファミリーサポートセンター事業

援助の必要な子育て家庭と援助できる人を結ぶ有償ボランティアの会員組織である「ファミリーサポートセンター」では、保護者の用事、リフレッシュ等のための子どもの預かりや保育施設、学校等の子どもの送り迎えなどのサポートが受けられます。依頼会員数は増加傾向にあり、ニーズに対応するため、提供会員の養成にも取り組んでいます。平成30年1月から2歳未満の乳幼児の保護者を対象とした無料体験を開始しました。また、ひとり親家庭や多胎児を養育している家庭が、ファミリーサポートセンターを利用する際の利用料を補助しています（年齢や回数の制限あり）。

図表：ファミリーサポートセンター事業の会員数等

（単位：人、件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	2,112	2,195	2,380	2,713	2,998
提供会員	319	330	347	358	372
両方会員	84	71	67	65	75
合計	2,515	2,596	2,794	3,136	3,445
活動件数（件）	4,178	2,777	3,950	4,947	6,657

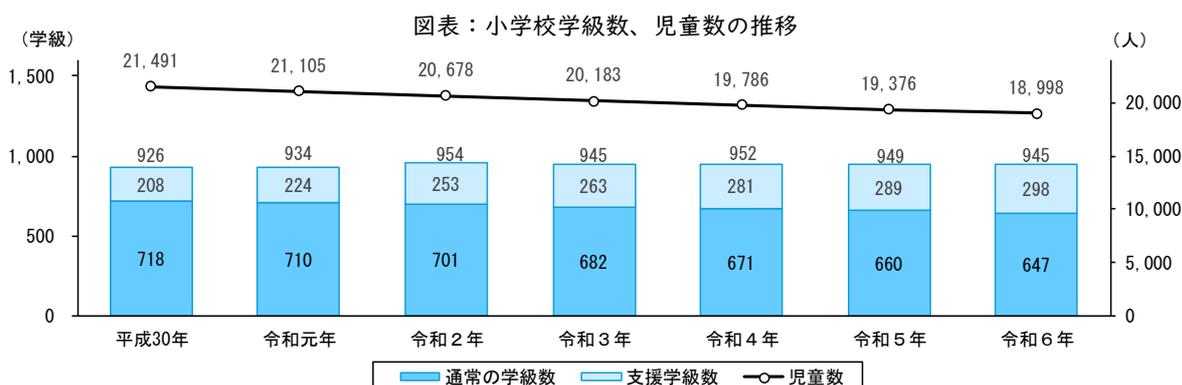
資料：子ども未来部

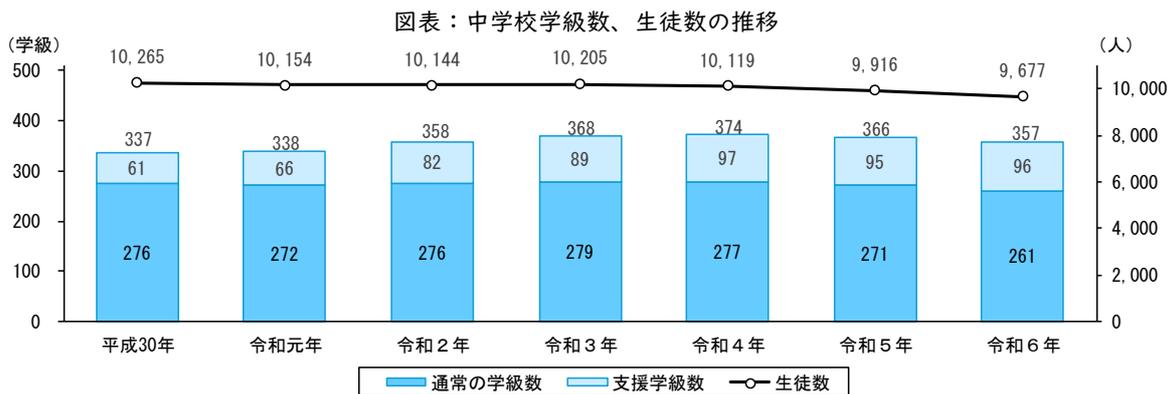
## （6）小・中学校の状況

### ① 児童・生徒数の推移

令和6年5月1日現在、市内には、44の公立小学校があり、945学級、児童数は18,998人であり、児童数は減少傾向にあります。

一方、公立中学校は19校、357学級、生徒数は9,677人であり、小学校と同様に減少傾向にあります。

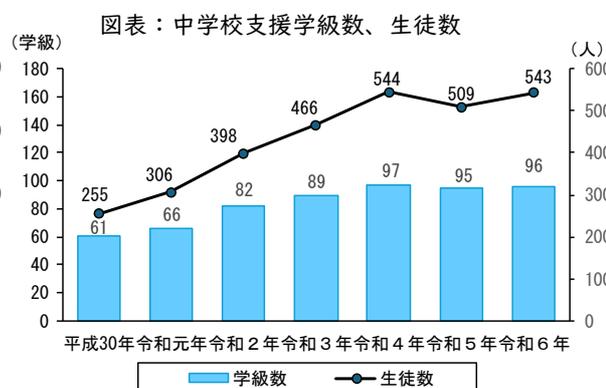
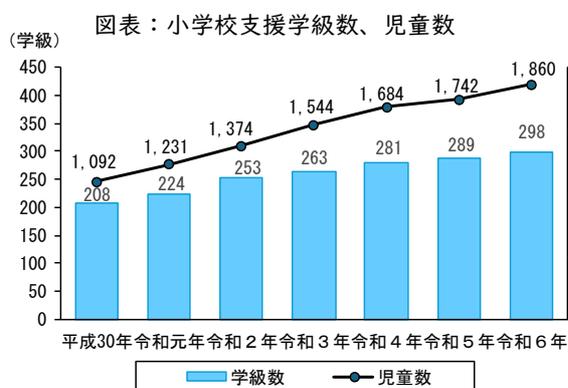




資料：教育委員会（各年5月1日現在）

## ② 支援学級数の推移

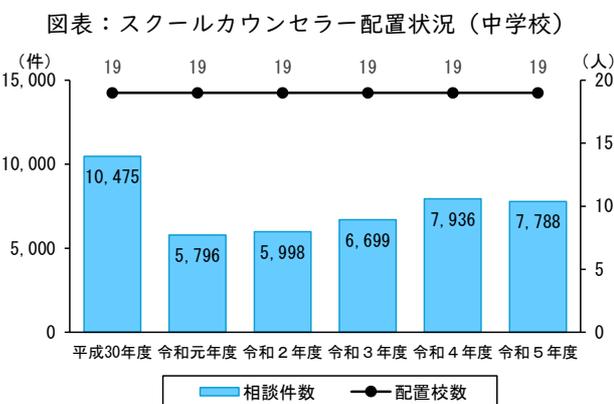
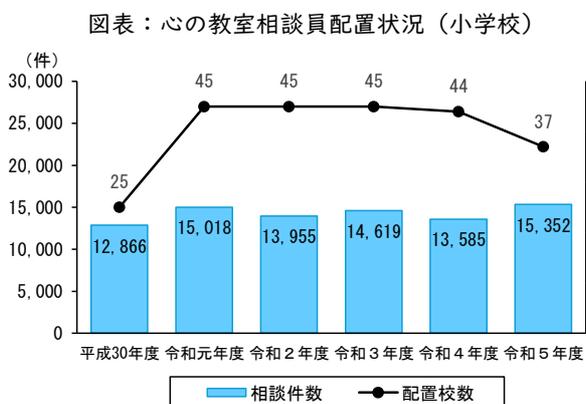
公立小学校、公立中学校における支援学級の学級数と児童・生徒数については、両者において、増加傾向にあります。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

## ③ 心の教室相談員・スクールカウンセラー等の配置状況

小学校では、令和5年度現在、心の教室相談員31人を全小学校に配置し、児童に対する相談支援を行っています。心の教室相談員への相談件数は令和5年度で15,352件となっています。また、中学校には19校すべてに府からスクールカウンセラーを配置され、問題行動等の解決にあっています。相談件数は令和5年度で7,788件となっています。

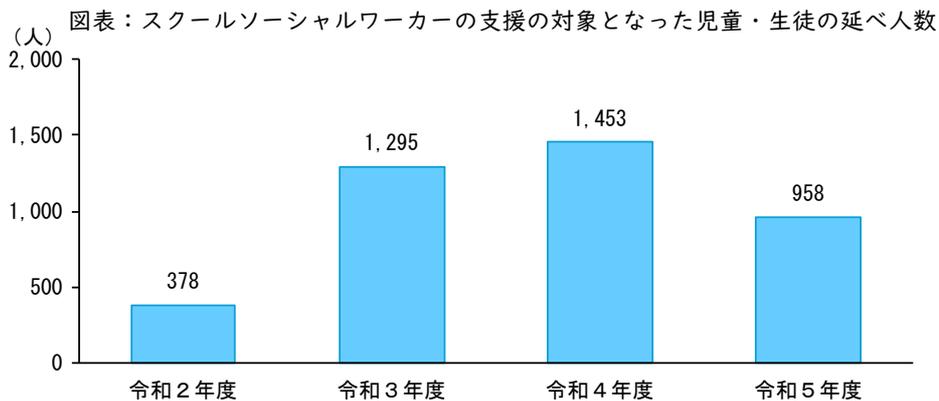


資料：教育委員会

#### ④ スクールソーシャルワーカーの配置状況

令和6年4月現在、社会福祉士の資格を有し、スクールソーシャルワーカー等に指導助言を行うスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー5人の配置に加え、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー12人を19中学校区に配置し、児童・生徒の置かれた環境に働きかけ、学校生活の充実や家庭の教育力の向上の支援に努めています。

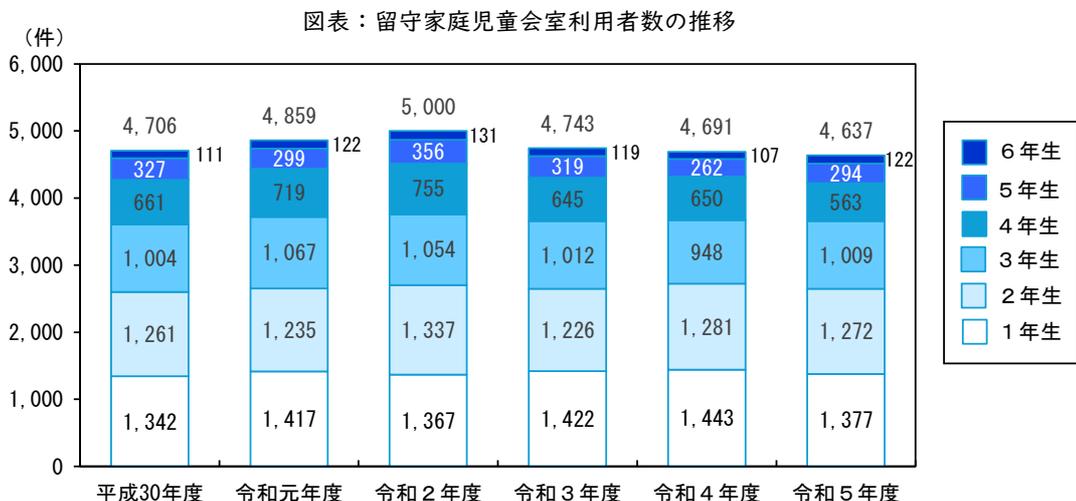
支援の対象となった児童・生徒数は、令和5年度で958人となっています。



#### ⑤ 留守家庭児童会室（放課後児童健全育成事業）の状況

保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の小学生児童に放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業として留守家庭児童会室を44の公立小学校全校に設置しています。利用者数は増加傾向にあります。

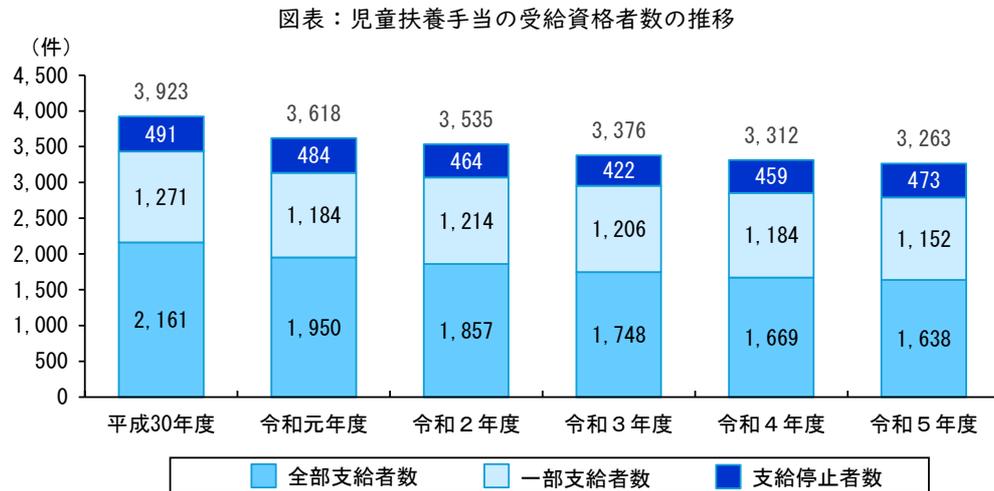
利用者数は児童数の減少に伴い、減少傾向にありますが、全児童数に対する入室率はいずれも20%程度と横ばいの状況です。また、令和5年度からは「留守家庭児童会室」と全児童を対象に、参加を希望する児童が自主的に自由に遊んだり学んだりする場を提供する「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施しており、児童の放課後の居場所の選択肢が増加しています。



## (7) 経済的支援の状況

### ① 児童扶養手当受給者数

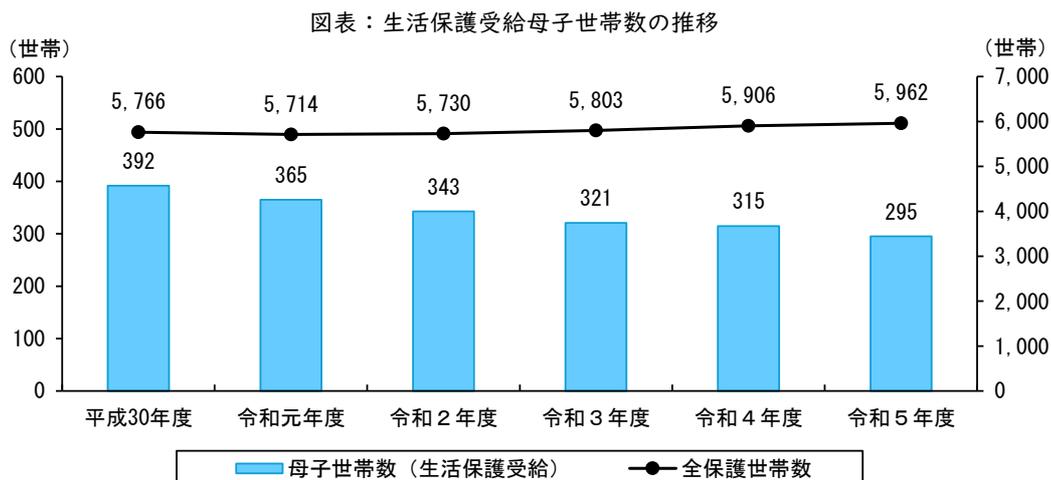
児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあります。内訳では、児童扶養手当の受給者（全部支給者と一部支給者の合計）は減少している一方で、支給停止者数は令和3年度までは減少傾向でしたが、令和4年度以降増加に転じています。



資料：市民生活部（各年度3月末日現在、平成30年度のみ12月末日現在）

### ② 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、令和5年度末時点で295世帯となっており、全保護世帯数が緩やかに増加しているなかにおいて、減少傾向となっています。



資料：健康福祉部（各年度3月末日現在）

## 5. 調査からみた子ども・若者、子育て家庭の実態

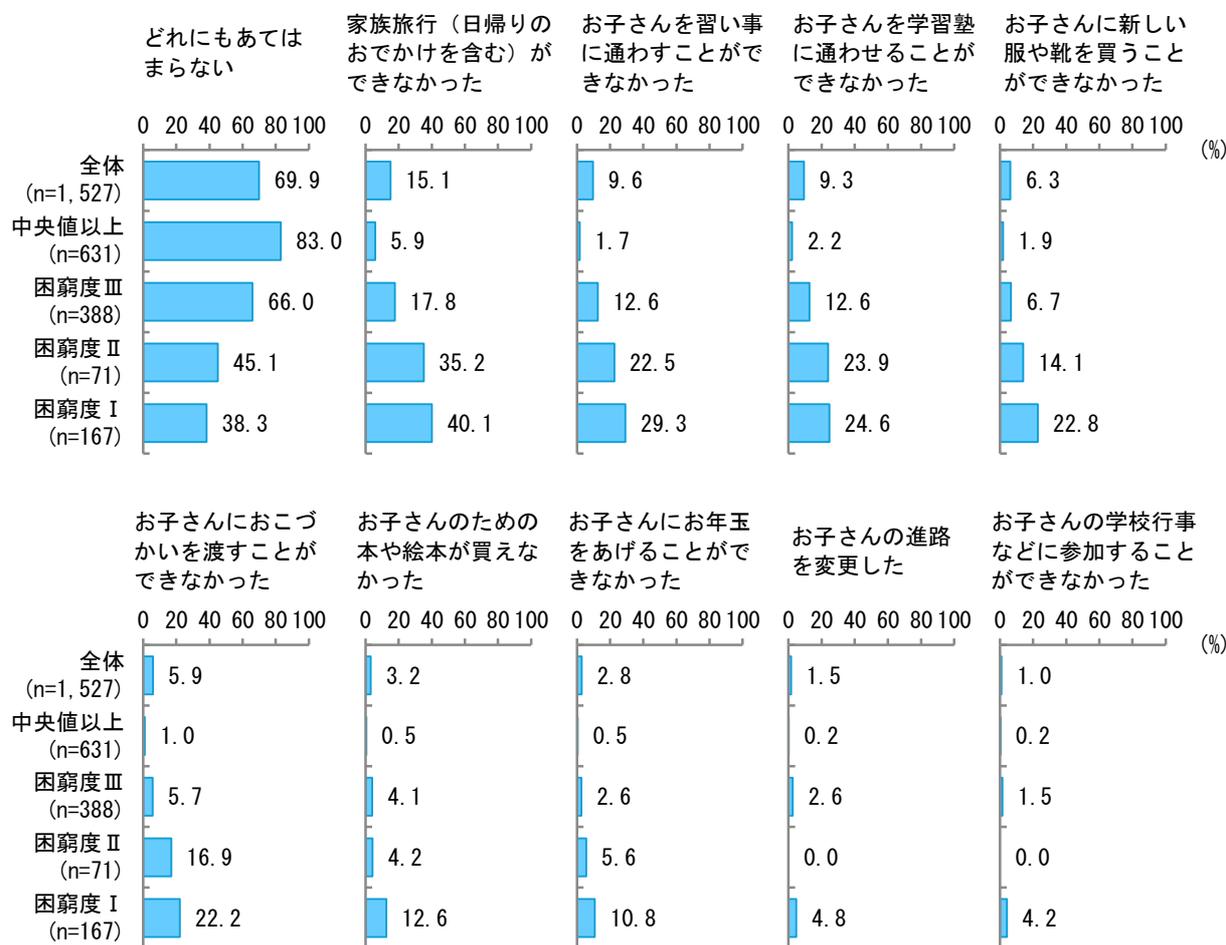
### (1) 子どもの生活に関する実態調査

(令和5年7月実施)

#### ① 子どもへの経済的な理由による経験

全体では、「どれにもあてはまらない」が69.9%で最も多く、次いで「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」が15.1%、「お子さんを習い事に通わすことができなかった」が9.6%となっており、「どれにもあてはまらない」を除いて、概ね困窮度が高くなるにつれ割合が高くなっています。

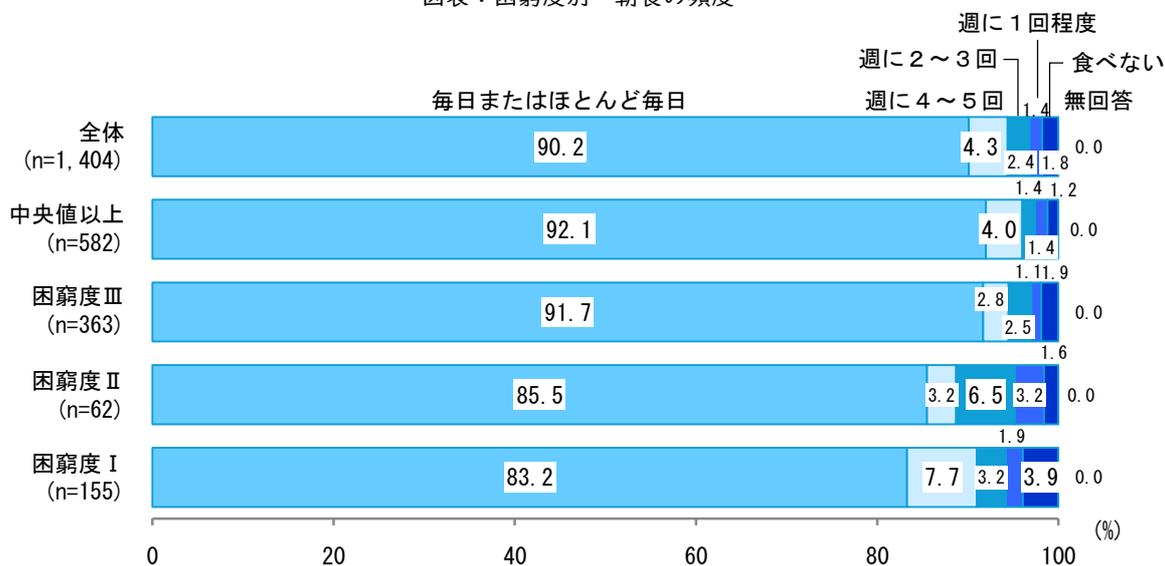
図表：困窮度別 子どもへの経済的な理由による経験（上位10項目）



## ② 朝食の頻度

子どもが朝食を「毎日またはほとんど毎日」食べている割合は90.2%で、困窮度が高くなるにしたがって、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる割合が低くなっています。

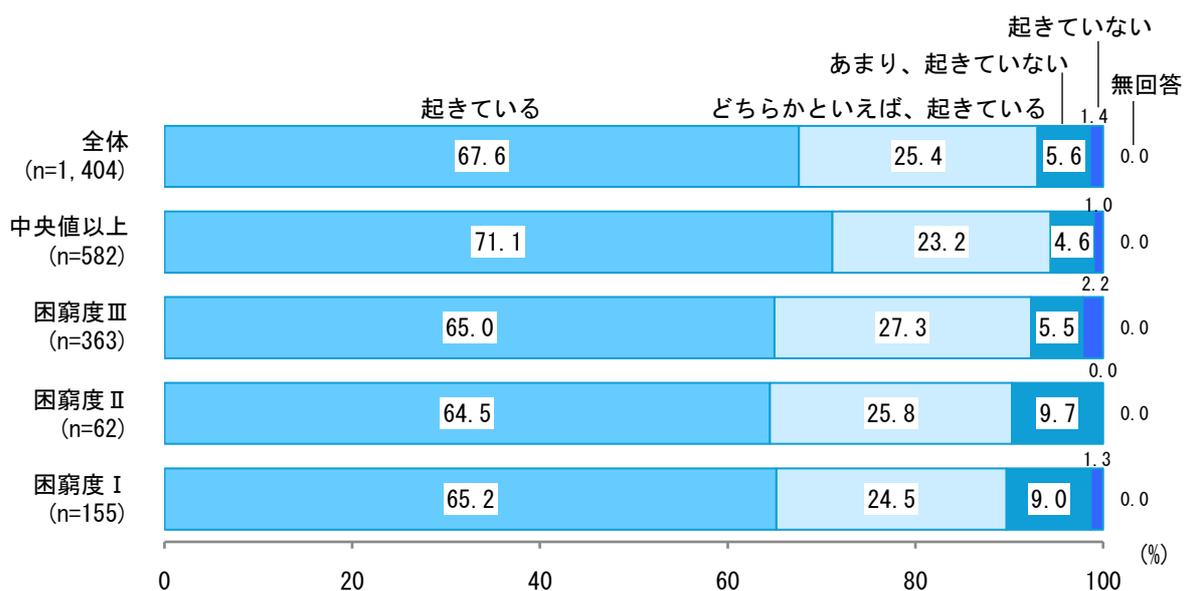
図表：困窮度別 朝食の頻度



## ③ 起床時間の規則性

子どもがふだん同じ時刻に起きているかについては、「起きている」が67.6%、「どちらかといえば、起きている」が25.4%で、両者をあわせた『起きている』は93.0%となっており、困窮度が高くなるにしたがって『起きている』割合は低くなっています。

図表：困窮度別 起床時間の規則性



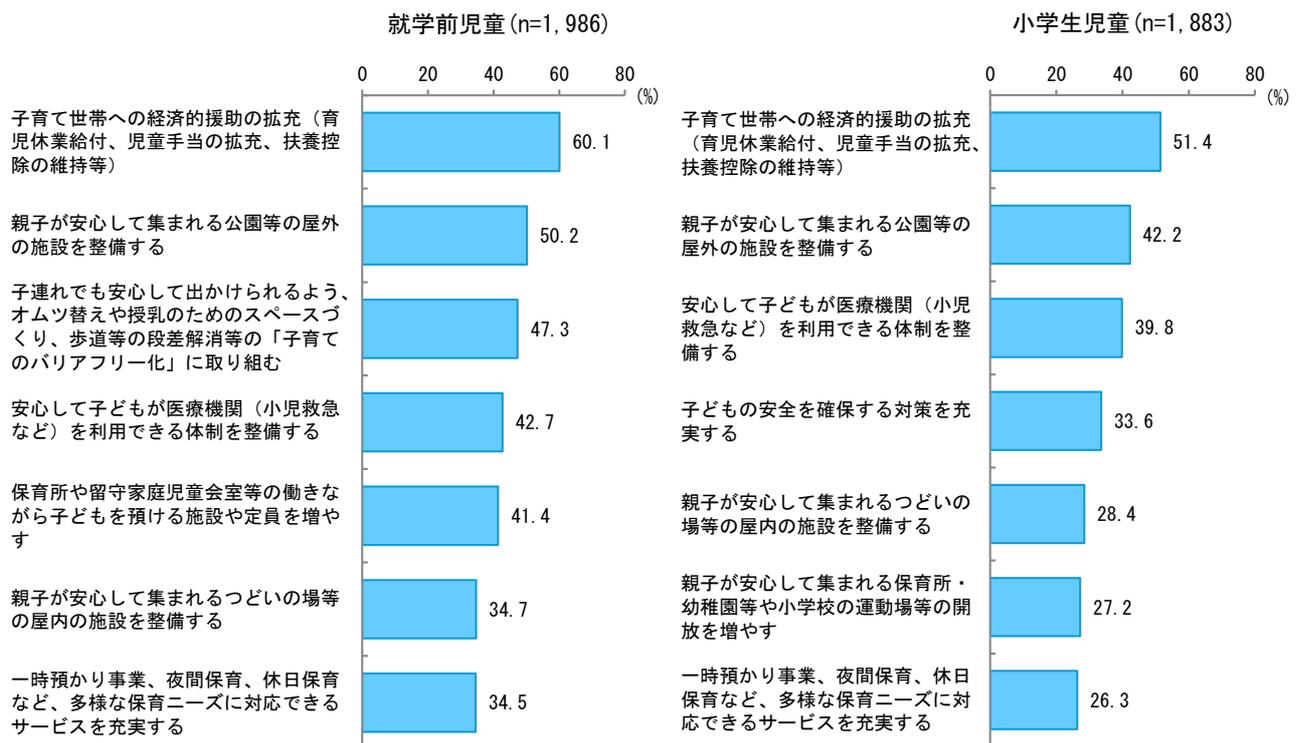
## (2) 子ども子育て支援に関するアンケート調査

(令和6年2月実施)

### ① 行政サービスへの要望

就学前児童・小学生児童とも、「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持等）」がそれぞれ60.1%、51.4%で最も多く、次いで「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」が50.2%、42.2%となっています。

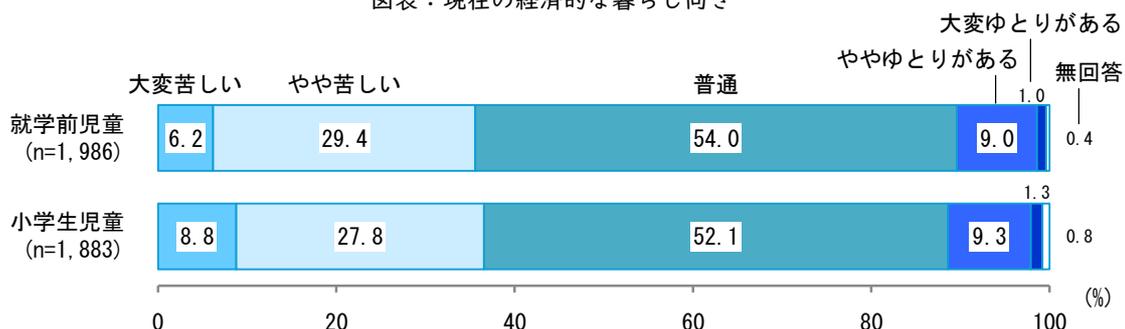
図表：行政サービスへの要望（上位7項目）



### ② 現在の経済的な暮らし向き

就学前児童・小学生児童とも、「普通」がそれぞれ54.0%、52.1%と最も多く、次いで「やや苦しい」が29.4%、27.8%となっています。「大変苦しい」は就学前児童（6.2%）より小学生児童（8.8%）のほうがやや高くなっています。

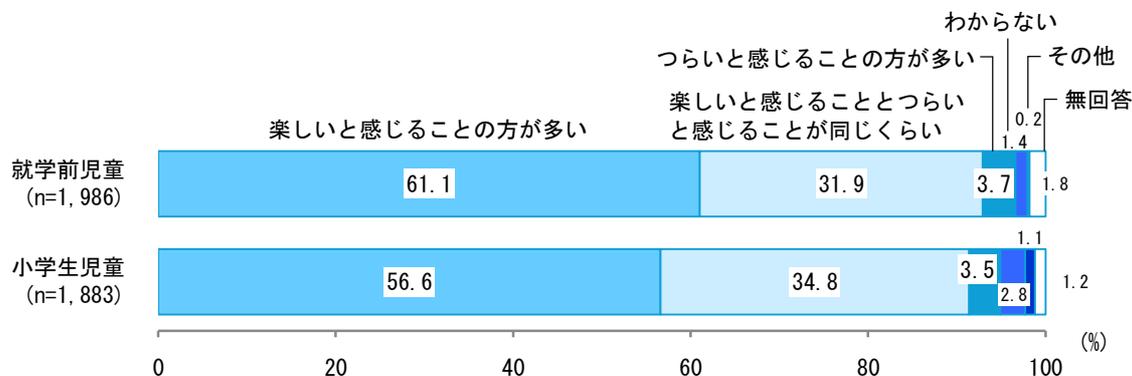
図表：現在の経済的な暮らし向き



### ③ 子育てについて、どのように感じるか

就学前児童・小学生児童とも、「楽しいと感じることの方が多い」が最も多く、就学前児童（61.1%）より小学生児童（56.6%）のほうが4.5ポイント低くなっています。

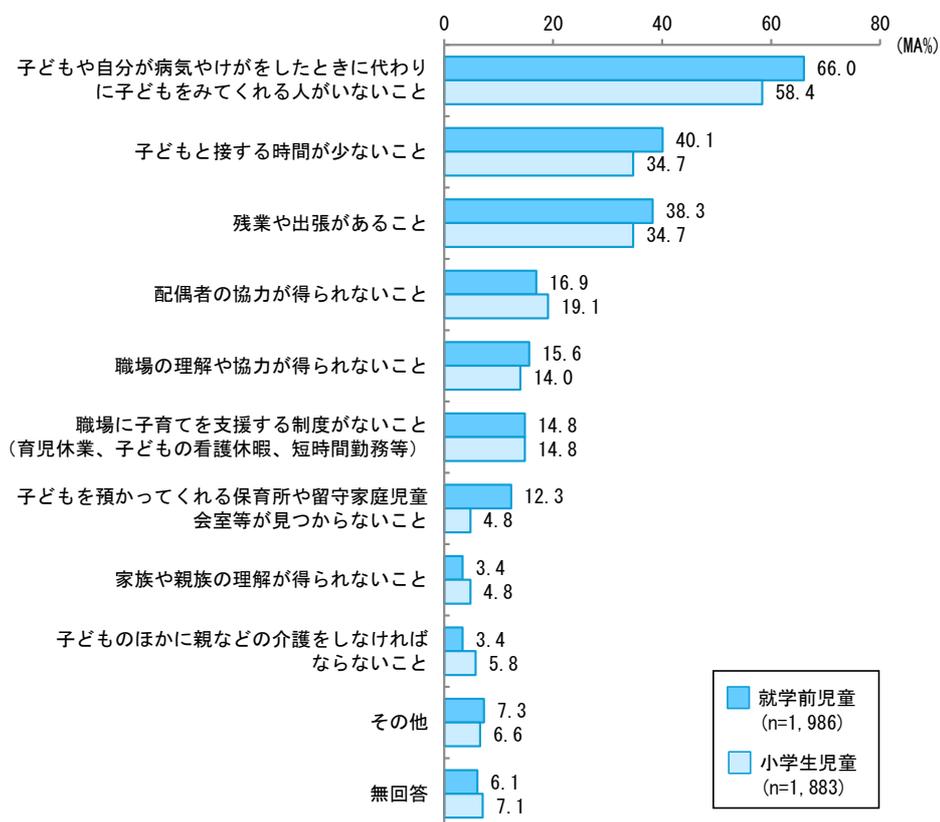
図表：子育てについて、どのように感じるか



### ④ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

就学前児童・小学生児童とも、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も多く、小学生児童（58.4%）より就学前児童（66.0%）のほうが7.6ポイント高く、「子どもを預かってくれる保育所や留守家庭児童会室等が見つからないこと」も小学生児童（4.8%）より就学前児童（12.3%）のほうが7.5ポイント高くなっています。

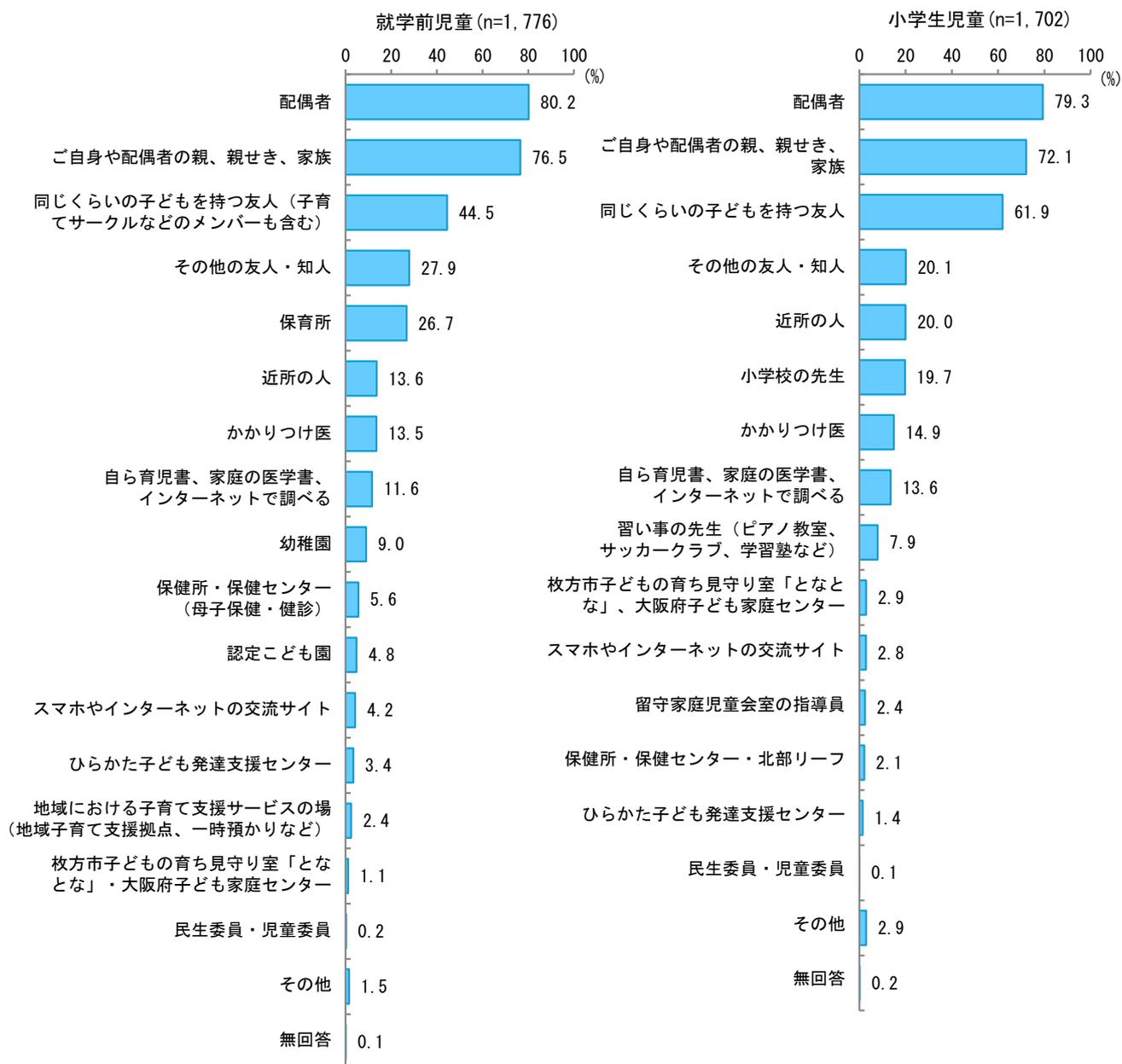
図表：仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと



### ⑤ 気軽に相談できる相手や場所

就学前児童・小学生児童とも、「配偶者」が最も多く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」となっており、上位項目は同様の傾向となっています。

図表：気軽に相談できる相手や場所



### (3) ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査

(令和4年7月実施)

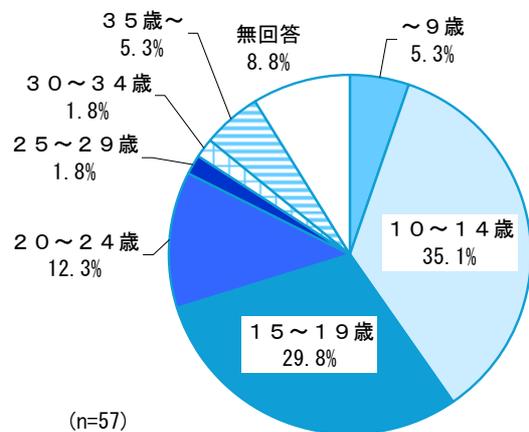
#### ① 子どもがひきこもり始めた年齢・時期・期間

子どもがひきこもり始めた年齢は、「10～14歳」が35.1%で最も多く、次いで「15～19歳」が29.8%、「20～24歳」が12.3%となっています。

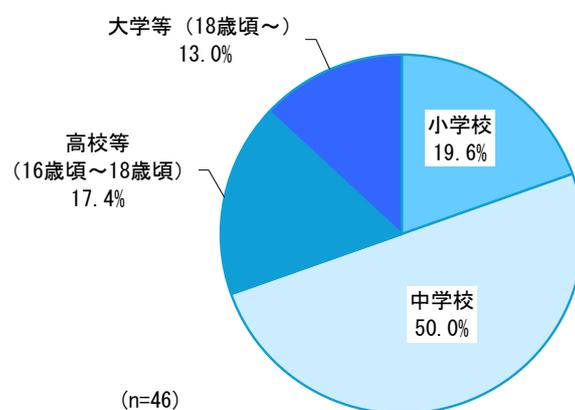
不登校の状態になった時期は、「中学校」が50.0%で最も多く、次いで「小学校」が19.6%、「高校等（16歳頃～18歳頃）」が17.4%となっています。

ひきこもった状態となった期間は、「10年～20年未満」が22.8%で最も多く、次いで「1年～3年未満」と「7年～10年未満」がそれぞれ15.8%となっています。

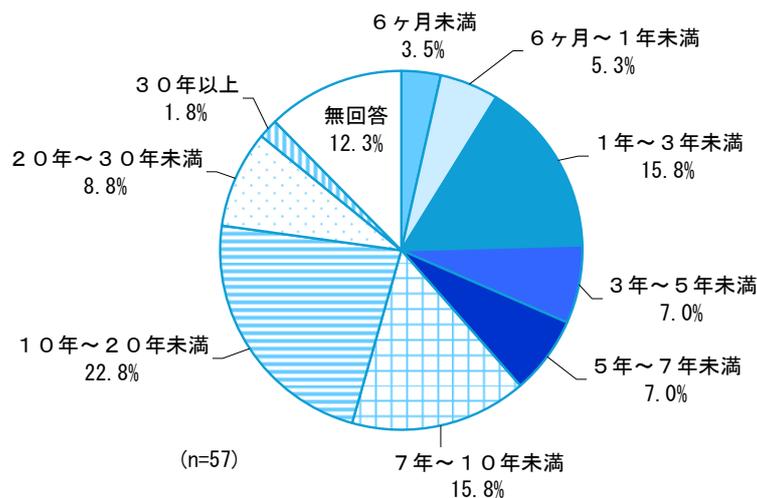
図表：子どもがひきこもり始めた年齢



図表：不登校の状態になった時期



図表：ひきこもった状態となった期間

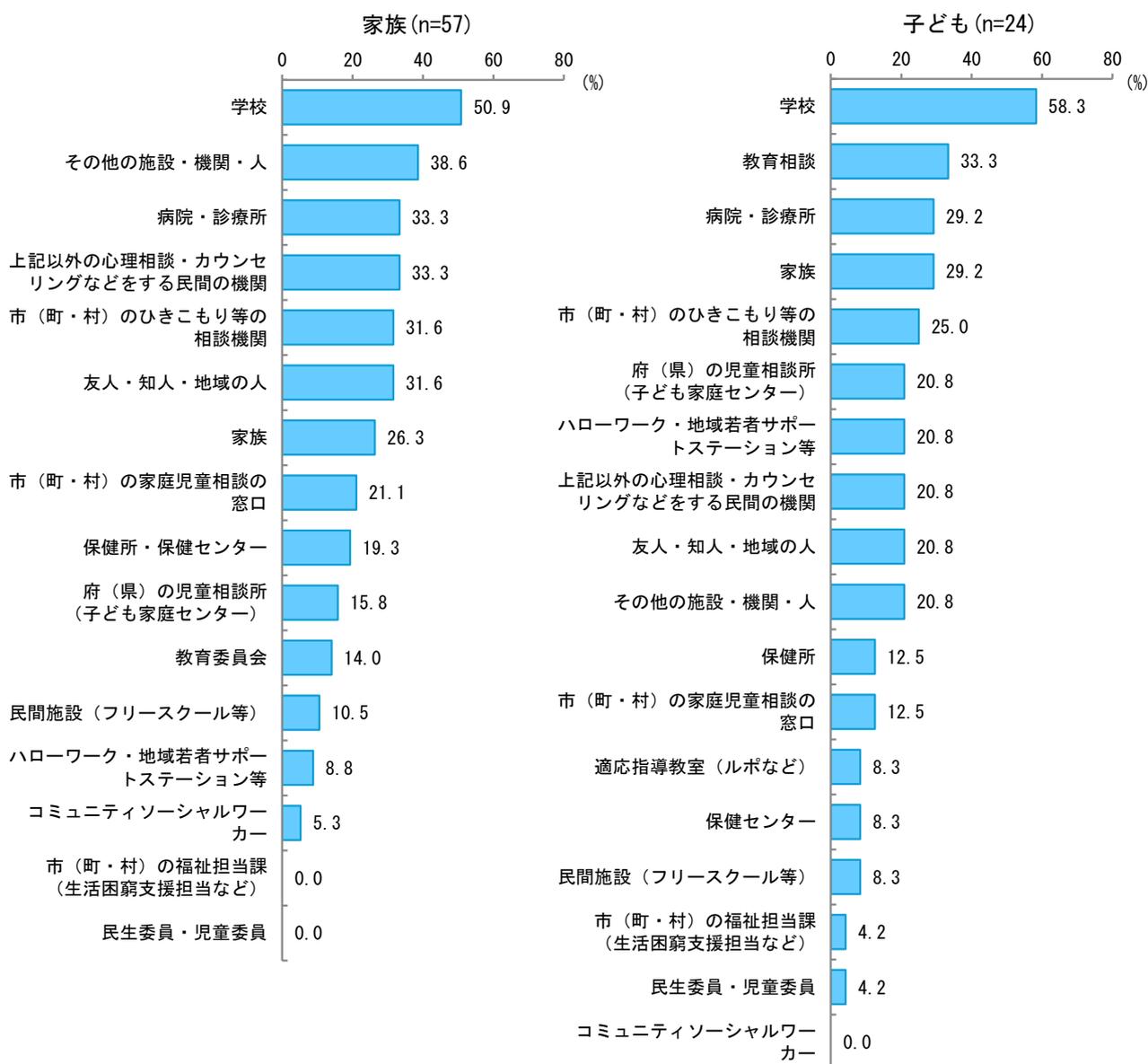


## ② 相談先の機関や人

家族の相談先については、「学校」が50.9%で最も多く、次いで「その他の施設・機関・人」が38.6%、「病院・診療所」と「上記以外の心理相談・カウンセリングなどをする民間の機関」がそれぞれ33.3%となっています。

子どもの相談先については、「学校」が58.3%で最も多く、次いで「教育相談」が33.3%、「病院・診療所」と「家族」がそれぞれ29.2%となっています。

図表：相談先の機関や人



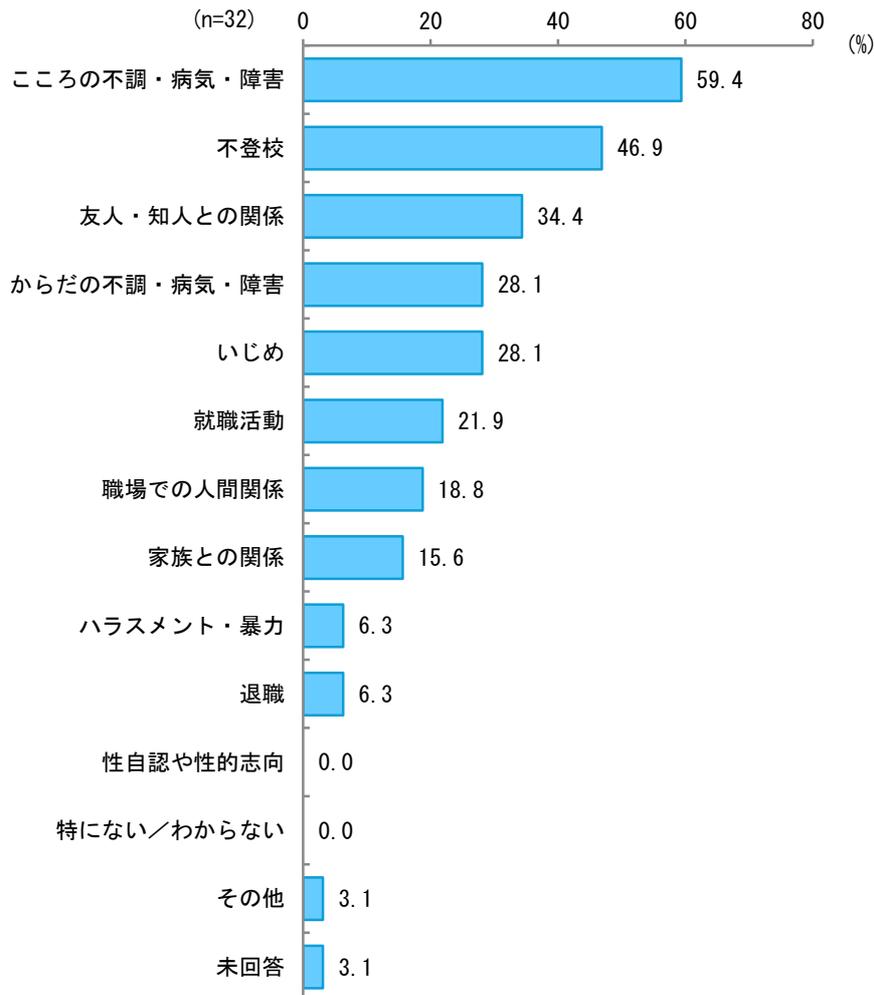
#### (4) ひきこもり等子ども・若者相談支援センターアンケート調査

(令和4年6~8月実施)

##### ① ひきこもりの原因やきっかけ

ひきこもりの原因やきっかけについては、「こころの不調・病気・障害」が59.4%で最も多く、次いで「不登校」が46.9%、「友人・知人との関係」が34.4%となっています。

図表：ひきこもりの原因やきっかけ



## (5) ひとり親等に関するアンケート調査

(令和2年5月実施)

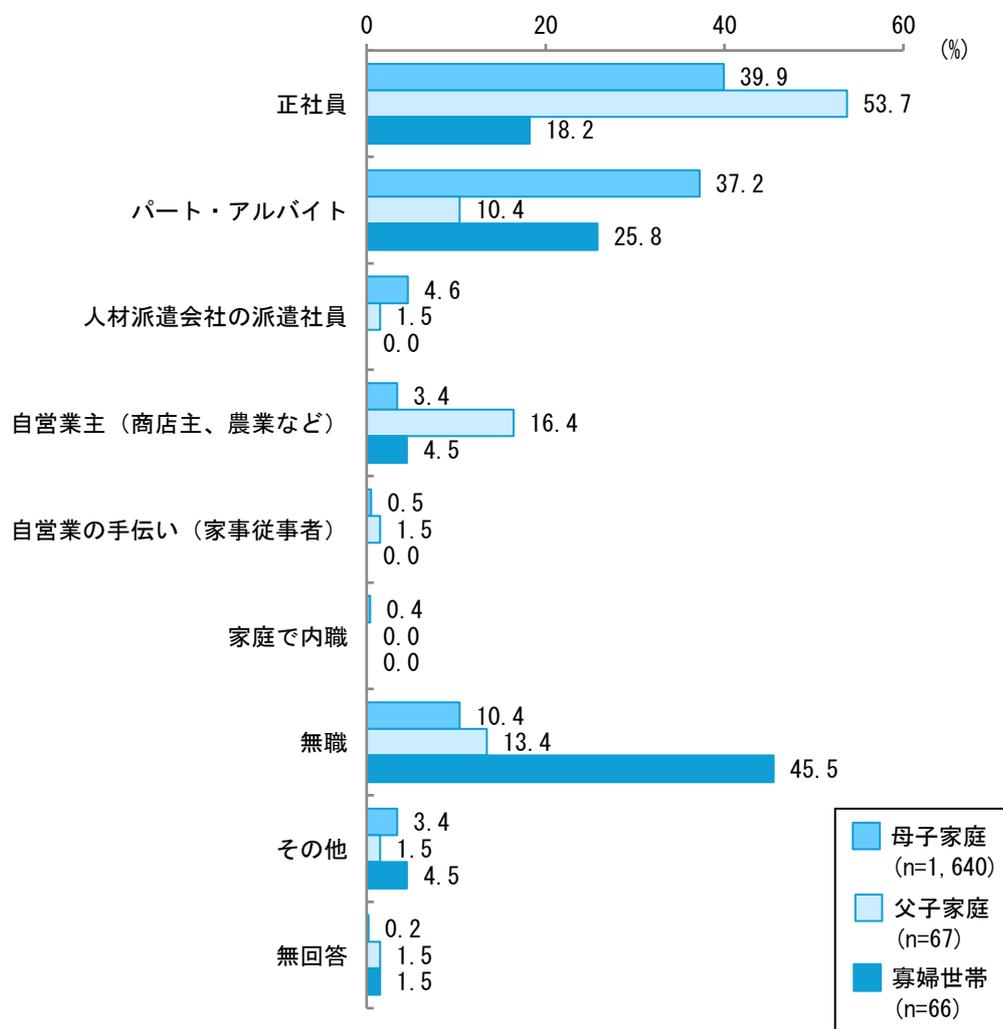
### ① 現在の就業形態

母子家庭は、「正社員」が39.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が37.2%、「無職」が10.4%となっています。

父子家庭は、「正社員」が53.7%で最も多く、次いで「自営業主(商店主、農業など)」が16.4%、「無職」が13.4%となっています。

寡婦世帯は、「無職」が45.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が25.8%、「正社員」が18.2%となっています。

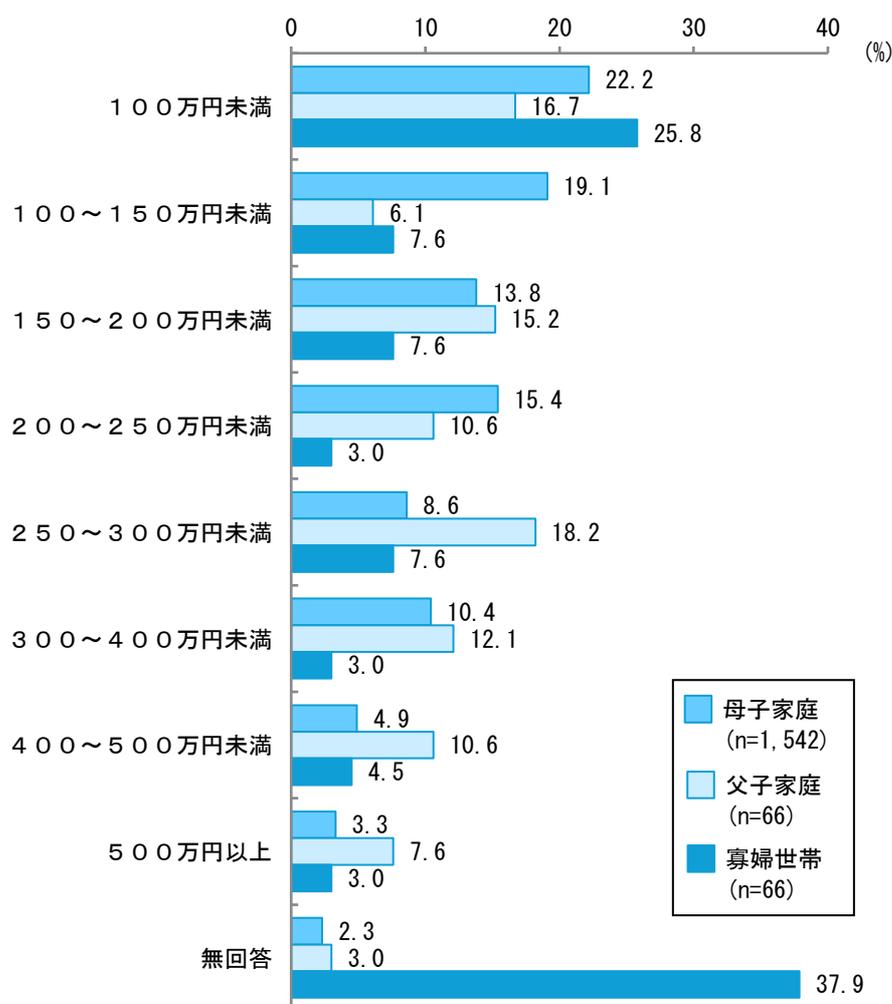
図表：現在の就業形態



## ② 令和元年の年間総収入のうち就労による収入

令和元年（1～12月）の年間総収入のうち就労による収入別にみると、母子家庭と寡婦世帯は「100万円未満」がそれぞれ22.2%、25.8%で最も多く、父子家庭は「250～300万円未満」が18.2%で最も多くなっています。就労による収入が200万円未満の世帯は、母子家庭が41.3%で最も高い割合となっています。

図表：令和元年の年間総収入のうち就労による収入



## (6) 母子・父子アンケート、寡婦アンケート調査

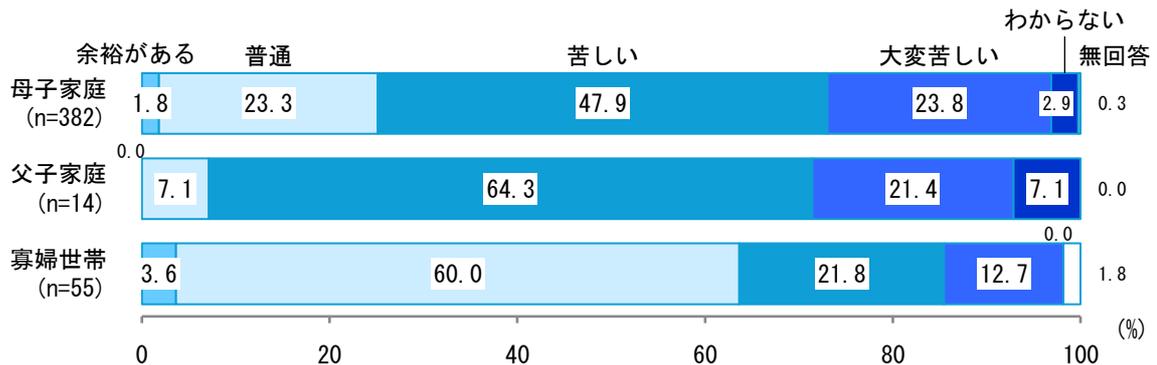
(令和5年8月実施)

### ① 現在の生活状況

現在の生活状況別については、母子家庭・父子家庭は「苦しい」がそれぞれ47.9%、64.3%で最も多く、次いで「大変苦しい」が23.8%、21.4%となっています。

寡婦世帯は、「普通」が60.0%で最も多く、次いで「苦しい」が21.8%となっています。

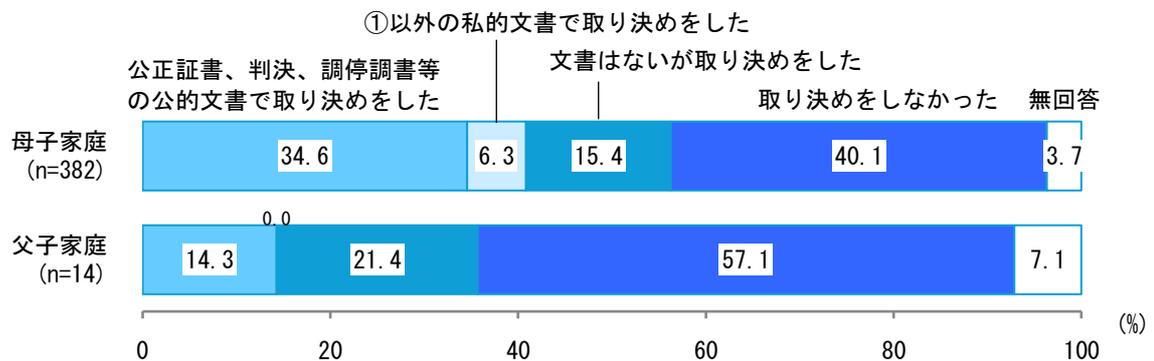
図表：現在の生活状況



### ② 養育費の取り決め

養育費についてどのような取り決めをしたかについては、母子家庭・父子家庭とも、「取り決めをしなかった」がそれぞれ40.1%、57.1%で最も多く、次いで母子家庭は「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が34.6%、父子家庭は「文書はないが取り決めをした」が21.4%となっています。

図表：養育費の取り決め



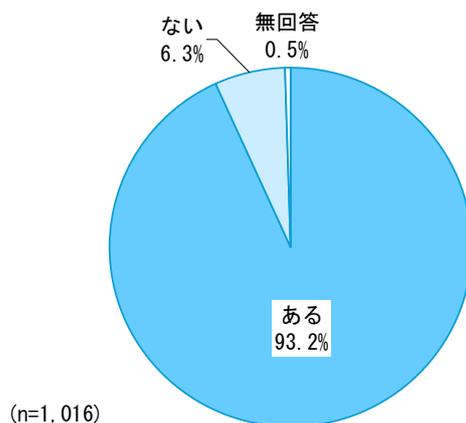
## (7) 若者アンケート調査

(令和6年6月実施)

### ① 安心できる居場所の有無

ほっとする、安心できる居場所の有無は、「ある」が93.2%、「ない」が6.3%となっています。

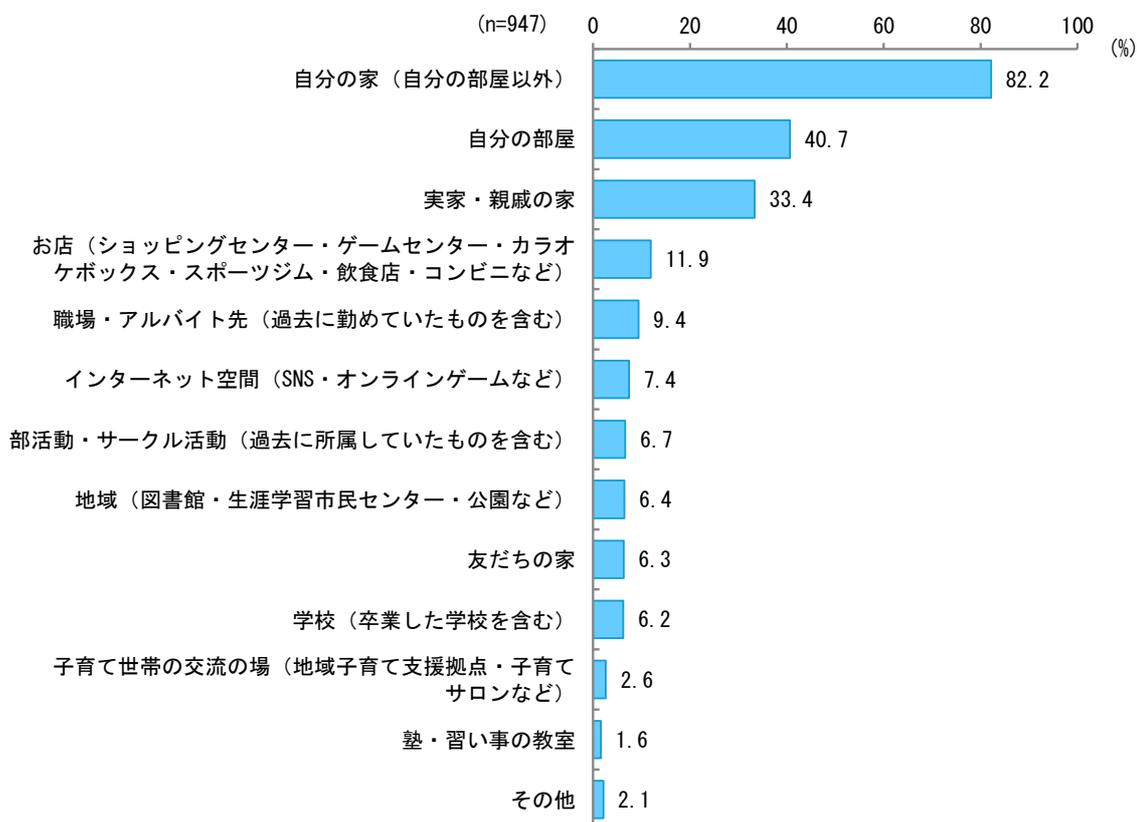
図表：安心できる居場所の有無



### ② 居場所はどこか

「居場所」は、どこかについては、「自分の家（自分の部屋以外）」が82.2%で最も多く、次いで「自分の部屋」が40.7%、「実家・親戚の家」が33.4%となっています。

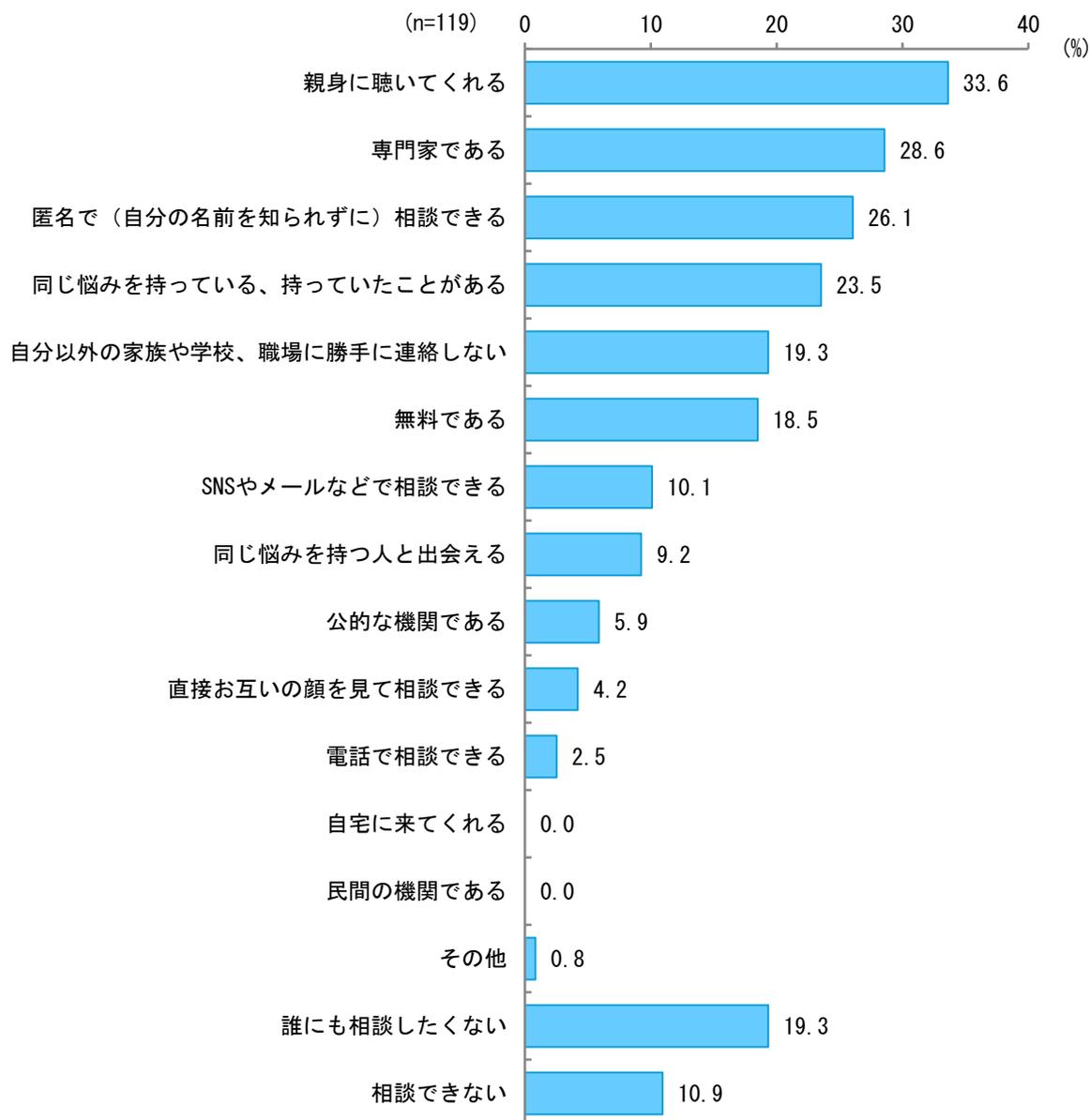
図表：居場所はどこか



### ③ 相談したい人や条件（場所）

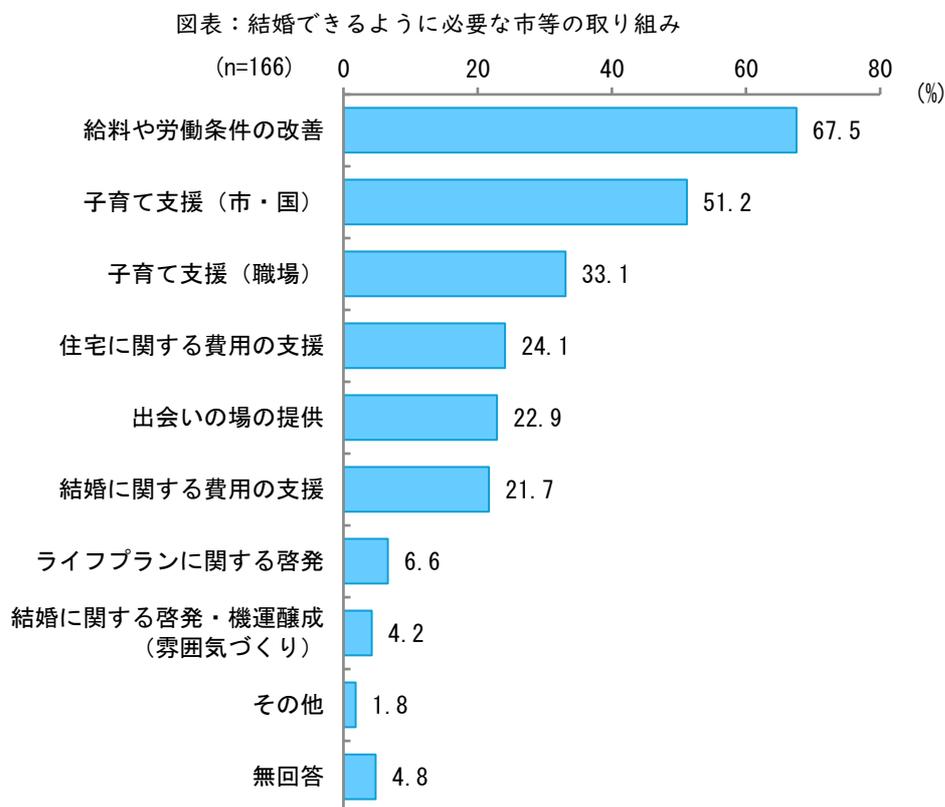
どのような人や条件（場所）なら、相談したいと思うかについては、「親身に聴いてくれる」が33.6%で最も多く、次いで「専門家である」が28.6%、「匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる」が26.1%となっています。

図表：相談したい人や条件（場所）



#### ④ 結婚できるように必要な市等の取り組み

結婚できるように、市役所や国、社会はどのような取り組みを行うべきと思うかについて、結婚していないが、いずれは結婚したいと回答された方の回答（複数回答可）は、「給料や労働条件の改善」が67.5%で最も多く、次いで「子育て支援（市・国）」が51.2%、「子育て支援（職場）」が33.1%となっています。



## 第3章 これまでの子ども・若者と子育て支援に関する施策の成果と課題

### 1. 各計画における取り組みの成果と課題

#### (1) 子ども・若者と子育て家庭の人権擁護に関する主な取り組み

##### 【人権教育・啓発の推進】

子どもを守る条例の周知と啓発を目的に、イベントや講演会の開催など周知・啓発に努めるとともに、市内の小学校、中学校においては「DV予防教育プログラム」を実施しました。また、人権や男女共同参画に関する各講座、セミナーなどの実施を通じて、ひとり親家庭等が差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、啓発活動を行うとともに、講演会や法律相談の開催、情報誌「モアメイム」などの発行を通じて、男女共同参画啓発、DV防止啓発に取り組みました。

さらに、学校における基本的な人権教育としては、人権尊重の視点に沿った学校運営を基本として、「教科等指導」「生徒指導」「学級経営」を通して「人権が尊重される人間関係づくり」「人権が尊重される学習活動づくり」「人権が尊重される環境づくり」を行いました。

##### 【児童虐待対策の推進】

支援や見守りの裾野を広げ、制度の狭間に陥らないよう、子どもとその家庭を見守るための連携会議として「子ども家庭支援部会」を設置しました。また、里親登録へのきっかけとなる事業として、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する協力家庭において宿泊を伴う子どもの預かりを行う「ショートステイ協力家庭事業」を新たに開始しました。

##### 【いじめ・不登校・問題行動対策の推進】

市教育委員会において、いじめ対策に特化した「いじめ対策係」を令和5年度に立ち上げ、専任の指導主事、退職校長の学校運営アドバイザー、専門職である弁護士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを配置し、いじめ防止対策の強化を図りました。専門職を含めた人員を増強することにより、より迅速かつ効果的に、学校への指導助言を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ発見直後の早期対応を行うことができるようになりました。また、いじめ事案生起に際しては、第三者的な立場から対応できる体制が必要となる場合もあるため、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置しました。さらに、令和6年には、枚方市いじめ防止基本方針について、国の示すいじめ重大事態調査の発生報告や調査に関する手順等の他、これまでのいじめ重大事態調査から浮き彫りとなった課題や再発防止を盛り込み改訂を行いました。

学校においては、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、一人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的な対応を行っています。令和6年に改訂した枚方市いじめ防止基本方針を踏まえ、各学校の学校いじめ基本方針についても見直しを行うとともに、児童・生徒をはじめ、保護者や地域の方々にも周知を図っています。

市長部局においては、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組むため、「枚方市いじめ相談窓口」を設置しました。

不登校児童・生徒に対する支援としては、不登校の背景・支援ニーズは多様であり、個々の不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施することが必要となっています。多様な背景のある不登校児童・生徒に対しての居場所の拡充については、令和6年4月に改訂しました「枚方市子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」などを周知しています。教育文化センターに設置している教育支援センター「ルポ」では、不登校状態にある児童・生徒を対象に、学習支援、グループ活動、カウンセリングなどを実施するとともに、保護者と指導員との連携や保護者間での交流、情報交換を行いました。また、教育支援センター「ルポ」におけるICTを活用した取り組みやメタバース空間を活用した不登校支援の試行実施など、児童生徒の社会的自立につながる取り組みを進めているところです。

加えて、各学校において、不登校支援協力員による校内教育支援ルームなどを活用した教育相談や学習支援等をより効果的に行うことができるよう、不登校支援協力員の配置拡充を行っています。各校の校内教育支援ルームでは、教育支援センター「ルポ」で行っている活動の様子をオンラインで受信し、不登校児童・生徒が不登校支援協力員等と一緒に活動できるような取り組みを行っています。

各校における校内教育支援ルームの運用方法や不登校対策について、不登校支援協力員や各校の不登校担当教員同士が交流できる場をオンライン上で開設しています。このことにより、学校間のつながりを強化し、各校が抱える課題とその解決のヒントについて共有することで、枚方市全体の不登校支援の拡充を図っています。

#### 【課題】

- 家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子ども・若者の権利が保障されるためには、子ども・若者に関わる大人一人ひとりが子ども・若者の最善の利益を考え、その権利について一層理解を深めるための教育・啓発を一層推進することが必要です。
- 児童虐待の防止に向けて、関係機関が連携するネットワークを強化し、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し適切な対策を講じるとともに、地域の見守り活動の推進や子育てに負担を感じる保護者への支援など、地域における虐待防止のための支援体制の強化が一層必要です。
- 不登校対応については、不登校児童・生徒数は年々増加し、令和4年度(2022年度)には全国で29万9千人、枚方市で約1,000名といずれも過去最多となっており、不登校対策は喫緊の課題となっています。不登校児童・生徒の背景・支援ニーズは多様であり、個々の不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施することが必要となっています。
- いじめの対応については、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の概念の理解が進み、学校での「いじめ」の認知件数が増加する中、これまで以上に総合的かつ効果的にいじめ対策を推進する必要性が生じています。
- 不登校・いじめについては、すべての児童・生徒にとって学校が安全・安心な居場所となる

ための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫に努めることで未然防止に、児童・生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童・生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上及び教育相談体制の充実を図ることによる早期解決に努める一方、児童・生徒が生きづらさを感じたり、不登校になり自宅にひきこもったりすることがないように支援するとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ることが必要です。

## (2) 経済的困窮や生きづらさ等の問題を抱える子ども・若者及び子育て家庭に関する主な取り組み

### 【子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備】

「子どもの未来応援コーディネーター」が学校や子ども食堂等への巡回を通じて生活習慣の乱れ等の環境にある子どもを早期に発見し、福祉等の支援制度や関係機関へのつなぎを行いました。また、子ども見守りシステムを運用し、迅速かつ適切なアセスメントに活用するとともに、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯に家事援助等を行う「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を開始するなどの取り組みを行いました。

### 【ひきこもり等困難を有する子ども・若者に対する支援ネットワークの推進】

ひきこもり等地域支援ネットワーク会議の開催を通じ、関係者間のネットワークの充実に努めました。また、内閣府「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の指定を受け、中高生へのひきこもり支援が将来の孤独を防ぐ一助となるとの考えから、定時制や通信制高等学校等関係機関との連携体制構築に取り組みました。

### 【子ども・若者の心身の健康の確保】

正しい生活習慣を身につけることができるよう多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、保健師、栄養士などが健康相談を実施するなど、食事や健康面についても相談支援を行いました。

### 【子どもの学習と就学の支援】

経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行いました。また、教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行いました。

### 【課題】

- 支援が必要な子ども・若者やその保護者を早期に発見し必要な支援につなげ、地域で孤立させないよう、庁内の関係部署間での十分な連携に加え、民間団体や当事者団体等とも連携・協働した相談支援体制を一層強化することが必要です。
- 全ての子ども・若者が生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるよう、学びの機会を充実するとともに、学習面・経済面で配慮が必要な子ども・若者の学習を支援することが重要です。

- 生活が困窮している家庭の子どもほど、食事をしっかりとれない、起床・就寝時間が定まらないといった傾向が高くなっており、経済的な問題は、生活習慣の乱れや学習意欲の低下など、複合的な課題につながっています。子どもの貧困対策については多岐にわたる施策を包括的に展開することが重要であり、市全体の関係部署が連携して取り組んでいく必要があります。特に、学校給食のない三季休業期に食事を食べられない欠食児童への支援について健全育成の観点から早期の検討が必要です。
- ヤングケアラーは、家庭内の問題ということで表面化しにくく、支援が十分届きにくいのが現状です。令和6年度に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正が行われました。今後は、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、本人やその家族の心情に寄り添いながら関係機関・団体と連携して切れ目のない支援体制の充実を図るなど、ヤングケアラーへの支援を一層強化することが必要です。

### (3) 子ども・若者の生きる力と個性を育むための主な取り組み

#### 【就学前環境の整備】

少子化や保育需要の動向を踏まえ、公立保育所・幼稚園の運営・配置のあり方を検討し、就学前の教育・保育施設に係るひらかたプランにおける後期プランを策定しました。令和4年4月には、渚西保育所の統合・民営化、令和5年4月には阪保育所、令和6年4月には、桜丘北保育所の民営化を行いました。

#### 【小学校教育への円滑な接続】

文部科学省が実施する調査研究事業「幼保小架け橋プログラム事業」に実施モデル地域として採択されたことを受け、幼保小それぞれの関係者の連携強化に取り組んできた実績を踏まえ、実践的カリキュラムの開発に向けた研究に取り組みました。また、小学校生活への滑らかな接続をめざして、学校の授業や給食の体験、小学生や教職員との交流など、子どもたちが期待をもって就学できるように努めました。

#### 【豊かな心の育成及び確かな学力と健やかな身体を育む教育環境の充実】

一部の保育所（園）等では近隣の中学校や高等学校との交流の取り組みを行い、保育所（園）等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を提供しました。また、国のGIGAスクール構想により配備された、1人1台端末等のICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進したり、不登校など様々な理由で登校できない児童・生徒に対しタブレット端末を活用してオンライン授業を行ったりなど、子どもたちの学びを止めないための取り組みを行いました。

#### 【食育の推進】

幼児用から大人用までライフステージごとの「ひらかた食育Q&A」や、「食育リーフレット」を作成し、市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校等での活用や、各地域への回覧等、幅広く啓発を行いました。

### 【障害のある子ども等への支援の充実】

保育所（園）等で障害のある子どもを受け入れる統合保育の実施に加え、市立ひらかた子ども発達支援センターでは、公私立の保育所（園）並びに幼稚園等にも障害児保育にかかる巡回相談・保育相談を拡充しています。加えて、通所支援（すぎの木・なのはな）や地域子育て支援（すくすく）を実施するとともに、成長段階に合わせた支援のコーディネートを行う相談支援や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いたりハビリテーションを実施しました。

医療的ケア児等の通所先である市内3事業所に看護師配置に係る費用助成を行うなど、医療的ケア児の受け入れにつなげました。

市内小中学校においては、障害のある子どもと障害のない子どもが「可能な限り同じ場でともに学ぶこと」「自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供すること」の両立をめざし、学びの場の充実させるために全小中学校に支援学級を設置するとともに、通級指導教室の全校設置をめざしています。子どもたちが同じ場所で学ぶ中で困り感を適切に捉えるためのアセスメントのたぐいとして、全小中学校に教育支援ソフトを導入し、保護者の意見も踏まえたアセスメントを実施できるようにするとともに、個別の教育支援計画の引き継ぎ、作成等を行い、切れ目ない支援教育を行っています。また、医療的ケアが必要な子どもたちが学校でともに学ぶための支援方策として学校看護師、学校における肢体不自由児の介助支援として介助員を配置しています。また、令和5年度より、支援を必要とする子どもたちを様々な形で支援するための特別支援教育支援員等を必要に応じて配置しました。なお、令和5年度より、学識経験者や市民が参加する枚方市支援教育充実審議会を設置し、での本市の支援教育の現状や課題等を総括の上、一人一人に応じた指導方法や関係機関との連携など、支援教育の質の向上方策を含め、充実した学校教育の実現をめざして、審議頂いています。

### 【若者の就労支援・自立支援の推進】

枚方市地域就労支援センターではオンライン就労相談の試行実施をするなど、北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方でも、一人ひとりに合った就労支援が行われました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、多様な就労支援や体験プログラムを実施する各機関と連携し、就労への支援を行いました。

健康福祉総合相談課内の自立相談支援センターではハローワーク枚方と連携し安定的な就労のための支援に取り組みました。北河内地域若者サポートステーションでは、就職後、希望する人を対象に、定期的な個別相談を実施し、障害者就業・生活支援センターでは、職場訪問やサロン等の実施、市内の就労定着支援事業所では就労した障害者本人や勤務先を訪問するなど、職場への定着支援が行われました。

#### 【課題】

- 保育所(園)や幼稚園、認定こども園等が保護者の就学前教育に対する期待に応え、その専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりに心身ともに健全に成長できる就学前教育・保育を提供することが必要です。また、小学校教育が円滑に行われるよう、子どもの生活や発達の連続性に配慮し、教科等への学びにつなげる教育の提供体制の充実が引き続き求められます。
- 幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても、就学前施設と児童の状況についての情報共有や、就学前施設児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流が求められています。
- 子ども一人ひとりの発達には特性があり、発達を含めた障害や子どもの育ちについて正しく理解し、支援を必要としている子どもがその特性を生かしながら、住み慣れた地域で、必要な時に、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくことが必要です。
- 若者が就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労などにチャレンジし自立できるよう支援することが重要です。

#### (4) 居場所づくりと多様な体験活動の提供に関する主な取り組み

##### 【子ども・若者の居場所づくり】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に、社会に参加するきっかけとするためのスモールステップとしての居場所支援事業「ひらぼ」を実施しました。

また、枚方子どもいきいき広場事業や地域教育協議会の取り組みを通して、地域の人々の特色や多様性を活かして、子どもがさまざまな体験やさまざまな人との交流ができる機会と場づくりを行いました。枚方公園青少年センター青年文化事業や生涯学習市民センター学習支援事業を通して、子ども・若者の交流の場や自主的な活動ができる場など、さまざまな学びの機会を提供しました。

##### 【総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくり】

子どもの成長に必要な要素として自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間(さんま)」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通じて、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められています。家庭や学校以外の第3の居場所として、全小学校で実施しているすべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を令和5年度から実施しました。

総合型放課後事業の実施にあたり、効率的・効果的な運営を図ることを目的として、民間活力を活用し、直営22校、委託22校としました。また、直営における人員不足の課題解消とともに、安定した事業運営が図られるよう、フルタイムの統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました。放課後オープンスクエアについては、余裕教室等の学校施設の有効活用を図り、より児童の居場所づくりに努めています。

### 【子ども・若者のスポーツや文化芸術活動】

青少年がスポーツを通じて心身両面で健全な育成が図れるよう、スポーツ少年団によるスポーツ活動を支援しました。陸上競技だけではなく他のスポーツ種目にも触れ合える場として「枚方市スポーツCarnival」の開催や地元スポーツチームと連携し、公式戦での市民応援デーや幼稚園・小学校等での交流事業などを実施しました。文化活動として、枚方市少年少女合唱団を支援し定期発表会を開催したり、子ども向けに定期的なおはなし会や各種行事を開催したりしました。

### 【子ども・若者の社会的活動やキャリア形成への支援】

市内5大学と連携して、市内の小学生(高学年)を対象に大学の施設見学や講義体験を行いました。各中学校区では小・中学校が連携して作成したキャリア教育全体指導計画に基づき、キャリア教育の視点に立った指導を行いました。また、大学と行政との連携によるまちづくりをめざし、若者の活力をまちづくりに活かすとともに、将来の就職先として関心を持ってもらうこと等を目的として、大学生等のインターンシップ受入れを行いました。

### 【課題】

- 共働き家庭の増加に伴い、放課後に子どもだけで過ごす家庭も増え、子どもが安心・安全に過ごせる居場所をはじめ、いじめや不登校・ひきこもり、生活困窮など、生きづらさや様々な悩みを抱えながら生活している子ども・若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所の確保・充実が課題となっています。
- 総合型放課後事業は、放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの事業の趣旨に沿った、児童の主体性を重視した運営が求められています。
- 留守家庭児童会室は、児童の遊びや生活の場として設備及び運営に関する基準を踏まえ、環境整備や運営の質の向上を図り、児童のより良い居場所とする必要があります。
- 地域のつながりが希薄化している中で、地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもがさまざまな体験活動やさまざまな人との交流ができる機会と場づくりは、学校や授業では経験できないとても貴重な体験です。しかしながら、枚方子どもいきいき広場事業では地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するメニューの固定化が課題となっています。
- 子ども・若者の自主性や社会性、正義感、協調性などの資質を培い、積極的にチャレンジし、様々な経験を通じて自己肯定感が高まるよう、遊びや体験活動、学びの機会や場について、参加しやすさを含め一層充実することが必要です。

## (5) 安全・安心なまちづくりに関する主な取り組み

### 【妊娠・出産・子育て期の健康づくりや子どもへの医療対策】

妊婦健診・産婦健診・妊産婦歯科健診の費用助成を行うとともに、産後の心身ともに不安定な時期に安心して子育てができるよう母子を対象に、枚方市産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）を実施しました。また、枚方市子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」で子育てイベント、予防接種及び健康診断等の子育て支援情報を発信しました。

医療体制については、北河内こども夜間救急センターにおいて365日診療を実施するとともに、令和6年9月1日から診療時間を1時間延長し、午後9時から翌朝7時まで診療を行うことで、北河内医療圏域における小児初期救急医療のさらなる充実を図りました。また、枚方休日急病診療所について、枚方市医師会に委託し、土曜夜間・休日における診療を実施しました。

#### 【ひとり親家庭の自立支援】

簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」や、ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接LINEで悩みを相談できる「ひとり親相談LINE」など、ICTを活用したシステム運用を始めています。

ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、自立支援教育訓練給付金などの相談、申請受付を行いました。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）により、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行うことで就職につながるよう支援をしています。

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談、母子・父子自立支援員による養育費相談を実施するとともに、相談や手続きのサポート、費用の補助などを行う、ひとり親家庭養育費確保サポート事業により、「取り決め支援」を実施しました。

#### 【安全・安心に子育てできる生活環境の整備】

通学路や未就学児の移動経路などの交通安全対策として、区画線、道路反射鏡などの交通安全施設の整備をはじめ、信号交差点の歩道への車両乗り上げ防止対策や、保育園2園の周辺にキッズ・ゾーンを設置し車両の運転者に注意喚起を行い、外活動中の児童の安全確保などに取り組みました。

#### 【外国籍の子ども等への支援】

帰国児童等の、日本語指導が必要な児童・生徒については、大阪府の加配教員である日本語指導教員を拠点校に配置し、日々の生活に必要な日本語の習得段階から教科につながる学習段階に至るまで、児童・生徒の日本語の理解に合わせた教材を活用し、児童・生徒に寄り添いながら指導を行いました。そのほか、母語を話せる教育指導員を必要に応じて派遣し、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談等を行いました。

### 【課題】

- 安心して妊娠し出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の健康を保持・増進する取り組みが必要です。また、子どもに対しては、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めるなど、その健やかな成長を支援する必要があります。
- ひとり親家庭等の支援は、子育てをはじめ、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など幅広い分野にわたります。引き続き関係機関と連携した総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、就労支援や経済的支援など、日常生活の自立を支え、生活の安定を図る支援を引き続き推進することが必要です。
- 外国にルーツのある子ども・若者は、言語の問題だけでなく、文化や習慣、外見の違いによるいじめや、それによるアイデンティティの問題など、自らの力だけでは解決することが難しい問題を抱えている場合があります。外国籍の子ども・若者や帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施することが重要です。また、日本語の理解が困難な帰国児童が在籍していなかった学校への編入や多様化する言語等に対応する人材の確保が課題となります。

## (6) 相談・情報発信及び支援に関する主な取り組み

### 【子育てに関する相談・情報提供】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての世帯を訪問し、子育て支援サービス等の情報を提供しました。また、18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行いました。情報提供については、妊娠や出産、子育てに関する相談先の情報が一目でわかるマグネットの配付や出生直後から就学までの子育て支援情報を掲載する「ひらかた子育て応援ナビ」を新生児家庭及び就学前の転入家庭に配布しました。

### 【困難を有する子ども・若者に関する相談・情報提供】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて相談支援を実施するとともに、枚方公園青少年センターの青少年相談では、青少年の悩みや青少年問題全般についての相談支援を実施しました。また、月に1回、相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として家族の会を実施し、家族同士がつながる場づくりに努めました。情報提供については、小中学生や保護者に対し、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む子どもや若者の相談窓口をまとめたリーフレットやポスターを作成・配布し周知するとともに、施設等へ掲示を行うなど、より早い段階での情報発信に努めました。

### 【子ども・若者及び子育て家庭に対する支援体制および負担軽減策の充実】

地域子育て支援拠点事業を市内13か所で実施し、子育て親子の交流の場を提供するとともに、相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等を実施しました。また、保護者の疾病など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施しました。

さらに、子育て世帯の負担軽減策として、第2子以降の保育料を無償とする本市独自の多子世帯への支援策を引き続き実施するとともに、各施設において実費として徴収する給食費(副食費)についても、国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を免除しています。また、令和6年2学期から、小学校給食についても、無償化を実施しました。

#### 【課題】

- 結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目なく連続した支援の強化を図っていくとともに、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を充実することが必要です。
- 困難を有する子ども・若者やその家族に対しては、SNSを活用するなど、相談窓口がより身近なものとなるよう相談体制の充実が必要です。また、求める支援に関する情報についても、対象者により届きやすい発信方法や提供方法について検討することが重要です。
- 子ども・若者や子育て支援に取り組む地域の関係団体・機関の連携を充実し、地域の子育て力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え助け合えるネットワークを充実することが重要です。あわせて、子育て世帯へのさらなる支援や負担軽減に取り組むなど、子育てしやすい環境整備を進めることが重要です。

### (7) 子育てと仕事の両立支援に関する主な取り組み

#### 【多様な保育サービスの充実】

通年での待機児童解消に向け、閉園した公立保育所や幼稚園を臨時保育室として活用するとともに、私立保育園における遊戯室の一部を活用した臨時保育室を市内で3か所開設しました。また、病児・病後児保育事業を、市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で実施するとともに、日曜、祝日にも保育を行う休日保育や、夜10時まで保育を行う夜間保育を引き続き実施しました。

#### 【放課後児童対策の充実】

令和5年度から留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課後事業を実施することで、利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がりました。また、令和6年度には、夏休みなどの三季休業期における昼食サービスの試行実施にも取り組みました。

#### 【男女共同子育ての推進】

枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供、相談事業を実施しています。男女共同参画週間事業では、講座の動画配信及び動画上映会を開催しました。また、女性の再就業を支援するため、男女共生フロア・ウィルにおいては、起業セミナーを実施するとともに、図書情報コーナーにおいて「仕事と生活の調和」に関する資料を配架し、情報提供を行いました。

#### 【課題】

- 通年の待機児童ゼロの早期実現に向けては、引き続き、様々な手法に取り組むことが必要です。仕事だけでなく、生涯学習活動や社会貢献活動への参加など、子育てと様々な活動との両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 男女がともに仕事や余暇活動等と子育てを両立しながら、ゆとりある家庭生活を実現できるよう、企業や雇用者に対し、育児休業の取得促進をはじめ、働き方の見直しや多様な働き方等の重要性について、引き続き啓発や働きかけを行うことが重要です。
- 家庭では、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援するための取り組みが必要です。
- 総合型放課後事業は、放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨に沿った運営を行うとともに、保護者ニーズに合った事業の充実が求められます。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方

子ども・若者が抱える課題が複雑化、複合化し、子ども・子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりの子ども・若者が等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、「子ども・若者育成支援計画（第2期）」、「第4次ひとり親家庭等自立促進計画」の理念も踏まえつつ、「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまち、子どもを安心して生み、楽しく育てることができるまち、子どもの生きる力や個性を育むまち、若者の社会性を育み、自立を支援するまち、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。

### 2. 施策目標

施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進  
《子どもの成長過程全般》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに子ども・若者施策を進めていきます。また、子ども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取り組みなどを進めます。また、幼児期の教育・保育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を推進します。

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進  
《学童期・思春期》

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。また、地域における子どもたちの遊び場などが減少しているなかで、学校園施設の活用なども含め、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進  
《青年期》

青年期の若者は大学等への進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、夢や希望を持ち、自身の可能性を広げる重要な時期ですが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある時期でもあります。若者を取り巻くさまざまな課題に対して、社会全体で取り組むとともに、自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進  
《子育て当事者等》

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、保護者の子育てに伴う負担感や不安感、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き家庭の増加や就労形態が多様化しています。子育てをしている誰もが、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、妊娠、出産から子育てまでの育児と仕事の両立ができるなど、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境をつくります。

### 3. 計画の体系

#### 施策目標Ⅰ すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 ≪子どもの成長過程全般≫

推進方向	取り組み内容
1.人権教育の推進	(1) 子どもの権利の啓発・普及 (2) 保育所（園）や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進
2.子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実	(1) 子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備
3.切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進	(1) まるっとこどもセンターによる支援の推進
4.子どもへの虐待のないまちづくりの推進	(1) 児童虐待防止体制の充実 (2) 地域における見守り体制の充実 (3) 児童虐待に関する啓発活動の推進 (4) 里親制度の普及・啓発の推進 (5) 児童相談所等の設置に向けた取り組み
5.ヤングケアラーへの支援の推進	(1) ヤングケアラーに関する周知・啓発、支援体制の充実
6.子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進
7.非行等の問題行動対策の推進	(1) 有害環境に起因した非行等への対策の推進
8.子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり (2) 子どもの学習支援 (3) 子ども・若者の就学支援 (4) 子ども・若者の心身の成長の確保
9.子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実	(1) 子ども・若者の健康づくりの推進 (2) 子ども・若者が悩みを相談できる体制づくり (3) 子ども・若者の自殺対策の取り組み
10.障害のある子ども・若者等への支援の充実	(1) 関係機関等の連携による支援の推進 (2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実 (3) 障害のある子ども等への在宅生活支援 (4) 障害のある子ども・若者等や家庭に対する援助 (5) 配慮が必要な子ども等への支援 (6) 障害のある子ども等の早期発見・早期支援

11.外国籍の子ども等への支援	(1) 外国籍の子どもや保護者等への支援
12.食育の推進	(1) 家庭における規則正しい食生活の啓発 (2) 子ども・若者の食への関心の醸成 (3) 給食の充実
13.子ども・若者のスポーツ活動の推進	(1) 地域におけるスポーツ活動の推進 (2) スポーツ指導者の確保、育成 (3) 子どものスポーツ大会、教室等の開催
14.子ども・若者の文化芸術活動の支援	(1) 文化芸術の親しめる機会の提供 (2) 自主的な活動、発表機会の提供 (3) 読書活動の推進
15.子ども・若者の国内外交流の推進	(1) 友好都市交流の推進 (2) 国際化に対応できる子どもの育成
16.子ども・若者の社会的活動の推進	(1) 地域活動の支援 (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進 (3) 子ども・若者の夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供
17.子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進	(1) 地域における自然環境の保全 (2) 環境教育の推進

**施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》**

推進方向	取り組み内容
1.妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	(1) 安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保 (2) 不妊・不育治療に対する支援 (3) 子育て講座・講習会等を通じた育児に関する知識の普及 (4) 疾病等の予防・早期発見の促進 (5) 乳幼児健康診査の推進 (6) 乳幼児健康審査事後指導事業の推進
2.幼児期の教育・保育の質の向上	(1) 就学前環境の整備 (2) 計画的、効果的な質の向上の実践
3.小学校教育への円滑な接続の推進	(1) 幼保こ小のネットワーク化の推進 (2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

### 施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進《学童期・思春期》

推進方向	取り組み内容
1.居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校園施設の活用</li> <li>(2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進</li> <li>(3) 生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進</li> <li>(4) 異年齢間、世代交流の推進</li> <li>(5) 地域で子どもを育てる環境の整備</li> </ul>
2.不登校対策、中退予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 義務教育期間における不登校対策の推進</li> <li>(2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進</li> </ul>
3.いじめに対する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめ問題に対する支援体制の整備</li> <li>(2) いじめを受けた子どもなどへの支援</li> <li>(3) 情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進</li> </ul>
4.豊かな心と健やかな身体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中・高校生等と乳幼児の交流体験の推進</li> <li>(2) 豊かな心の育成</li> <li>(3) 相談体制の充実</li> <li>(4) 心身の健康に関する啓発・学習の推進</li> </ul>
5.確かな学力と自立を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力と健やかな身体の育成</li> <li>(2) 家庭での教育の支援</li> <li>(3) 地域とともにある学校づくりの推進</li> <li>(4) 小中学校の環境整備</li> </ul>

### 施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進 《青年期》

推進方向	取り組み内容
1.居場所づくりの推進・交流の促進	(1) 若者がつながる居場所づくりの推進・交流の促進
2.相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談体制の構築</li> <li>(2) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化</li> <li>(3) メンタルヘルスケアの必要性の啓発</li> </ul>
3.結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(1) 結婚支援等の実施
4.雇用の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用の推進</li> <li>(2) 安定的就労のための継続的な支援の推進</li> </ul>

5.若者への経済的支援	(1) 経済的支援等の実施
6.ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援	(1) 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立やひきこもり等への正しい理解の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 若者や家族等の居場所づくりの推進 (4) 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実 (5) 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

**施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進**  
**《子育て当事者等》**

推進方向	取り組み内容
1. 子育てに対する経済的支援や負担軽減	(1) 子どもの養育に対する援助 (2) 助産制度 (3) 保育所(園)・幼稚園等への就園に対する援助 (4) 小中学校等への就学に対する援助 (5) 生活困窮者自立支援制度による支援
2. 子ども・若者の医療対策の充実	(1) 医療体制の整備と連携強化 (2) 子ども・若者の医療費の助成
3.ひとり親家庭や寡婦の自立支援	(1) 子ども・子育て支援、生活支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 養育費の確保及び面会交流の支援 (4) 経済的支援の充実 (5) ひとり親家庭や寡婦を支える環境の充実
4.安全・安心に子育てできる生活環境の整備	(1) バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり (2) 子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進 (3) 安全施設等の設置 (4) 交通安全教育の推進 (5) 防犯活動等の推進 (6) 不慮の事故等防止対策の推進
5.子育てに関する相談体制の充実	(1) 身近な地域における相談体制の充実 (2) 育児相談の推進 (3) 妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実 (4) 家庭児童相談等の充実 (5) 教育相談の充実 (6) 青少年相談事業の充実 (7) 障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

6. 子育てに関する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども誰でも通園制度の導入に向けた検討</li> <li>(2) 地域における子育て支援の推進</li> <li>(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実</li> <li>(4) 保育所（園）等における子育て支援の推進</li> <li>(5) 幼稚園における子育て支援の推進</li> <li>(6) 認定こども園における子育て支援の推進</li> <li>(7) 一時預かり事業の実施</li> <li>(8) 子育て短期支援事業の充実</li> <li>(9) 保護者の交流の場の設定</li> <li>(10) 地域のネットワークによる子育て支援の推進</li> <li>(11) 多胎児家庭に対する支援の推進</li> </ul>
7. 子育てに関する適切な情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供</li> <li>(2) 妊娠及び就学前の総合的な子育て情報の提供</li> </ul>
8. 子育て中の社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育つきイベントの推進</li> <li>(2) 相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実</li> </ul>
9. 多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育体制の確保</li> <li>(2) 認定こども園の普及</li> <li>(3) 満3歳未満の児童の保育枠の拡大</li> <li>(4) 待機児童対策</li> <li>(5) 延長・夜間・休日保育の実施</li> <li>(6) 病児・病後児保育の充実</li> <li>(7) 弾力的な就労支援</li> <li>(8) 保育士等確保の支援</li> <li>(9) 利用者支援事業の推進</li> <li>(10) 保育サービス等利用にかかる負担軽減の充実</li> </ul>
10. 放課後児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者ニーズに合った事業の充実</li> <li>(2) 総合型放課後事業の制度等の周知</li> <li>(3) 児童の放課後の居場所づくりの推進</li> </ul>
11. 男女共同子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女がともに参加する子育ての推進</li> <li>(2) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備</li> </ul>

## 第5章 施策の推進方向

**施策目標Ⅰ** すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 《子どもの成長過程全般》

### ■推進方向Ⅰ 人権教育の推進

#### (1) 子ども・若者の権利の啓発・普及

子ども・若者は社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持っています。子ども・若者の生存と発達が保障されるよう、「児童の権利に関する条約」並びに「こども基本法」の基本理念を踏まえ、生まれ育った場所や環境に左右されることなく、子ども・若者を一人の人間として尊重し、その権利や自由が最大限、守られなければなりません。本市においても、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子ども・若者を含めたすべての人の人権が尊重されるまちづくりをより効果的・総合的に推進しています。人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利です。すべての人が人権について正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合い、子ども・若者の大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権に関する講座や映画会等の開催など、あらゆる機会をとらえて子ども・若者の人権に関する啓発を推進します。

また、虐待やいじめなどは、子ども・若者への重大な権利侵害であり、その心身の健やかな成長を阻害する深刻な問題です。令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」では、子どもの権利擁護を基本理念に掲げ、市などの責務や役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり、子ども・子育て支援に関する基本事項を定め、「一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現に向けて取り組みを推進しています。

さらに、本市では、平成31年3月に行った「ひらかた・にじいろ宣言（性的マイノリティ支援宣言）」に基づき、一方または双方が性的マイノリティであるカップルがお互いを人生のパートナー関係であると宣誓されたことを公に証明する「枚方市パートナーシップ宣誓制度」を導入しており、性的マイノリティに関する電話等による相談支援を行うとともに、子ども・若者の性の多様性への理解が育まれるよう引き続き取り組みます。

#### (2) 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進

保育所（園）等では、保育士等へ人権研修を実施し、各学校園においては、人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、子ども・若者が知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的な場面に直面したときに、行動できる態度や技術・技能を身につけられるよう指導・支援に努めます。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にできる態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育を推進します。

留守家庭児童会室において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、児童一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、児童の生活や遊びに影響のある事柄に関して児童が気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放課後児童支援員等が受け止めるよう配慮します。

また、児童の権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ児童と保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

【主な取り組み】

- 子どもを守る条例に係る取り組み
- 人権啓発事業
- 平和啓発事業
- 性的マイノリティ支援事業
- DV 予防教育
- 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室における人権教育

■推進方向2 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実

(1) 子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備

子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明と自己決定を行う、いわば権利の主体です。子ども・若者を次代の担い手というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」としてとらえ、その意見を聴きながらともに社会を作るパートナーという認識を共有することが重要です。本市で制定した「子どもを守る条例」では、子どもの社会参加や意見表明の機会の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとしています。今後さらに、自分のまちに関心を持ち、子ども・若者が権利の主体としてまちづくりのさまざまな分野において積極的に参画し意見を表明できる機会や場を充実させ、こども基本法第11条及び国が策定したガイドライン等を踏まえ、子ども・若者の自由な視点、感性に基づく意見をまちづくりに反映させるよう努めます。

【主な取り組み】

- 子ども・若者の意見表明の場の創出
- 子ども・若者から意見聴取するしくみづくり

## ■推進方向3 切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進

### (1) まるっとこどもセンターによる支援の推進

すべての妊産婦・子育て世帯・子ども・若者に対し、母子保健・児童福祉の両分野が、切れ目のない一体的な相談支援を行う「まるっとこどもセンター」（こども家庭センター）により、これまでから進めてきた様々な支援策をさらに充実させます。

また、今後利用するサポートやサービスの頻度や時期等を記載したサポートプランの作成を通じて、支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て家庭へ確実に届けるとともに、4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報提供や相談に応じる乳児家庭全戸訪問事業においては、助産師や保健師が伴走型相談支援として実施している新生児・乳児訪問と合わせて行うことにより、子どもの発育発達状況や産婦の心身状況に応じた専門的な支援に努めます。

さらに子育て家庭の不安解消や状況把握の機会を増加させるため、子育て家庭との接点があり、物理的にも近距離にある地域子育て支援拠点に地域子育て相談機関の機能を加えるとともに、学齢期の子どもの居場所として、学習のサポートや食事を継続的に提供できる児童育成支援拠点を設置し、いずれもまるっとこどもセンターと連携しながら必要な支援を包括的に提供します。また、公立の全小中学校に導入しているタブレットを活用し実施しているSNS相談「ぼーち」の対象年齢を、市内在住、在学、在勤の18歳までに拡大することで、気軽に相談できる環境を整えます。

自宅や庁内各部署とオンラインでつないだ相談機能の充実とあわせて、ICTを活用できない方や対面での支援が必要な方については、アウトリーチによる支援を引き続き行います。

全国的に子どもの貧困やいじめ、虐待など子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、子どもと家庭への支援を迅速化するため、支援に必要な情報を一元的に集約する「子ども見守りシステム」を運用し、引き続き、新たな課題の早期発見・早期対応や予防支援に取り組むとともに、全中学校区へのスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置をめざし、児童・生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を行います。

#### 【主な取り組み】

- サポートプランの作成
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 伴走型相談支援
- 地域子育て相談機関
- 児童育成支援拠点
- アウトリーチによる支援
- 子ども見守りシステム
- SNS相談（ぼーち）の拡充
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡大

## ■推進方向4 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

### (1) 児童虐待防止体制の充実

児童虐待は、夫婦関係の不和など家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、子どもや保護者の健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生します。そのため、関係機関が連携し、そのネットワークのもと、家族の抱えるさまざまな課題について、包括的に支援することが大切です。

児童虐待の早期発見や予防及び適切な支援が効果的に行われるよう、まるっとこどもセンターや大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）などの子どもに関係する機関で構成する子どもの育ち見守り連携会議（要保護児童対策地域協議会）の一層の連携強化を図ります。また、複雑化する虐待問題に対応する職員等については専門知識のさらなる習得のため、各種研修会や事例検討を行うなど、引き続き資質の向上を図ります。

一方、乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等においては、日常業務を通じ子どもと保護者の支援の視点を持ちながら、虐待への気づき、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。妊娠期から支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。

さらに、保護者を対象とした親支援プログラムを実施し、子育てスキルを得て良好な子どもと保護者関係をつくり、虐待の予防や防止等に努めるとともに、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に引き続き取り組みます。

### (2) 地域における見守り体制の充実

子育てに関する相談相手がない、周囲からの支援を受けられないなど、子育ての孤立化は虐待の要因の一つとなり得ることから、保護者同士が交流できる場づくりや子育て家庭を地域で見守っていく環境づくりが求められます。

子育てへの不安や困りごと等があった場合に気軽に相談できる窓口や支援機関、「地域子育て支援拠点」をはじめとした、親子が気軽に集い、相互に交流できる場等に関し、プッシュ型で情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化し、身近な生活の場における虐待等の早期発見や見守り体制の充実を図ります。

### (3) 児童虐待に関する啓発活動の推進

毎年11月の児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象とした講演会等の啓発活動を積極的に行うなど、児童虐待問題に対する理解の向上を図るとともに、保育所（園）や認定こども園、学校園、PTA、民生委員・児童委員など子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動にも引き続き取り組みます。

#### (4) 里親制度の普及・啓発の推進

市における里親数については、人口の割合で他府県や府内他市と比較しても低い水準にあります。子どもが成長する過程においては、特定の信頼できる大人との間での愛着形成が大変重要であり、様々な事情で親と暮らすことができない子どもたちが、一般の家庭と同じような環境で生活することができる里親による養育を推進することが必要なことから、大阪府や里親支援機関との連携による里親推進の講演会の実施や、担い手の裾野をさらに広げるため、ショートステイ協力家庭事業を実施しています。また、保育所（園）等を優先的に利用できるよう利用調整における指数を見直すなど、里親制度のさらなる理解促進や里親の普及拡大に引き続き取り組みます。

#### (5) 児童相談所等の設置に向けた取り組み

児童虐待をはじめ、子どもやその家庭が抱える諸問題が、年々より複雑化、複合化している社会状況に対応するため、本市において緊急かつ一貫した支援を行うことができるよう、児童相談所の設置に向けた準備を進めるとともに、あわせて、社会福祉法人による児童養護施設の設置について検討を進めます。

##### 【主な取り組み】

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
- 出産・子育て応援事業
- 乳幼児健康診査
- 親支援プログラムの実施
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）
- 虐待防止のための育児支援
- 子どもの相談窓口の充実
- 里親制度の普及・啓発
- ショートステイ協力家庭事業
- 児童相談所の設置に向けた取り組み

#### ■推進方向5 ヤングケアラーへの支援の推進

##### (1) ヤングケアラーに関する周知・啓発、支援体制の充実

ヤングケアラーは、これまで家族のケアは家庭内の問題と捉えられ、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、加えて本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であることから、学校生活や友だち関係、将来の進路などに大きな影響を与えるなど、子どもが本来守られるべき権利が十分に守られていないことに課題があります。そのため、周囲が正しい理解・認識のもとでそうした状況に気づき、関係機関等が連携して対応していくことが重要です。令和6年6月に

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正・施行し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記し、その支援を強化することとなりました。

本市においても、令和4年度に実施したヤングケアラーに関する調査において、実態把握に努めており、その結果を踏まえ、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯への家事援助事業や周囲の気づきの大切さ、また、研修の充実という意見もあったことから、学校や民生委員・児童委員向けに啓発ツールを作成・配布し、周知・啓発に取り組んでいます。

ヤングケアラーの支援については、多機関が参画する重層的支援会議において、本人やその家族の心情に寄り添いながら、引き続き、包括的・計画的な支援について検討していきます。

#### 【主な取り組み】

- ヤングケアラー等世帯訪問支援事業
- ヤングケアラーの支援に関する周知・啓発

### ■推進方向6 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進

#### (1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害として決して許されるものではありません。被害者に適切な支援が届けられるとともに、加害者はもちろんのこと、傍観者にもならないよう、社会全体で関心を高め、性犯罪・性暴力をなくしていく必要があります。

国は、令和5年7月に「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を公表し、「加害を防止する強化策」「相談・被害申告をしやすくする強化策」「被害者支援の強化策」の3つの強化策をまとめ、子ども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶に向けて取り組むこととしています。また、令和6年6月には「こども性暴力防止法」が成立し、子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度「日本版DBS」が導入され、義務付けられることになりました。このような国の対策を踏まえ、本市においても、保育所（園）等の現場に周知を図るほか、留守家庭児童会室について性暴力等の防止措置の国の認定を受けるなど、性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みを推進します。

#### 【主な取り組み】

- 日本版DBSに関する現場への周知
- 留守家庭児童会室の性暴力等の防止措置

## ■推進方向7 非行等の問題行動対策の推進

### (1) 有害環境に起因した非行等への対策の推進

近年、SNSの普及に伴い、それに起因するトラブルや性犯罪などに子ども・若者が巻き込まれる事案が増加しています。また、過度にスマートフォン等のゲームやインターネットにのめり込む「ゲーム依存」や「ネット依存」、さらにはオーバードーズや不法薬物の乱用などの問題も発生しています。こうしたトラブル・犯罪や依存症などから子ども・若者を守るため、家庭・地域が連携して、犯罪・非行の防止に関する意識向上に努めるとともに、学校教育においてもインターネットとの適切な付き合い方に関する指導や規範意識の醸成を図っていくことが重要です。加えて、学校や職場での人間関係や家族などで悩みや生きづらさを抱えている子ども・若者に寄り添った相談体制の充実も必要です。

小・中学校においては、児童・生徒の健全育成のため、関係機関などと連携して、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の乱用だけでなく、誰でも入手しやすい市販薬の過剰摂取がもたらす悪影響や薬物乱用と関連性が高い喫煙及び、飲酒防止の指導等を徹底します。また、保護者に対しては、非行や犯罪被害、さらには深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童・生徒を保護し、教育するよう努めなければならないことを周知します。加えて、PTAや青少年育成指導員などとの連携を強化して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組むとともに指導の充実にも努めます。

#### 【主な取り組み】

- 生徒指導充実事業
- 青少年の健全育成事業
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室

## ■推進方向8 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進

### (1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり

貧困問題をはじめ、子ども・若者やその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。子ども・若者やその家庭と接するさまざまな関係機関、関係団体が連携することで、養育環境等に問題を抱える子ども・若者やその家庭を積極的に把握するとともに、子ども見守りシステムやさまざまな支援制度を効果的に活用し、早期から切れ目ない支援につなげられる体制の整備に向けて引き続き取り組みます。その一環として、妊娠期からのさまざまな機会を捉え、経済面も含め、支援を必要とする妊産婦や乳幼児期の子どもを把握し、早い段階から支援するとともに、関係機関と連携し、継続的なフォローに努めます。また、就園、就学している児童・生徒に対しては、学校園等への巡回のほか、福祉等のさまざまな支援制度や関係機関へのつなぎを行うための専門家を配置するなど、問題を抱える児童・生徒を早期に把握し、学校園等の教育現場と各福祉施策を扱う市の福祉部門との連携強化を図ります。さらに、学校給食のない三季休業期中に家庭において十分な食事を摂れない児童への支援

についても検討を進めます。

なお、子ども・若者の貧困対策の推進にあたっては、国が策定した「こども大綱」に掲げる「こどもの貧困対策」の内容等を踏まえながら、子ども・若者やその家庭の生活実態の把握に努め、効果的・効率的な対策を進めます。

## (2) 子どもの学習支援

令和5年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、生活が困窮している家庭の子どもほど、勉強時間が少なく学習に影響が生じていることから、学習習慣を定着できるよう対策を進める必要があります。子どもが生まれ育った場所や環境にかかわらず、自分の能力、可能性を伸ばせるよう、学校または学校以外の場において、学習意欲や基礎学力の向上に向けた学習支援に取り組むとともに、家庭の経済状況により、学びたい、習いたいという想いを諦めることがないよう、塾や習い事にかかる支援策を検討します。

## (3) 子ども・若者の就学支援

経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、高等学校等への就学が困難な方へ奨学金を支給し、希望する進路を歩めるよう支援します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を通じて、ひとり親家庭等の子ども・若者が経済的に安心して進学、就学できるよう支援します。さらに、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度の周知を図り、学習意欲のある子ども・若者の進学を促します。

## (4) 子ども・若者の心身の成長の確保

令和5年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、暮らし向きが苦しいと回答した家庭の子どもほど、食事をしっかりとれない、起床・就寝時間が定まらないなど、生活習慣が安定しない傾向がみられました。

多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、育児相談や母子訪問指導の際に保健師や管理栄養士等が食事や健康面についても相談支援を行うことで、乳幼児期から正しい生活習慣を身につけ、成長過程において心身の健康の確保や日常生活の充実につながるよう支援します。

また、子ども食堂に取り組む団体と連携し、貧困の状況にある家庭など、さまざまな事情を抱える子ども・若者を支援し、地域で子ども・若者の健やかな成長を見守る環境の充実を推進します。

### 【主な取り組み】

- スクールソーシャルワーカーの配置
- 子どもの未来応援コーディネーターの配置

- 生活困窮者自立支援制度に係る子どもの学習支援事業
- 放課後自習教室事業
- 就学援助制度
- 支援学級等就学奨励費制度
- 枚方市奨学金制度
- 食育推進事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 育児相談事業
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業

## ■推進方向9 子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実

### （1）子ども・若者の健康づくりの推進

本市では、市民一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、自ら行動を起こすことができるよう、健やかで心豊かな生活をおくれる社会環境づくりに取り組むとともに、誰一人取り残さない健康づくりを展開し、すべての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らし、健康な歯と口腔機能の獲得・維持・向上や健康的な食生活の実践により、市民がいつまでもいきいきと暮らせるまちの実現をめざします。

乳幼児期の生活習慣等が青壮年期に影響を及ぼすことから、ライフコースを通じて健康づくりに取り組めるよう各種教室の開催や、SNS などによる周知を行い、子ども・若者の健康づくりを支援します。

### （2）子ども・若者が悩みを相談できる体制づくり

中学校においてはスクールカウンセラーが、小学校では心の教室相談員・スクールカウンセラーが、児童・生徒の悩みに寄り添った相談に応じるとともに、学校以外の相談窓口として、教育文化センターでは、電話や面談により、幼児・児童・生徒の教育に関するカウンセリングを実施しています。また、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、子どもの笑顔を守るコールにより、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく対応できる相談支援体制を推進します。

まるっとこどもセンターの家庭児童相談、ひきこもり等子ども・若者相談においては、家族や友だちとの関係、いじめや不登校・ひきこもりなどについて、安心して悩みを相談できる体制を整え、適切な支援につなげます。さらに、公立の全小中学校に導入している1人1台端末を活用し実施しているSNS相談「ぽーち」の対象者を市内在住、在学、在勤の18歳までに拡大することで、気軽に相談できる環境を整えます。

枚方公園青少年センターの青少年相談においては、令和6年4月現在、概ね26歳までの子ども・若者及びその保護者や家族を対象に、子ども・若者の悩みについての相談を行っていますが、今後、より多くの子ども・若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

### (3) 子ども・若者の自殺対策の取り組み

本市では、「第2期枚方市のち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることなく安心して生きることができる社会をめざしています。

子ども・若者が悩みを抱えているときに、安心して悩みを打ち明けられるよう、SOSの出し方に関する教育の具体的な方法を検討し、実施します。あわせて教職員等子ども・若者に接する人に対して研修などを行い、子どもたちが安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりをめざします。

#### 【主な取り組み】

- 乳幼児健康診査（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 健康づくり推進事業
- 子どものお口に関する健康教室事業
- 母子健康教室事業
- 食育推進事業（再掲）
- 予防接種事業
- 子どものSOSの出し方教育
- 心の教室相談員配置事業（小学校）
- スクールカウンセラーの配置
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- SNS相談（ぽーち）の拡充（再掲）
- 青少年相談の拡充

## ■推進方向10 障害のある子ども・若者等への支援の充実

---

### (1) 関係機関等の連携による支援の推進

障害のある子ども・若者や配慮が必要な子ども・若者を支援するため、市の関係機関のほか、大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）、支援学校等で構成する枚方市障害児等関係機関連絡会議の連携をきめ細かく行い、子ども・若者にとって最善の手だてを講じます。また、医療的ケア

児支援のため、関係機関の協議の場を通じ、支援の充実に努めます。

## (2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実

障害のある子ども等が地域のなかで健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、子どもと保護者の意向を尊重し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育・保育を行うよう努めます。

発達上支援が必要な子どものための、地域における中核的な支援機関と位置付けられる市立ひらかた子ども発達支援センターでは、通所支援・相談支援・リハビリテーションの提供とともに、地域支援機能として保育所等への支援の充実に努めます。保育所（園）等や認定こども園、学校園における必要な人材の配置を行うとともに、専門の相談員等による子どもとその保護者、保育所（園）等に対する相談や集団生活への適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進を図ります。さらに、小中学校における学びの場の充実のため、通常の学級における支援教育の充実、支援学級のほかに通級指導教室の全校設置をめざすとともに、支援教育を推進し、学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。また、学校園では、支援教育コーディネーターが中心となり、支援体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成し、個の教育的ニーズに応じた支援を充実します。学校においては、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ための環境を充実させるため、通常の学級における基礎的な環境整備を充実させるとともに、合理的配慮をはじめとした個に応じた支援の充実に努めます。教職員研修等を積み重ねながら、社会的自立につながる継続した支援を行うため、福祉との連携や教育相談を通じた就学指導及び進路指導の充実に努めます。

総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）においては、障害の有無に関わらず児童同士が遊び等を通して共に成長できるよう、障害のある児童等への適切な配慮及び環境整備を行うとともに、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、児童の活動が充実できるよう努めます。

## (3) 障害のある子ども等への在宅生活支援

障害のある子ども等とその保護者等が安心して生活できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、放課後等デイサービス、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。保育の必要性の認定を受けない障害や疾病等のある子どもの家庭を訪問して行う新たな一時預かりについて、検討を行います。

また、障害のある児童の健全な育成と子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実に努めます。さらに、身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。療育相談やリハビリテーションの提供など、市立ひらかた子ども発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある児童と保護者の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進や保護者

支援のための研修等の充実、また、居宅訪問支援の実施など、障害児の在宅支援の充実に努めます。

#### **(4) 障害のある子ども・若者等や家庭に対する援助**

障害のある子ども・若者等や保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

#### **(5) 配慮が必要な子どもへの支援**

発達障害のある子ども等の特性に応じた支援や配慮が求められています。配慮が必要な子どもの教育・集団保育を行う上で、保育所（園）や認定こども園、学校園に必要な人材の配置や相談体制の充実を図るとともに、小・中学校においては一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。また、留守家庭児童会室においても児童の行動特性に応じて加配職員などの人員配置を行うとともに、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、個々の児童に応じた対応ができるよう努めます。

発達上の課題を抱える子ども等の健やかな成長のためには、安定した親子関係のなかで育まれることが大切であることから、発達上の悩みや育児の不安を抱える保護者に対し、関係機関も含め、医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子どもとの遊び方や接し方の指導等を通じて、よりよい親子の関係づくりを支援します。さらに、発達障害等に関する講演会等を開催するなど、社会的な理解の促進にも努めます。

#### **(6) 障害のある子ども等の早期発見・早期支援**

乳幼児健康診査や母子健康相談事業等を行うにあたっては障害の早期発見に留意し、障害の疑いがある場合には継続的な相談を行うとともに、早期の発達支援を受けることができるよう情報提供及び助言を行います。

また、切れ目なくフォローができるよう、まるっとこどもセンターや大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）、また、保育所（園）や学校などの関係機関が連携しながら継続した支援に取り組みます。

#### **【主な取り組み】**

- 障害児等関係機関連絡会議
- 医療的ケア児等支援連絡会議
- 障害児保育
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 支援教育学校園支援事業（幼稚園巡回相談等）
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育

- 居宅介護
- 短期入所
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 重度障害者医療費助成事業
- 障害児通所支援事業（児童福祉法に基づく児童通所支援給付）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室事業）
- 母子健康相談事業（再掲）

## ■推進方向Ⅱ 外国籍の子ども等<sup>※</sup>への支援

### （Ⅰ）外国籍の子どもや保護者等への支援

グローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に在留する外国人は年々増加しており、留学生や技能研修生の受け入れなどにより、本市に居住する外国人についても増加が見込まれます。こうした状況のなか、外国籍や外国から帰国した子どもなど、日本と異なる文化・言語で育った子どもやその家庭に対し、日本語習得のための機会や、出産・子育て・教育の場における支援の充実が求められています。このため、小・中学校においては、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談などを行う教育指導員の派遣や、一人一台端末を利用した日本語指導における支援、文字や図形等を拡大した教科用拡大図書の活用など、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、国際化の進展に伴う支援ニーズの増大についても適切に対応します。あわせて、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、国等の財源の活用を含め、幼児教育・保育現場における現状の把握に努め、外国籍の子どもや保護者等のニーズに応じた支援に努めます。

※「外国籍の子ども等」…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

#### 【主な取り組み】

- 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業
- 多文化共生教育研究事業

## ■推進方向12 食育の推進

### (1) 家庭における規則正しい食生活の啓発

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。家庭や地域と連携した食育の推進を、市をあげた取り組みとして積極的に進めていく必要があることから子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるよう、第4次枚方市食育推進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人、特に子育て世代が、食に関する知識を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することはもちろん、適切な食習慣を子どもに伝えていくことが求められます。

そこで、ひらかた食育カーニバル等での普及啓発を通じて、栄養バランスや食生活の改善について、楽しく学べる機会を充実させるとともに、コミュニケーションを図りながら食の知識やマナーの享受が期待できる「共食」を推進します。また、乳幼児健康診査や家庭訪問、離乳食講習会など、保健師や管理栄養士による、具体的な相談や適切な食生活の啓発などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を習得するための啓発、指導を行います。

### (2) 子ども・若者の食への関心の醸成

欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れることにより、子ども・若者の健康問題が懸念されることから、子どもの発達段階に応じた望ましい食習慣やマナーを身につけ、心身の発達に必要な知識を深めるための取り組みが必要です。幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園での昼食時間等を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めるとともに、小・中学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。また、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践されるような体験学習の機会を提供します。

### (3) 給食の充実

給食の時間を重要な食育活動の場として位置付け、保育所（園）では、野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物大切さや成り立ちを知る機会の提供を図るとともに、学校給食では、地元で収穫された旬の野菜の使用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について関心をもち、理解を深めることができるよう努めます。あわせて、給食のレシピ等を市や保育所（園）、認定こども園、小学校のホームページ等で紹介、子どもと保護者が給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます。

なお、小学校給食については、令和6年度2学期から無償化を開始するとともに、引き続き、安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。また、中学校給食については、平成28年度から選択制による提供を行っています。

が、「今後の中学校給食に関する方針」等に沿って、全員給食の実現に向けた取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 食育推進事業（再掲）
- ひらかた食育カーニバルの開催
- 健康づくり推進事業（再掲）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）（再掲）
- 公私立保育所（園）等・幼稚園における食育の推進
- 小学校給食無償化
- 学校給食充実事業

### ■推進方向13 子ども・若者のスポーツ活動の推進

---

#### （1）地域におけるスポーツ活動の推進

子ども・若者がスポーツを楽しむことは、体や精神を鍛え、仲間や指導者との交流を通じて、コミュニケーション能力や他人に対する思いやりの心、規範意識を育む効果があり、子ども・若者の人格の形成に大きな影響を及ぼしています。

保育所（園）や認定こども園、学校園における取り組みに加え、スポーツ少年団活動のほか、スポーツ推進委員等を中心とした活動や総合型地域スポーツクラブの活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援し、家庭や身近な地域において子ども・若者の興味、関心に応じて楽しみながら多様なスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

#### （2）スポーツ指導者の確保、育成

子ども・若者がスポーツに親しむ環境を整えるには、各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等、スポーツの企画や運営を支える人材の確保が重要です。（公財）枚方市スポーツ協会のスポーツサポーターズバンク制度の活用を図るとともに、スポーツ団体等との連携を深めながら、各種スポーツの講習会を開催し、子ども・若者のスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる高い専門的知識と指導力を持つ有資格者の確保、育成を支援します。

#### （3）子ども・若者のスポーツ大会、教室等の開催

各種スポーツ大会や教室の開催により、子ども・若者がスポーツに気軽に親しみ、スポーツの楽しさを体験できる機会を充実します。また、子ども・若者のスポーツへの関心を高めるため、トップレベルの選手との交流や、プレーを間近に観る機会の充実を図ります。

## 【主な取り組み】

- スポーツ少年団活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員の活動支援
- スポーツサポーターズバンク制度の活用
- スポーツ指導者の育成
- スポーツ大会・教室等の開催
- 市立小中学校及び幼稚園施設開放事業
- トップアスリートとのふれあい事業

## ■推進方向 14 子ども・若者の文化芸術活動の支援

### (1) 文化芸術に親しめる機会の提供

子ども・若者が生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、文化に接する機会はもとより、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。幼稚園等においては、市の花である「菊」を栽培し、菊フェスティバルへ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。また、枚方市総合文化芸術センターを拠点に、子ども・若者の団体鑑賞や学校に芸術家が出向いて実演するアウトリーチ、ワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組みます。

### (2) 自主的な活動、発表機会の提供

子ども・若者の自主性、創造性を育むため、文化芸術鑑賞の機会に加え、子ども・若者が自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。また、枚方公園青少年センターや枚方市総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーなどにおいて、音楽、ダンス、演劇等の自主上演や創作作品の発表の機会の提供に努めるとともに、市内の小学校在合同で行う音楽会など、地域間や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みを進めます。

### (3) 読書活動の推進

乳幼児期からの読書活動は、言葉を学び、想像力を豊かなものにし、読書の楽しみを知るとともに、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない大切なものです。また、グローバル化や ICT などの技術革新が進む中、知識の習得だけでなく、判断力や表現力の重要性は増しており、その素養を培うために読書は非常に有効な手段と言えます。乳幼児期の子どもが本に興味を持つ機会として、おはなし会などの各種行事を充実するとともに、保護者対象に読み聞かせ推奨パンフレットを配布するなど、家庭における読書活動への支援に取り組みます。また、読書

活動推進ボランティアの養成講座やスキルアップ講座の実施などにより、ボランティア活動への支援にも努めます。さらに、対象年齢別おすすめ本リストの提供や展示などを通して、子どもの読書活動推進を図るとともに、かかわる大人への関心を高めるよう取り組みます。

保育所（園）等において、1歳の誕生日に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う枚方版ブックスタートを行うとともに、地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。また、市民グループの運営により、本とふれあいながら子どもと保護者の交流ができるふれあいルームなど、子どもと保護者が乳幼児期から読書に親しめる環境を整えます。

小・中学校においては、各学校の司書教諭と、学校司書が連携し、義務教育9年間を見通した読書活動の充実を図ることで、読書に慣れ親しむ機会を充実させ、読書への興味関心を高め、児童・生徒の言語能力や情報活用能力の育成をめざします。

市立図書館では、子ども・若者の成長やニーズに応じた本に出会えるよう、図書館の充実を図ります。あわせて、小・中学校図書館の充実に向けて支援を行い、障害等の有無に関わらず読書が楽しめるよう、読書のバリアフリー化にも取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- 小学校合同音楽会
- 小・中学生絵画コンクール
- 子ども読書活動推進事業
- 保育所（園）ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業
- ふれあいルーム事業
- 学校図書館支援事業
- 読書活動推進事業
- 子どもに本を届ける事業

### ■推進方向15 子ども・若者の国内外交流の推進

#### （1）友好都市交流の推進

本市は、国内に加え、海外の都市とも友好交流を行っています。異なる風土、文化等に接することは、子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育み、また、多文化共生への理解を深める上で有意義であることから、友好都市の学校園間の交流を、引き続き進めます。

#### （2）国際化に対応できる子どもの育成

日本を訪れる外国人や、日本に定着居住する外国人が増加するなど、グローバル化が一層進んでいることから、子ども・若者がライフステージの早い段階から身近に国際感覚を身につけ、国際化に対応したコミュニケーション能力を育成するための取り組みが求められます。

中学校では、英語教育指導助手の配置や、英語4技能学習アプリの導入、市内大学との連携などにより、英語教育の充実を図り、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。また、文化芸術等を通じて海外の学校園との交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。さらに、本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する知識を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業
- 英語教育指導助手の配置
- 英語4技能学習アプリの活用

### ■推進方向 16 子ども・若者の社会的活動の推進

---

#### (1) 地域活動の支援

少子高齢化や核家族世帯の増加、また、生活環境の変化や多様化などにより、住民同士のコミュニケーションが希薄化しています。子どもの見守り活動や声かけ運動、また、地域広報誌の発行や地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

#### (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進

子ども・若者が地域活動や防災活動、自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組むさまざまな体験活動に参加し、子ども・若者が自分の住む地域に関心を持ち、活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。地域での祭りや運動会、また、自主防災訓練など、子ども・若者が参加できる行事などの活動を支援するとともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。また、地域の大人たちが子ども・若者に対し、学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを地域の実情に応じて、支援するとともに、保育所（園）や幼稚園等においては、世代間交流ができる取り組みも進めます。

#### (3) 子ども・若者の夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供

子ども・若者に芸術、自然、スポーツ、伝統文化などのさまざまな分野で活躍しているプロや、未来に向かってチャレンジしている人たちの体験談を聴いたり交流したりする場を提供し、子ども・若者の視野を広げるとともに、困難なことに果敢に挑戦する意欲が高まるよう取り組みを進めます。また、本市には特色ある複数の大学が立地しており、各大学と連携しながら、大学の有する専門的な知識や施設を活かし、学習・体験機会の提供に取り組めます。

#### 【主な取り組み】

- 枚方子どもいきいき広場事業
- 保育所（園）・幼稚園における世代間交流事業
- 枚方市こども夢基金
- 青少年健全育成市民啓発事業
- 子ども大学探検隊

### ■推進方向17 子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進

---

#### （1）地域における自然環境の保全

子ども・若者に森林、河川、農地など、豊かな自然を継承し、自然環境を大切にすることを育むためには、自然や生き物とふれあう取り組みが必要です。

そのため、四季を通じた自然体験などの野外活動を通して、自然環境を大切にすることを意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる機会づくりに取り組めます。

#### （2）環境教育の推進

地球温暖化防止やごみの減量、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>などの環境保全への取り組みは、一人ひとりの行動の積み重ねが重要です。そのため、子どもと保護者で参加できるエコライフ推進事業の充実を図り、子どもたちが自主的に行う環境学習や実践活動を支援します。あわせて、各家庭において地球温暖化の問題を身近に学び関心を持ってもらうため、子ども版環境家計簿の普及に努めます。

また、環境にやさしい生活を推進するため、要望に応じて、小学校ではごみとリサイクルをはじめ、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所（園）や幼稚園等では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などの環境学習を実施します。さらに、環境について関心と理解を深めてもらうため、小・中学生も対象にした、「環境サステナブルアワード」として実施し、環境に関する「自由研究」、「自由工作」等を実施します。

#### 【主な取り組み】

- 野外活動センター利用促進事業（学校キャンプなど）
- エコライフ推進事業
- 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）
- 子ども版環境家計簿
- 環境学習
- 環境サステナブルアワード

## 施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、 子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進

《子どもの誕生前から幼児期まで》

### ■推進方向1 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援

#### (1) 安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるために、母性の保護と心身の健康を保持、増進するとともに、出産・育児に対する不安感の解消を図りながら、出産前から育児に至る連続性のなかで母親の心に寄り添い、切れ目のない支援を提供することが重要です。

まるっとこどもセンターにおいては、早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対する普及啓発に取り組むとともに、妊娠届出時にすべての妊婦を対象とした、保健師等による面接を実施し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう必要な支援につなげます。また、妊産婦訪問や新生児・乳児訪問等を通じ、妊娠期から母子の健康と育児環境を整えるための具体的な助言や育児支援を行うなど、妊産婦の気持ちに寄り添いながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、切れ目のない支援を行います。また、妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査の費用助成、新生児聴覚検査費用の助成、困窮世帯に対して初回の産科受診費用の補助や出産にかかる費用を援助する助産制度、出産・子育て応援ギフトの支給等の取り組みなどを通じて、妊娠・出産に対する経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる体制を確保します。あわせて、マタニティスクール等を通じ、出産や育児に関する正しい知識を普及させ、健全な母性の育成を支援します。

産前産後の時期は母親の心身に特に負担が生じやすく、産後うつの予防など、保健師、助産師等の専門職や医療機関等の連携によるきめ細かな支援が重要です。このため、医療機関等と連携を図りながら、産婦健康診査の費用助成等により、産後の初期段階における支援を行うとともに、育児に不安や疲れを感じている場合には、産科医療機関と助産所での宿泊や日帰り心身のケア・休養や育児に関する相談支援を提供する「産後ママ安心ケアサービス」を実施するなど、産前産後の時期における多様なニーズに対応し、安心して生み育てられる支援体制の充実をめざします。

また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理等も含めた健康管理を促すプレコンセプションケアについて、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方への妊娠や性感染症への適切な相談支援を行います。

#### (2) 不妊・不育治療に対する支援

子どもを望むご夫婦を対象に、夫婦そろって不妊症の検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊症の検査に要する費用の一部を助成します。また、妊娠はするが、流産や死産を繰り返す等の不育症でお悩みのご夫婦に対し、不育症の原因検索のために受けた検査費用や治療費の一部を助成し、早期に適切な治療を受けられるよう支援します。

### (3) 子育て講座・講習会等を通じた育児に関する知識の普及

離乳食・幼児食講習会や子育て講演会、地域の子育て支援の場等の機会などを通して、育児に必要な正しい知識の普及を図ります。

### (4) 疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上をめざします。さらに、予防接種のスケジュールを自動管理し、接種日が近づくとお知らせする機能を有した、子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の普及に取り組み、予防接種にかかる負担感の軽減や、適切な時期の接種を支援します。

また、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨による早期対応を促進します。

### (5) 乳幼児健康診査の推進

乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見・早期対応に取り組みます。また、乳幼児健康診査の機会を捉え、健康状態や生活・育児状況などを把握し、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援します。また、関係機関連携や家庭訪問を通じて、すべての乳幼児とその保護者に保健サービスと子育て情報の提供ができるよう、健康診査の未受診者の把握に努めます。

さらに、児童虐待の予防と早期発見の観点から、必要に応じて関係機関と連携し、子どもと保護者に寄り添った支援を行います。

### (6) 乳幼児健康診査事後指導事業の推進

乳幼児健診や個別発達相談等の母子健康相談から把握される、継続した支援の必要な乳幼児と保護者に対して、小集団の乳幼児と保護者での保育を実施する乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を行います。その事業の中で、乳幼児と保護者がともに育ちあう場の提供や、保護者に対する適切な保育指導、また、助言等を行い、乳幼児の健やかな成長、発達を促します。

#### 【主な取り組み】

- 妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（再掲）
- 助産制度
- 出産・子育て応援事業（再掲）

- 母子健康教育事業（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 不妊治療ペア検査費用助成事業
- 不育症治療費補助（助成）事業
- 不育症検査費用助成事業
- 予防接種事業（再掲）
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信
- ひらかた健康ほっとライン 24
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 成人歯科保健事業（1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時）
- 母子保健推進連絡会運営事務
- 乳幼児健康診査事後指導等事業（親子教室事業）（再掲）

## ■推進方向2 幼児期の教育・保育の質の向上

### （1）就学前環境の整備

子どもたちが安全・安心な環境で教育・保育を受けるためには、地震等の大規模災害に強い施設等の整備が必要です。本市が設置する保育所や幼稚園等は建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設も少なくないことから、施設の状況等を踏まえ、計画的に施設環境の整備や設備の充実等を引き続き進めていきます。私立の保育所（園）や幼稚園等に対しても、引き続き、国等の財源も活用しながら、施設環境の充実を支援していきます。

また、令和4年度に策定した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に基づき、公立保育所・幼稚園等の今後のあり方については、引き続き、教育・保育の量的ニーズの減少傾向が明らかになった際に詳細を検討するとともに、公立施設が担うべき役割を具体化した上で、取り組みを進め、私立施設とさらなる連携を図りながら、子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進していきます。

### （2）計画的、効果的な質の向上の実践

乳幼児期においては、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づき、保育所（園）や幼稚園等において子どもたちが集団生活を行い、異年齢間で遊んだりする中で道徳性や社会性を育む取り組みを推進します。幼児期の児童に対する保育・教育のみならず、地域の子育て機能や家庭への子育て支援を充実させていくには、保育所（園）や幼稚園等の保育士、教員などの資質、専門性を高めることが重要です。さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教員の資質や専門性を高めるための取り組みを進めるとともに、メンタル面のケアや食育、また、多様な研修や実践の機会を一層設けるなど、計画的、効果的な人材育成に取り組み、教育・保育の質の向上を図ります。

また、食中毒や散歩コースなどでの不慮の事故などが起こらないよう、子どもの健康及び安全を

確保するため施設の機能を高め、保健・衛生面の管理に万全を期すとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 保育所（園）や幼稚園等の老朽化対策
- 公立施設の整理・集約
- 「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に基づく  
公立施設の役割の推進
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）等合同研修会の推進

### ■推進方向3 小学校教育への円滑な接続の推進

#### （1）幼保こ小のネットワーク化の推進

幼児期の保育・教育と小学校教育では、子どもの発達の特徴から教育内容や指導方法が異なります。そのため、幼児並びに児童の実態や指導方法等についての理解を深め、一貫性・連続性のある保育・教育をめざして、接続を図っていくことが重要です。幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図ることは、保育所（園）や幼稚園等と小学校の教職員同士の相互理解が不可欠であり、そのためには、実際に相手の保育所（園）や幼稚園等、また、小学校に出向き、幼児の生活や児童の学習の様子などに直接ふれ、話合いをもつことが必要です。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる小1プロブレムに対応できるよう、就学前児童やその保護者の不安や緊張を和らげ、小学校生活に円滑に接続できるようにすることも重要です。

これらの解消に向けて、本市においては、「幼保こ小の架け橋プログラム」として、枚方市内の各校区において、校区版のカリキュラムを作成し、効果的に幼保こ小連携が図られるよう、学びや発達の連続性を踏まえた保育・教育を行うとともに、保育所（園）や幼稚園等と、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における子どもの生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、ネットワークの構築、強化を図ります。

さらに、小学校入学体験や教員による就学前児童施設への保育参観等を通して、子どもや保護者の不安を解消するよう努めるとともに、配慮が必要な子どもに対しては、支援学級等の見学や学校生活における教育的な配慮等について相談を行うなど、児童や保護者に寄り添いながら取り組みを進めます。

#### （2）就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行うため、幼児期の終わりという節目が、児童の育ちの大きな切れ目にならないようにすること等を示す「幼児期までの子どもの育ちに係る

基本的なビジョン」(令和5年12月閣議決定)に基づき、新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、児童の状況について就学前児童施設と連携を図ります。また、就学前児童施設の幼児と留守家庭児童会室の児童同士の交流や、職員同士の交流等を行います。

【主な取り組み】

- 保育所(園)・幼稚園等・小学校における交流会や合同研究会
- 幼保こ小の架け橋プログラム

## 施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進

《学童期・思春期》

### ■推進方向1 居場所づくりの推進

#### (1) 学校園施設の活用

近年、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、子どもどうしが遊び、育ち、学び合う機会が減少し、子どもが地域コミュニティの中で育ちにくい状況となっています。特に、いじめや虐待、不登校、生きづらさを抱えるなど、厳しい環境で育つ子どもは居場所を持ちにくく、また、失いやすいと考えられることから、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが一層重要となっています。そこで、地域での身近な施設である学校の運動場や体育館、幼稚園の園庭や保育室、遊戯室などを活用し、体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。

また、登校できない、あるいは登校しにくい子どもを含む全ての児童・生徒に学びの機会を提供するため、全中学校及び一部の小学校に不登校支援協力員を配置しています。小学校においては「校内教育支援ルーム」の設置と不登校支援協力員の増員を進めています。

#### (2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

子どもの成長に必要な要素として自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間（さんま）」を確保・充実し、異年齢の子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通じて、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められており、家庭や学校以外の第3の居場所として、全小学校で、すべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の取り組みを一層強化します。

① 総合型放課後事業（留守家庭児童会室と放課後オープンスクエア）の事業の質の向上と連携配慮を必要とする児童も含めたすべての児童が発達段階に応じて、仲間とのふれあいや遊び、また、生活の場を通して社会性や自立性が発揮できるよう事業の質の向上をめざします。

児童にとってより良い居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、継続的、安定的な事業運営を行うことができる実施手法のあり方を検討します。

また、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの児童の交流を図るなど、両事業の連携を進めます。

#### ② 職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、豊かな人間性と倫理観を有し、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努めます。

### ③ 施設等の環境整備

「枚方市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童1人あたりおおむね1.65㎡）や支援単位あたりの児童数（おおむね40人以下）、また、設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境整備を行います。

留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、まずは学校施設の有効活用を図りながら、整備計画に位置づけ、計画的に環境整備を進めます。

### ④ 学校施設の有効活用

総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたる必要があることから、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分、また、責任の所在などを明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。さらに、児童の放課後の居場所を豊かにする観点から、児童の要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

### ⑤ 枚方子どもいきいき広場事業への支援

児童が自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組むさまざまな体験活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることは重要です。学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する「枚方子どもいきいき広場事業」の取り組みを地域の実情に応じて支援します。

## （3）生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

幅広い年代の子どもが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センターや枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーを開放するとともに、18歳以下の団体利用に対する利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。

また、同年代や異世代とのコミュニケーションを図りながら授業ではできない遊びや体験学習を身近な場所で行えるよう、わくわくするような公園の整備や安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。

さらに、ラポールひらかたに、学齢期の子どもの常設の居場所を設置し、学習のサポートや食事を継続的に提供できる児童育成支援拠点を設置しているところですが、引き続き、課題を抱える子どもたちのさらなる居場所について、検討を進めます。

## （4）異年齢間、世代間交流の推進

幅広い年代の子どもが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センターや枚方公園青少年

センター等における事業や地域の子ども会活動などで、年齢の異なる子ども同士の交流の場や友だちづくりの場を設けることで、体験から得る協調性や思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

また、保育所（園）や学校園等の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努め、地域の幅広い世代の人たちとふれあう中で、より豊かで望ましい発達につながるよう、子どもの自己肯定感や自己有用感を育みます。

#### **（５）地域で子どもを育てる環境の整備**

学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力や思いやりの心などの「生きる力」を養うための取り組みを進めます。また、子どもたちの活動を支援する指導者が減少する中、地域での活動を通じて、指導者の確保と育成に努めるとともに、困難を有する子どもに対する理解の共有を地域に広げ、包摂する社会の醸成を促します。

さらに、地域における団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む団体への支援を引き続き行うなど、地域における子どもたちの身近な居場所が充実するよう、子どもの居場所づくりを推進していきます。

##### **【主な取り組み】**

- 学校園施設の活用
- わくわくするような公園の整備（遊具設置等）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 児童育成支援拠点
- 子どもコーナーやロビーの開放
- 枚方公園青少年センター等における異年齢交流
- 子ども会活動への支援
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）

### **■ 推進方向 2 不登校対策、中退予防の推進**

#### **（１）義務教育期間における不登校対策の推進**

##### **① 各種計画等における取り組みの推進**

義務教育期間における不登校の子どもに対する支援については、子ども未来部や教育委員会などの関係機関が連携し、さまざまな取り組みを行っています。特に、長期にわたって学校へ行けていない不登校の子どもに対しては、教育分野の取り組みだけではなく、福祉分野における支援制度や関係機関につなげることが重要です。子どもの未来応援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー

カー、スクールカウンセラー等と細やかな連携を図るとともに、子ども見守りシステムを活用しながら、困難を有する子どもの問題の早期把握や、それぞれの環境に合わせた問題の解決に資するよう取り組みます。

また、教育委員会において策定した「子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」や「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」には、登校できない、あるいは登校しにくい子どもの相談窓口や民間施設との連携の在り方などを示しています。これらのガイド等を広く周知し、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施していきます。

今後は、多様な背景のある不登校児童・生徒に対して、それぞれに適した居場所の提供をめざし、各学校の不登校支援協力員の全校配置とあわせて、教育支援センター「ルポ」の取り組みのオンライン配信や担当者同士のオンライン交流の場の開設などにより、校内教育支援ルームの充実を図ることで、すべての児童・生徒にとっての安全・安心な環境づくりを進めていきます。教育支援センター「ルポ」では、バーチャル空間を活用した「メタバース・ルポ」の実施やオンラインコンテンツによる活動により、児童・生徒の社会的自立につながる取り組みを検討していきます。また、フリースクールの授業料支援や公民連携プラットフォームを活用した不登校児童・生徒の居場所の選択肢の拡充についても、調査研究を行い、不登校支援につながる効果的な手法について、検討していきます。

また、不登校を生まないための取り組みとして、すべての児童・生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となるため、就学前児童施設と小学校をつなぐ幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、児童・生徒が自分たちで校則等を見直していくことにより、教職員や児童・生徒同士で対話を行う取り組み、また、発達支持的生徒指導の考え方に基づいた日々の教職員の児童・生徒へのあいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話を授業や行事等を通して行う取り組みの発信などにより、「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」を推進します。さらに、スクールカウンセラーの派遣や「心の視覚化」及び「SNS相談」の機能を併せ持つアプリ「ぼーち」を活用することで、児童・生徒は、自分の気持ちを表現したり、困ったことがあればSOSを出し、教職員はそれに気づき対応するなど教育相談体制の充実を図ります。

こうした取り組みを通じて、すべての不登校児童・生徒が個に応じた居場所や不登校支援と繋がることをめざします。

## ② 進学等、環境の変化時における円滑な移行や長期的な視野を持った細やかな支援

義務教育9年間を見据えた指導を行うため、小中学校が連携し、授業や行事における交流等を通じて小学校生活から中学校生活へ円滑に移行できるよう支援しています。

また、小学校や中学校と連携し、児童・生徒全体に相談先等に関する情報発信を行うとともに、市内中学校と高等学校との連携による情報交換や課題の共有化を図り、高等学校までの連続性を考慮した支援をしています。さらに、小学校や中学校と連携し、児童・生徒全体に相談先等に関する

情報発信を行うとともに、公的機関や NPO 等の相談窓口・支援団体の情報を中学校や高等学校に提供し、情報が届くように努めます。

本市が令和 4 年度に実施した「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」においては、不登校になったことのある人の半数が中学校に通っていた頃に不登校になったと回答していますが、中学校期は、今後の進路や将来の就労にもつながる大事な時期であり、例えば、スクールソーシャルワーカーをはじめとした専門家が長期的な視野を持ってより細やかな支援を行えるよう検討するなど、特に中学校での不登校に焦点を当てた取り組みに努めます。

## (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

### ① 高等学校以降においても支援が途切れることのない体制の構築

中学校卒業後や高等学校を中退して以降、ひきこもりの状態が続いている子どもや義務教育期間中から不登校で進学しなかった子どもについては、所属機関が無くなることにより、支援が届きにくくなることが問題視されています。本市では、高等学校をはじめとした関係機関において、将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への有効な支援策などを議論する場を設置するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む枚方市子ども・若者支援地域協議会における支援機関等がそれぞれの役割を踏まえながら連携し、できるだけ早い段階で相談につなげられるよう取り組みます。また、公立の全小中学校に導入している 1 人 1 台端末を活用し実施している SNS 相談「ぼーち」を、市内在住、在学、在勤の 18 歳までに拡大し、必要に応じ、多機関連携のもと重層的な支援を行うなど、こうした問題点の解消に向けたさまざまな取り組みを進めます。

### ② 個人の特性に応じた学校選択の支援及び学びなおしができる場の周知

全日制の高校への進学が叶わなかった、また、中退するに至った子どもの多くが、通信制や定時制高校を選択しています。学校によってスクーリングのあり方など特徴が異なり、せっかく選んでも卒業に結びつかない例もあることから、各通信制高校や定時制高校、また、通信制高校への通学を支援するサポート校等の情報を集め、本人の特性に合った学校選択の支援を行います。

また、ひきこもりや不登校など、何らかの事情により学習との関わりが途切れたことによる基礎学力の習得が不十分な子どもの学びなおしの支援として、学習支援に取り組んでいる NPO 等と連携し、積極的な情報提供に努めます。

#### 【主な取り組み】

- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 教育支援センター「ルポ」事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）

- 不登校支援協力員配置事業
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- スクールアドバイザー派遣事業
- 青少年サポート事業
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）
- ひきこもり予防対策の強化
- SNS相談（ぼーち）の拡充（再掲）
- 相談先等に関する情報の提供

## ■推進方向3 いじめに対する取り組みの推進

### （1）いじめ問題に対する支援体制の整備

いじめの防止は、学校のみならず、社会全体で取り組まなければならない課題であることから、引き続き、市・学校・家庭・地域が連携して枚方市いじめ防止基本方針のもと、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進めます。枚方市いじめ防止基本方針について、国の方針見直し等に合わせて改訂を行っていくことにより、いじめの重大事態について、学校や関係者の対応をより明確にし、児童・生徒に寄り添った対応ができるよう取り組みます。

学校においては、いじめの未然防止に努めるとともに、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、一人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的に対応します。また、公立の全小中学校に導入している「一人一台端末」を活用し、子どもが発する心のサインを通じて、児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、個に応じた支援を行うとともに、身近に相談できる人がいない子どもや電話では相談しにくい子どもが相談しやすいよう、SNS相談（ぼーち）を実施して、引き続き、いじめの早期発見、早期解決に取り組めます。

教育委員会においては、電話相談窓口いじめ専用ホットラインにより相談体制を推進するとともに、本市の関係部課と児童相談所、法務局、警察などの関係機関との連携を強化します。また、市長部局においても、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組むため、「枚方市いじめ相談窓口」を設置し、電話、手紙、面談やメールなど多様なツールで相談を受けるとともに、相談者等に寄り添った解決をめざします。

### （2）いじめを受けた子どもなどへの支援

いじめを受けた子どもやいじめに関わった子ども、また、虐待や犯罪等で被害を受けた子どもや保護者の心のケアを図るため、各学校において、心の教室相談員やスクールカウンセラーなどの専門家を配置し相談に応じます。また、臨床心理士の資格を有するスクールアドバイザーや社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーなどの専門家を小中学校等

へ派遣し、子どもや保護者の心のケアや学校の取り組みに対する支援を行います。その他、大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）や教育文化センター、人権政策課、枚方公園青少年センターにおいても、子どもや保護者からの相談に応じるなど、多様な窓口で子どもや保護者を支援します。

### （３）情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進

近年、子どもが SNS などインターネット上でいじめ・誹謗中傷等の人権侵害の被害者や加害者になる事例が問題化しています。また、出会い系アプリや有害サイトへのアクセスにより、子どもが性犯罪や詐欺などの犯罪に巻き込まれる事件も増加しています。さらに、スマートフォンへの過度の依存やそれによる学習環境や日常生活への影響を受ける子どもも少なくありません。

このような中、SNS などインターネット上の有害情報やいじめ等から子どもを守るためには、スマートフォンの使用に関する危険性やルールを子どもや保護者に指導・啓発することが重要であり、スマートフォンの使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪の防止と適切な対処の仕方、よりよい人間関係の構築等への理解を深めるため、学校や家庭、地域が連携して情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育の推進に引き続き取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 生徒指導充実事業（再掲）
- いじめ防止対策委員会
- 気持ちの視覚化
- SNS 相談（ぼーち）
- いじめ問題対策連絡協議会
- 枚方市いじめ相談窓口
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- スクールアドバイザー派遣事業（再掲）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 青少年サポート事業（再掲）
- デジタル・シティズンシップ教育

## ■推進方向４ 豊かな心と健やかな身体の育成

### （１）中・高校生等と乳幼児の交流体験の推進

乳幼児との交流・ふれあいは、乳幼児への関心の高まりや子育てへの肯定的感情、共感性の高ま

りなどが期待できると言われています。乳幼児との交流体験により、命の大切さをはじめ、子育ての楽しさや大変さの実感を学び、自分の育ちのふりかえりなどを通じ、子どもを生み育てることや、社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みが必要です。少子化や核家族化により子どもと接する機会や経験が少ない中、市主催事業として、中学生や高校生が保育所（園）や幼稚園等において、園児たちとふれあい、子どもへの関わり方を学ぶことで、子どもを生み育てることへの関心や喜びにつなげます。

## （２）豊かな心の育成

人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心など、豊かな人間性や社会性の育成は教育の大きな柱のひとつです。学校教育においては、道徳教育を通じて、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。特に、学校、家庭、地域が連携・協力し、乳幼児や高齢者、障害者等との交流・ふれあいをはじめ、自然体験や文化的体験などの活動を充実させることで、思いやりや美しいものに感動する心、自己肯定感、正義や公正を重んじる心などを育みます。

また、校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や機会を設けるよう努めます。

## （３）相談体制の充実

心の教室相談員やスクールカウンセラーによる相談や、教育文化センターでの電話や面談による教育相談体制を充実させ、学校生活全般に悩む子どもや保護者に寄り添い、問題の解決を図ります。また、小学校や中学校の時点から、相談窓口の周知・啓発を行うことで、子ども自身やその保護者に、困った時の相談先があることを知ってもらい、定着するよう取り組みます。

## （４）心身の健康に関する啓発・学習の推進

小・中学校期は健全な身体の育成に重要な時期であることから、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した水泳指導などに取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材の派遣等、地域と連携した多様な形態による部活動の運営体制を構築していきます。

思春期における心身の発達について理解し、自他を大切にすることを育むとともに、性に関する正しい知識、性的マイノリティへの理解を深めるための取り組みを進めます。また、エイズや性感染症の罹患、10歳代の喫煙、薬物使用、人工妊娠中絶などの影響についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを支援します。

### 【主な取り組み】

- 乳幼児と思春期の子どもたちの交流の推進
- スクールカウンセラーの配置（再掲）

- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 体力向上の取り組みの推進
- 中学校部活動の地域連携
- 性教育の推進
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室（再掲）

## ■推進方向5 確かな学力と自立を育む教育の充実

### （1）確かな学力と健やかな身体の育成

少子高齢化の進展の一方で、生産年齢人口の減少、加速度的なグローバル化や技術革新により、変化の予測がますます困難な時代が到来する中、こうした厳しい時代を生き抜くためには、自ら考え主体的に生きていくことのできる子どもを育てることが重要です。そのため、義務教育 9 年間を通して発達段階に応じた知識・技能の確実な習得をめざして、全中学校区に小中一貫・学力向上推進コーディネーターを核とした組織体制を確立し、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に引き続き取り組みます。

また、1人1台端末とセルラー通信により、全ての子どもたちが「いつでも・どこでも」安全にインターネットにつながり、学習できる環境を構築するとともに、個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた教職員の授業改善を一層推進します。さらに、1人1台端末を活用した仮想現実（メタバース）による新たな学びの場を構築したり、拡張現実（AR）を活用した学習やドローン等にプログラミングを行ったりする等の高度な教育の一層の充実に努めます。そのほか、学校図書館の活用による言語力育成や職業体験学習などのキャリア教育の推進なども図ります。

また、子どもたちが実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（Project based Learning（PBL））の推進や教職員の授業力向上を一層図るために、外部の知見を活用した推進校の指定及び学習会を開催します。課題解決型学習を通して、子どもたちが1人1台端末を活用し、相手の行動変容を促すようなプレゼンテーション能力の一層の向上をめざします。

### （2）家庭での教育への支援

「家庭はすべての教育の出発点である」と言われるように、家庭は子どもの人格形成にとって重要な役割を果たしています。子どもは、家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていきます。また、家庭教育は、家庭において行われる教育でありながらも、地域社会や学校などから様々な影響を受けながら行われます。

それぞれの家庭の状況やニーズ、自主性を尊重しながら、子育てや親のあり方について視野を広げ、仲間づくりが行えるよう、学習機会や情報を提供するなどの支援を行います。

### (3) 地域とともにある学校づくりの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会・経済情勢が大きく変わっていく中で、子どもたちを健やかに育むには学校・家庭や地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組むことが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

地域とともにある学校の実現に向けて、学校や子どもが抱える問題を地域ぐるみで解決する仕組みとして、市内全小学校に学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの実施や学校教育自己診断の実施など、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の充実に取り組みます。

### (4) 小中学校の環境整備

少子化や人口の変動など社会情勢の変化に加え、学校教育における課題も踏まえながら、児童生徒にとってより良い教育環境を確保することを目的として学校規模等の適正化に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 学校 ICT 機器等の整備（タブレット端末の更新等）
- 小中一貫・学力向上推進コーディネーターの配置
- 課題解決型学習（PBL）の推進
- 家庭教育支援事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 学校教育自己診断

## 施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進

### 《青年期》

#### ■推進方向1 居場所づくりの推進・交流の促進

##### (1) 若者がつながる居場所づくりの推進・交流の促進

居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係していると言われています。意見を言えたり自分が認められたりするなど、安心して過ごせる居場所は自己肯定感を高めることにもつながることから、若者の声を聴きながら、居場所としての地域資源の紹介や居場所づくりを進めます。

また、枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターのように、若者の学習と憩いの場となるフリースペースやラーニングルームがありますが、これらの居場所に加え、誰もが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、若者が社会とつながることができる居場所の充実に努めます。

さらに、市内に5大学あるまちの強みを活かし、市と市内大学とが連携して実施するイベントに学生の参加を促すなど、若者の交流機会の創出を図ります。

##### 【主な取り組み】

- 生涯学習市民センターにおけるロビーの開放
- 枚方公園青少年センター青年文化事業
- 市と大学との連携事業による交流の促進

#### ■推進方向2 相談体制の充実

##### (1) 相談体制の構築

###### ① ニーズに合わせた相談対応

まるっとこどもセンターでは、対面や電話による相談を実施していますが、今後も、気軽に相談できる環境を整備するとともに、必要な場合には多機関連携のもと重層的な支援を行います。

枚方公園青少年センターでは、令和6年4月現在、概ね26歳までの若者及びその保護者や家族を対象として青少年相談を実施し、若者の悩みについての相談を受け付けていますが、今後、より多くの若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

##### (2) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化

###### ① 若者の状況やニーズに合わせた情報発信

必要とする方に確実に情報が届けられるよう、SNSを活用した情報発信をはじめ、様々な手法を用いた情報発信に努めます。また、青少年を対象とする講座などについて、動画配信を行うなど、引き続き様々な手法による情報発信に努めます。

## ② 若者の視点に立った情報の発信

「相談しにくい」など、相談機関等とつながるハードルを下げるためのメッセージの発信に努めることで、若者が気負いなく、安心して相談や支援を求めることができるような環境づくりを支援します。

## ③ 早期に支援機関につなげるための周知

悩みや不安を抱える若者やその家族の相談窓口をまとめた「枚方市青少年サポートマップ」について、適宜、内容の充実を図るとともに、案内リーフレットやカードなどを、市内の高等学校や大学、また、公共施設や近隣の支援機関で配布するほか、当事者の目に留まる可能性の高い医療機関やコンビニエンス・ストアなどに設置してもらう等、広く協力を呼びかけます。

## (3) メンタルヘルスケアの必要性の啓発

より快適で充実した生活を送れるよう、メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、次代を担う若者を健全に育成するといった社会風土の醸成や環境づくりに努めます。また、メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、これからの社会を支え、担っていく貴重な存在として若者を育てていくという社会風土の醸成と環境づくりに努めます。

### 【主な取り組み】

- 青少年相談の拡充（再掲）
- こころの健康相談
- 大阪府若者専用電話相談わかぼちダイヤル（関係機関）
- 枚方市青少年サポートマップ
- 相談窓口の周知

## ■ 推進方向3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

### (1) 結婚支援等の実施

結婚は個人の生き方や価値観に関わり、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえ、家庭を築き、家族を持つ喜びを感じることができるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。また、結婚観や家族の形態など多様性を尊重しつつ、結婚に伴う新生活を迎え、安心して子どもを生き育て、安定的な家庭生活が送れるよう様々な支援を推進します。

「若者アンケート」では、「結婚を望む方が結婚できない状況にある場合、結婚できるように、市役所や国、社会はどのような取り組みを行うべきと思うか」について、結婚していないが、いずれは結婚したいと回答された方の回答（複数回答可）は、「給料や労働条件の改善」が67.5%と最も多く、次いで「子育て支援（市・国）」（51.2%）、「子育て支援（職場）」（33.1%）、「住宅に関

する費用の支援」(24.1%)、「出会いの場の提供」(22.9%)となっています。若者の将来に対する不安感の軽減を図り、結婚を望む方が結婚への希望を持てるよう、本市においてこれまで取り組みを進めてきた結婚等新生活支援事業や若者の交流機会の創出などの若者に対する施策や子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、よりよい雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 結婚等新生活支援事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

### ■推進方向4 雇用の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

#### (1) 雇用の推進

本市では、ハローワーク枚方、枚方雇用開発協会などと連携して就職面接会等を開催し、市内の中小企業と若者人材のマッチングの場を提供しています。また、市内企業若者雇用推進事業では、若年求職者の安定雇用と市内中小企業の人材確保を目的に、求職前段階から就職まで、それぞれの段階に応じた支援策を実施しています。

#### (2) 安定的就労のための継続的な支援の推進

##### ① 安定的就労に向けての支援

就労定着、安定的就労に向けては、北河内地域若者サポートステーションと連携し、職業適性検査等も行いながら、それぞれの若者の個性等を勘案したアドバイスを行うとともに、府立高等職業訓練校をはじめとした職業訓練の場の情報提供を行うなど、専門技術等の習得支援を行います。また、枚方市地域就労支援センターや北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方が行う講座やセミナーについても積極的に紹介します。

さらに、高等学校卒業程度認定試験は、合格すると大学や専門学校の受験など進路についての選択肢が広がり、それは就労に向けた選択肢の広がりにもつながることから、適切な情報収集と、積極的な情報提供やアドバイスに努めます。

##### ② 奨学金の返還支援

奨学金の返還に苦しむ若者を救済するとともに、市内企業への就職定着につなげるため、本市の支援の在り方について検討を進めます。

#### 【主な取り組み】

- 雇用対策事業
- 市内企業若者雇用推進事業

- 地域就労支援センター（関係機関）
- 北河内地域若者サポートステーション（関係機関）
- ハローワーク枚方（関係機関）
- 枚方雇用開発協会（関係機関）
- 大学生インターンシップ受け入れ事業

## ■推進方向5 若者への経済的支援

### （1）経済的支援等の実施

#### ① 医療費の助成

子ども医療費助成制度は18歳まで（18歳になった年度の3月31日まで）を対象に実施していますが、若者への医療費助成として、19歳から22歳（19歳になる年度の4月1日から22歳になった年度の3月31日まで）を対象に、一時的に大きな負担となる入院費の自己負担分について助成する若者入院医療費助成事業を実施しています。

#### ② 住宅取得に対する補助

市内の空き家を活用して本市に定住する若者世帯や子育て世帯に対し、昭和56年5月以前に建てられた空き家の除却や住宅の新築・リフォームにかかる工事費用を補助する「若者世代空き家活用補助」を実施し、住宅取得を支援しています。また、結婚等新生活支援事業においても住宅取得に対する支援を行っています。

#### 【主な取り組み】

- 若者入院医療費助成事業
- 若者世代空き家活用補助
- 結婚等新生活支援事業（再掲）

## ■推進方向6 ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援

### （1）地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立やひきこもり等への正しい理解の促進

#### ① 関係機関の連携による適切な情報の提供

地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、多くの関係者や市民がひきこもり等の支援に関する相談機関の情報を共有し、地域の支援につながっていないひきこもり等の困難を有する若者やその家族に、直接、情報を伝えるよう、連携しつつ取り組みます。また、関係者や市民が直接情報を伝えることが困難な場合には、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを中心とした支援機関と連携を図りながら、それぞれの状況に合ったアプローチを検討し、当事者等が支援につながるよう情報の提供を行います。

## ② ひきこもり等への正しい理解の促進

ひきこもり等の状態にある若者やその家族が偏見や差別を受けないよう、市民連続講座やシンポジウム等の開催を通じ、ひきこもり等に至る背景など若者の多様性に対する理解の浸透を図ります。また、職員による出前講座などの講演・啓発等を行い、出来るだけ多くの市民に正しく理解してもらえよう情報発信に努めるとともに、若者やその家族に支援情報を早期に周知するための講座について、会場と動画配信によるハイブリッド方式で開催するなど、引き続き、様々な手法による情報発信に努めます。さらに、サポートフレンド養成講座の開催を通じ、ひきこもり等の現状に対する理解者を増やし、ひきこもり等の状態の若者とその家族を社会全体で見守る気運を醸成します。

## (2) 相談体制の充実

### ① 重層的な支援に対応できる相談体制の充実

ひきこもり等の状況に至ったきっかけは、人間関係や仕事などの他にも、本人自身の障害や疾患、家族の状況など様々な背景や要因があり、複雑化・多様化しています。そのため、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターだけでは対応が困難なケースが増加するとともに、障害者福祉や高齢者福祉などの分野における対応の中で、ひきこもり等のケースを把握することも少なくありません。そのため、各関係機関と連携して、様々な事例に対応するとともに、複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応する「重層的支援体制整備事業」を進め、より多くの若者とその家族に対して、必要な支援を必要な時期に、届けることができるよう、相談体制のさらなる充実を図ります。また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいては、専門的な知識と経験を持つ職員を配置するとともに、適切にスキルアップを図るための研修を行うなど、引き続き、相談体制の強化に努めます。

### ② アウトリーチが可能な相談対応

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、ご家族との面談や本人との電話相談などから総合的に判断し、自宅を訪問して本人と面接相談が必要な場合には、相談担当の職員が家庭訪問等のアウトリーチを行っています。今後も引き続き、必要に応じたアウトリーチを行うとともに、より良い支援をめざすため、相談員はアウトリーチに関する専門研修等に参加し、スキルアップを図ります。

### ③ 各種事例に対応できる専門職の配置の促進

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターには臨床心理士と社会福祉士の専門職を配置し、相談業務のほか、居場所支援事業「ひらば」や家族の会の運営等を行っています。今後も相談や支援を担当する職員の専門性を高めるとともに、様々な事例に対応できるよう、ネットワークに

よる連携を生かしながら、支援機関に関わる職員全体で専門的なスキルやノウハウを取得できるような研修等に取り組みます。

#### ④ 当事者や家族を対象とした相談支援の充実

対面や電話での相談が難しい状況にある当事者が相談しやすいよう、SNS 等を活用した相談を実施し、相談窓口に来ることが出来ない、潜在化している若者や家族が相談につながるような仕組みづくりに努めるとともに、WEB を活用したオンラインによる相談の実施など、本人・家族の様々な状況やニーズにできる限り応えていくための取り組みを進めます。

また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける初回の相談者は、ほとんどが親となっています。親の悩みに寄り添い、相談を通じて本人の心の理解を促すことや接し方を伝えることによって、本人の状態の改善を図ると同時に、親自身の生活を取り戻す支援を行います。8050 問題などに象徴される家族の高齢化が大きな問題となっている中、親亡き後の生活を考えるという視点を持ちながら支援に取り組むことが大切です。関わりが長期化することも見据え、引き続き、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターと福祉の相談窓口や支援関係機関との連携を図りながら支援に取り組みます。

### (3) 若者や家族等の居場所づくりの推進

#### ① 社会参加に向けた若者の居場所の整備

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、枚方公園青少年センターを活用し、少人数での活動を通して社会とのつながりを築いていく居場所支援事業「ひらぼ」を実施し、様々な活動に取り組んでいます。今後も引き続き、様々な手法を取り入れながら、各参加者が主体的に活動し、運営に携わることで自立につながるよう、プログラムの充実に努めます。

また、枚方市自立相談支援センターなど本市が実施する就労準備支援事業では、地域や商店街と連携して居場所を設置するなど、社会参加に向けた支援を行うほか、枚方市社会福祉協議会では福祉的課題を抱える方のための居場所を展開しています。一方、当事者等が自ら居場所をつくる取り組みも少しずつですが立ち上がっています。こうした機運を大事にし、当事者が参加しやすい居場所づくりをさらに進めていくため、各居場所の雰囲気や得意分野の情報収集を行いながら、情報の提供に努めます。

#### ② 多様な居場所づくりに対する支援

困難等に直面した時に多様な居場所が周囲にあることは、その状況に応じて居場所を選択することができることから、非常に重要です。そこで、当事者等が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような講座を実施するとともに、市内外で既に活動している居場所運営者どうしの交流の場を開催するなど居場所のネットワーク化を支援し、一人ひとりに適した多様

な居場所の拡充に取り組みます。また、当事者会等の活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して活動を支援します。

### ③ 困難を有する若者が社会参加をするためのプログラムの実施

居場所支援事業で行われているのは、複数の人間関係の中での体験の積み重ねであり、その中で成功体験や安全な環境下での失敗体験が社会に出て行く力を醸成すると考えられています。そこで、現在実施されているプログラムを推進しつつ、他の居場所で行われている事例も参考にしながら、より有効なプログラムを取り入れるとともに、ボランティア活動の場など活用できる社会資源を把握し、一人ひとりの状況に応じた活躍できる場の紹介に努めます。

### ④ 幅広い世代の参加によるプログラムの推進

居場所支援事業「ひらば」では、サポートフレンドと呼ばれるボランティアが参加し、専門知識を持つコーディネーターと参加者でプログラムを行っています。サポートフレンドの年代層は広く、さまざまな世代の人との関係が、参加者の体験の幅を広げていると考えられていることから、今後も定期的にサポートフレンド養成講座を開催し、人材を確保するとともに、ひきこもり等への理解者を増やします。

また、様々な経験を重ねた結果、就労支援への参加を考える時期にさしかかった参加者に、次のステップへの準備段階の居場所として、プログラムの準備や運営に一部関わってもらっています。このように、プログラムに能動的に関わることは、本人の社会的自立に向けた体験となるだけでなく、他の参加者にもロールモデル（手本）となることが期待されます。今後も参加者のプログラム運営への積極的な関わりを推進します。

### ⑤ 家族を支える居場所としての家族会の充実

本市には、家族等が立ち上げたひきこもり・不登校の理解を深め、家族どうしが交流できる「家族会」が複数あります。市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」では、定期的に連絡会を実施するなど、家族会どうしの横のつながりを深めており、連絡会の事務局が「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」にも参加しています。市内の家族会の活動が、当事者や家族の支援の場として有効で、重要な社会資源のひとつであり、家族会がこれまで以上に有効な居場所となるよう、活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して家族会の活動を支援するとともに、家族会からの協力を得ながら施策のさらなる推進を図ります。

また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に同じ悩みをもつ家族の相互理解や交流を目的として、「家族の会」を実施していますが、今後も引き続き、ひきこもり状態にある本人をその家族が安心して支えることができるよう、家族同士でつながる場としての「家族の会」の充実を図ります。

#### (4) 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

##### ① 就労準備のための訓練メニューの提供、市内企業等における就労体験の場の開拓

働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、就労相談や就労に向けた講座・セミナーの開催などを実施する枚方市地域就労支援センターや、就労についての悩みを持つ若者に対して、相談者のニーズや状況にあわせて就職活動の相談支援を行う北河内地域若者サポートステーション、求職者と企業のマッチング事業などを行う一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センターと連携して、一人ひとりに合った就労支援を行います。就労体験については、北河内地域若者サポートステーションで職場体験・就労支援事業を実施しているほか、枚方市自立相談支援センターなど本市で実施する就労準備支援事業でも、地域や商店街と連携した職場体験等を実施しています。今後も引き続き、市内の事業所や事業者団体にも積極的に働きかけ、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携し、就労体験の場を提供する事業所の開拓に努めます。

##### ② 市役所や関係機関における職場実習先の拡充

現在、市役所内の各職場で、一般就労を希望する障害者の就労訓練の機会のある場として、障害者庁舎内実習を行っていますが、同じように若者支援の実習の場としても利用するため、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携して取り組みを進めます。

##### ③ 個人の特性に適した就労支援と職場開拓の推進、安定的就労のための継続的な支援の推進

困難を有する若者の雇用については、企業等への啓発を行うとともに、個々の特性に応じた仕事の開拓について、理解・協力してもらえるように努めます。また、ひきこもり等の困難を有する状態の背景には障害があることも少なくはなく、障害者雇用を活用した就労の支援についても、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して取り組みを進めます。

##### ④ 就労が定着するまでの継続的な支援の推進

いったん就労した若者でも、就労定着には課題があり、継続的な支援が必要です。そのため、北河内地域若者サポートステーションで就労定着のための定着・ステップアップ事業を継続して実施するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいても、就労に向けて次のステップに進んだ後も、定期的に面談を行うなど、定着するまでの継続的な支援を引き続き、実施します。

#### (5) 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

様々な状況のひきこもり等の若者に対して適切な支援が行えるよう、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を「枚方市子ども・若者支援地域協議会」に位置づけましたが、引き続き、定例的に会議を行い、各機関等がより一層、顔の見える関係を築くとともに、いわゆる縦と横のネットワークが有効で、様々な状況のひきこもり等の若者

に対し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりを推進します。また、同協議会で検討し、より実効性のある支援策がまとめられた場合、速やかに実現できるよう機関どうしの協力体制を強化するとともに、庁内組織である「子ども・若者育成計画推進委員会」や附属機関の「枚方市青少年問題協議会」などから、必要な助言を得て施策の推進を図ります。

#### 【主な取り組み】

- ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（居場所支援事業「ひらば」を含む）
- 枚方市子ども・若者支援地域協議会
- 重層的支援体制整備事業
- ひきこもり家族教室・交流会
- 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(関係機関)
- 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）
- 障害者相談支援センター
- 生活保護受給者等就労支援事業
- 就労移行支援事業・就労継続支援事業
- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業
- 障害者就業・生活支援センター（関係機関）
- 北河内地域若者サポートステーション（関係機関）
- 地域就労支援センター(関係機関)
- 就労定着支援事業
- ヤングケアラー等世帯訪問支援事業（再掲）
- 高等学校等関係機関との連携
- 枚方公園青少年センター青少年相談
- 枚方公園青少年センター青少年サポート講座
- こころの健康相談（再掲）
- 居場所づくりの設置支援

## 施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせる まちづくりの推進 《子育て当事者等》

### ■推進方向1 子育てに対する経済的支援や負担軽減

#### (1) 子どもの養育に対する支援

高校生年代（18歳になった年度の3月31日まで）までの子どもを養育する保護者等に児童手当を支給し、経済的に子育てを支援します。また、広報や子育てアプリ等による制度の周知に努めるとともに、ぴったりサービスを利用した電子申請により、手続等にかかる負担の軽減を図ります。

#### (2) 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が、安心して出産が出来るよう、出産費用等を助成します。

#### (3) 保育所（園）・幼稚園等への就園に対する援助

すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受け、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得状況に応じ、保育所（園）や幼稚園等への就園にかかる入園料や保育料にかかる軽減・助成を行います。また、幼児教育・保育の無償化について適正な運用を図るとともに、第2子以降についても保育料を無償とする本市独自の多子世帯への支援策を引き続き実施します。あわせて、各施設において実費として徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を免除します。

#### (4) 小中学校等への就学に対する援助

子育て世代の経済的負担軽減のため、本市の子育て世帯支援策の一環として、令和6年2学期から小学校給食無償化を実施します。また、経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対しては、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、高等学校等への就学が困難な方へ奨学金を支給し、希望する進路を歩めるよう支援します。さらに、家庭の経済状況により、学びたい・習いたいという想いを諦めることがないよう、塾や習い事にかかる支援策を検討します。

#### (5) 生活困窮者自立支援制度による支援

生活困窮者自立支援法に基づき設置している相談窓口「自立相談支援センター」では、生活保護に至る前の段階から自立に向けての包括的・継続的な相談支援を行っています。就労面においては、自立相談支援センターに隣接したハローワーク枚方の常設窓口との連携による一体的な支援に取り組むとともに、一般就労に向けた準備が整っていない方に向けては、その方の状況に応じて、日常生活自立、社会生活自立を経た就労自立へとつなげる就労準備支援を行います。

また、生活困窮者の支援にかかわる地域ネットワークのなかで、支援が必要な方の把握に努め、関係機関と連携しながら寄り添い型の支援を進めます。さらに、生活困窮者の経済的自立に向けて、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する相談支援員を配置し、家計管理や早期の生活再建を図る家計改善支援事業を実施するとともに、離職等により住居を失った、または失う恐れのある方に対し、有期で家賃相当額の給付を行います。

#### 【主な取り組み】

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 助産制度（再掲）
- 保育料の軽減
- 就学援助制度（再掲）
- 枚方市奨学金制度（再掲）
- 幼児教育・保育の無償化
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給
- 生活困窮者自立支援制度に係る家計改善支援事業
- 小学校給食無償化（再掲）
- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業（再掲）
- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 地域就労支援センター（再掲）
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

## ■推進方向2 子ども・若者の医療対策の充実

### （1）医療体制の整備と連携強化

子どもを安心して生み育てられるためには医療体制の整備は必要不可欠です。北河内7市で共同運営する北河内こども夜間救急センターにおいて、令和6年9月1日から診療時間を1時間延長し、午後9時から翌朝7時まで診療を実施することで、北河内医療圏域における小児初期救急医療のさらなる充実を図っています。また、枚方市医師会に委託して運営する枚方休日急病診療所についても引き続き土曜夜間・休日における診療を実施します。

さらに、市立ひらかた病院において、24時間365日の体制で入院や検査を必要とする二次救急患者に対応するとともに、関西医科大学附属病院に設置された高度救命救急センターの地域完結型の救急医療の提供機能を引き続き維持・確保します。

また、安心して出産することができるよう、高度で専門的な機能を備える関西医科大学附属病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

## (2) 子ども・若者の医療費の助成

子どもの健やかな成長を図り、安心して子育てができる環境づくりのため、18歳まで（18歳になった年度の3月31日まで）の子どもを養育する保護者に対して、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。ひとり親家庭等に対しては、その養育する子どもが18歳まで（18歳になった年度の3月31日まで）の間、その家庭にかかる医療費の一部を助成します。

さらに、子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度の受給者が複数いる世帯においては、世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯の医療費の負担軽減を図っており、引き続き、効果的な子どもの医療費の助成に取り組めます。また、高額な医療費が必要となる未熟児や小児慢性特定疾病児童等への医療費の助成を行い、経済的な負担軽減を図ります。

19歳から22歳（19歳になる年度の4月1日から22歳になった年度の3月31日まで）の若者を対象に、一時的に大きな負担となる入院費の自己負担分について助成する若者入院医療費助成事業を引き続き実施します。

### 【主な取り組み】

- 枚方休日急病診療所運営事業
- 北河内こども夜間救急センター運営事業
- 小児科救急診療（市立ひらかた病院）
- 子ども医療費助成事業（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- 未熟児養育医療給付事業（再掲）
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度（再掲）
- 若者入院医療費助成事業（再掲）

## ■推進方向3 ひとり親家庭や寡婦の自立支援

### (1) 子ども・子育て支援、生活支援の推進

#### ① 子育て環境の充実

ひとり親が、安心して、子育てと就業の両立ができるよう、引き続き、保育所（園）等における、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり事業など、多様で弾力的な保育サービスを

推進し、ひとり親家庭の保育ニーズに対応します。また、保育所（園）等の優先利用を推進するとともに、幼児教育・保育の無償化とあわせ、市独自の第2子以降の保育料の無償化を行うなど、引き続き、保護者負担の軽減に取り組みます。

令和8年までに、離婚後の共同親権に係る民法改正の施行が予定されています。これは父母の離婚等に直面する子どもの利益を確保するため、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、養育費、面会交流等に関する民法等の規定を見直すもので、国の動向を注視しながら市においても適切に対応します。

#### 【主な取り組み】

- 保育所（園）等の優先利用
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 多様な保育サービスの推進（延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かりなど）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業

#### ② 子育て等相談の充実

令和3年4月から「ひとり親家庭相談支援センター」を開設し、母子・父子自立支援員による相談のほか、制度の案内や申請受付、養育費の受け取りに向けた支援などを行っています。また、平日に相談ができない方に向けて、スマートフォンやタブレットなどによる各種支援制度の案内やLINEによる相談を実施しており、日頃から相談の機会が持ちづらいひとり親家庭の生活状況を踏まえ、引き続き、身近な地域で気軽に相談できる環境の充実に努めます。また、「母子訪問指導」をはじめとした訪問相談事業等を通じ、子育てに悩みや不安を抱えるひとり親家庭を積極的に把握し、早期からの継続的な支援につなげます。特に、未婚のひとり親の方については、妊娠届出での全数面接を通して、母子保健担当が最初につながることも多く、母子・父子自立支援員とのさらなる連携を図りながら、必要な支援サービスにつなげていきます。

さらに、家庭児童相談や教育相談、母子健康相談、障害福祉サービス等に関する相談の各相談支援に引き続き取り組むとともに、それらの各相談支援機関が持つ子どもの情報を集約し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ひとり親家庭相談支援センター
- ひとり親家庭応援ガイド
- ひとり親相談 LINE

- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひとり親家庭相談支援事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）（再掲）
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 障害福祉サービス等に関する相談
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備

### ③ 生活支援の推進

ひとり親家庭にとって、生活の場である住宅問題は、離婚直後に直面する大きな問題であり、市営住宅の優先入居、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け募集）、あんぜん・あんしん賃貸検索システムの案内等により、住宅確保を支援します。また、離職等により住居を失った又はその恐れがある人に対し、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援します。さらに、生活困難に直面するひとり親家庭に対し、生活の基盤を確保したうえで就労などの自立支援につなげていく観点から、住宅支援等について、国の動向を踏まえた検討を行います。

ひとり親家庭や寡婦が、残業、休日出勤、就職活動、通学等のため、また、通院や冠婚葬祭など様々な事由により、家事・育児に係る支援が必要となる場合に、日常生活の安定・向上を支援するため、家庭生活支援員の派遣やファミリーサポートセンターの利用助成を行います。また、これらサービスの積極的な利用に向け、様々な相談支援窓口において利用登録を呼びかける等、周知の強化を図ります。さらに、配偶者等からの暴力等、様々な生活問題を抱える世帯については、安全で安心した生活が送れるよう母子生活支援施設において保護し、施設への入所中や退所後においても、子育てや生活の自立が図れるよう、各関係機関と継続的なフォローやサポートを行います。

#### 【主な取り組み】

- 市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）
- 母子生活支援施設への入所
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給（再掲）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業（再掲）

## (2) 就業支援の推進

### ① 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実

ひとり親家庭の親が安定した就業につながるよう、就業に有利な資格を取得する際、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。また、働く意欲がありながら、就職を妨げる諸要因のため就労できない就職困難者に、地域就労支援コーディネーターによる就労相談、就労支援セミナー等を実施し、就労スキルの向上を図ります。さらに、母子家庭等就業・自立支援センター事業においても、ひとり親家庭の親が就業につながるよう、パソコン技能や介護職員の各研修などの資格取得に向けた就業支援講習会等を実施します。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成のための訓練を通して、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた段階的な支援を行います。

また、個々が望む将来像を描きながら、自己肯定感を高め、就労に向けた意欲を醸成できるよう、相談支援や講習会の開催等を通じたライフプランニングの支援に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（再掲）
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（再掲）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 地域就労支援センター（再掲）
- 創業支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等事業）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の親）
- 生活困窮者自立支援制度に係る就労準備支援事業（再掲）
- 被保護者就労準備支援事業
- ライフプランニング支援のための相談、講習会

### ② 職業紹介機関等との連携の強化

母子・父子自立支援員による就労に向けた相談や情報提供において、ハローワーク枚方や同マガーズコーナーとの連携を強化するとともに、地域就労支援事業においても、ハローワーク枚方など関係機関との連携により、就労支援セミナーの実施等の就労支援を行います。

また、生活保護受給者等に対しては、市役所内においてハローワーク枚方の常設窓口である「就労支援ひらかた」を設置し、市とハローワーク枚方が一体的に就労支援を行います。

さらに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行います。

#### 【主な取り組み】

- 地域就労支援事業
- 児童扶養手当窓口における情報提供
- 生活保護受給者等就労支援事業（再掲）
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業・就業情報提供事業）

#### ③ 就業機会創出のための支援の推進

商工会議所と連携して、事業者への雇用に関する情報発信を引き続き行います。また、市の職員等の雇用にあたり、母子家庭等就業・自立支援センターへの情報提供を行うとともに、市が発注する業務委託の一部においても、入札価格だけでなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図ります。なお、その他の発注についても、発注内容に応じて可能な限り母子・父子福祉団体等への受注機会の確保に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ひとり親家庭等の親への職員での雇用に向けた取り組み
- 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保
- 商工会議所と連携した雇用啓発

### （3）養育費の確保及び面会交流の支援

#### ① 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談のほか、離婚後の生活設計等に関する講座を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整、また、情報提供などを実施します。必要に応じて養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連携し、養育費確保に向けた取り組みを支援します。

養育費の確保は子どもの重要な権利ですが、確実な受け取りの確保には多くの課題がある現状を踏まえ、離婚を考えている方や養育費を受け取っていないひとり親の方に、養育費を確保するための相談や手続きのサポート、公正証書などの必要書類の作成に必要な手数料などを補助しています。引き続き、離婚前・離婚直後からの専門的な相談、伴走支援を行うとともに、共同親権の導入に際しても子どもの利益が確保され、健やかな成長に資するよう、養育費の取り決めから履行、継続的な受け取りの確保までの総合的な相談支援を実施していきます。

#### 【主な取り組み】

- 法律相談の実施
- 母子・父子自立支援員による養育費相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）
- 母子父子寡婦福祉資金（養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施
- ひとり親養育費確保サポート事業

#### ② 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等について社会的に共有するため、広報紙や講演会等を通じて啓発を行います。あわせて、改正民法の公布を受け、養育費の確保や面会交流においても、子どもの心身の健全な発達を図るため、子どもの人格が尊重され、意見が反映されることの重要性を含めて啓発を行います。また、当事者に向けては、養育費の取り決めの必要性を認識し、取り決めに向けた支援につなげられるよう、離婚前相談や法律相談、女性相談等の各種相談窓口などにおいて情報提供を行います。

#### 【主な取り組み】

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進

#### ③ 面会交流に向けた支援の実施

子どもにとって望ましい面会交流の実現は、養育費の受け取りと同様に、子どもの健やかな成長にとって非常に重要であり、その取り決めの必要性について、養育費とあわせて周知・啓発を行います。また、共同親権の導入により面会交流が促進されることが期待されていますが、子どもの思いや意見に寄り添うとともに、子どもの利益、人権が守られるよう、弁護士や認定司法書士による法律相談など、子どもにとって望ましい面会交流の実施に向けた支援についても、養育費に係る支援とあわせて取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 面会交流に関する取り決めの支援
- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進（再掲）

#### (4) 経済的支援の充実

##### ① 経済的援助の実施

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特に、大学進学を見据えた教育・進学費用について支援を必要とするひとり親家庭や寡婦は多く、修学資金や就学支度資金の活用等、制度の周知に努めます。離職により住居を失った（又はその恐れがある）人に対し、一定の要件を満たす場合、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。また、生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。

##### 【主な取り組み】

- 児童扶養手当
- 児童手当（再掲）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給（再掲）
- 生活保護制度

##### ② 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等への医療費助成や保育サービス等利用にかかる第2子以降の保育料の無償化の実施など、経済的負担を軽減する施策を実施します。また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

##### 【主な取り組み】

- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施
- ひとり親家庭医療費助成の食事療養標準負担額助成証明書（食事証）の交付
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 水道料金及び下水道使用料の福祉減免
- 子どもの就学に必要な費用の援助（就学援助、奨学金、交通災害遺児奨学金）

##### ③ 経済的支援に関する情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、支援が必要な家庭に適切に情報を届けられるよう、関係機関、関係部署間の連携などにより、さまざまな機会を捉えた情報提供に努めます。また、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、国の高等教育の修学支援新制度などについて情報提供を行います。

#### 【主な取り組み】

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

### （５）ひとり親家庭や寡婦を支える環境の充実

#### ① 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや不安、複合的に重なる生活上の課題について、当事者に寄り添い、きめ細かな支援に結びつけられるよう、母子・父子自立支援員を中心に、関係部署間における情報共有や関係機関と連携の強化を図りながら、総合的・包括的な支援体制を整えます。地域においてひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関に対し、ひとり親家庭等への支援に関する情報を多様な機会を通じて積極的に提供するとともに、関係機関、団体同士の横の連携を深め、ひとり親家庭等に対する地域支援のネットワークづくりに努めます。

また、離婚前相談においては、その悩み等に寄り添い、ひとり親になった場合の生活の変化を見据えながら、相談や制度活用につなげます。その中で、DV被害やその恐れがある場合においては、枚方市配偶者暴力相談支援センターとの連携を図り、専門的な相談につなげます。

児童扶養手当の現況届の時期などを活用して、仕事を休まずに集中的に相談や手続きができるよう、相談窓口の充実に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づき設置している「自立相談支援センター」とセンターに隣接するハローワーク枚方の常設窓口との連携を深め、生活に困窮している方から就労を含め自立に向けた相談を包括的に受けるとともに、継続した支援を実施します。

ひとり親家庭等の子どもや保護者に障害がある場合においては、各種障害福祉サービスの利用に加え、ひとり親家庭等生活支援サービスを利用することにより生活の安定を図ることができるよう、各種支援制度に関する情報提供等の連携を図ります。さらに、枚方市子育て応援アプリや市公式LINEにより、各種支援情報を積極的に発信するなど、引き続き、ひとり親家庭等との継続的なつながりづくりを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 母子・父子自立支援員による相談支援（再掲）
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）
- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施（再掲）
- 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援
- 休日の相談窓口の開設
- 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）（再掲）

- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信（再掲）
- ひとり親家庭支援情報のプッシュ配信

## ② 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援

すべてのひとり親家庭等やその子どもが地域の人たちとの交流を深めながら、心豊かな生活を送ることができるよう、地域で活動する様々な関係団体との連携のもと、親子で参加できる体験・交流事業や、ひとり親家庭等の相互の交流・情報交換等ができる場所や機会を提供するとともに、その情報提供にも努めます。また、人と人との直接的なつながりが大事であるという視点を基本に、ひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関との連携を深めながら、ひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを推進するなど、地域における支え合いの取り組みを支援します。

### 【主な取り組み】

- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携（再掲）
- 母子父子福祉推進委員制度の活用（再掲）
- 親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）
- 男女共同参画啓発事業・市民参画型啓発事業

## ③ 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備

仕事と家事、子育てをひとりで支えるひとり親家庭等においては、病気やけがをすることや、災害の発生等が日常生活を送るうえでの大きな不安要素となります。そのような緊急時においても、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ファミリーサポートセンター等の生活支援サービスの適切な利用につなげることで、生活の安定に努めます。また、子育てや健康、医療に関して、土・日曜、夜間を含む24時間電話で相談できる体制を確保します。

さらに、日常においてはそのような支援を必要とされない方に対しても、緊急時には迅速かつ積極的に支援に関する情報が届けられるよう、ICTの活用等により、市と各ひとり親家庭等との間で、日頃からの継続的なつながりづくりに努めます。

### 【主な取り組み】

- ICTの活用による新たなつながりの構築
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業（再掲）

- ひとり親家庭相談支援事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン 24（再掲）

#### ④ ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、講座や広報紙等での啓発活動に取り組むとともに、家族の多様性と個人が尊重される社会を築くため、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景への理解を深め、地域全体で共有していくための取り組みを推進します。

##### 【主な取り組み】

- 人権啓発事業（再掲）
- 人権ケースワーク事業
- 男女共同参画啓発事業

## ■推進方向 4 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

### (1) バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり

子どもや妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大阪府福祉のまちづくり条例などに基づき、道路、公園、公共交通機関、公共建築物などへのスロープや手すりの設置といったバリアフリー化の取り組みを進めます。

### (2) 子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進

図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器や手洗い器、また、ベビーベッドや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

### (3) 安全施設等の設置

子どもが安全・安心に通園、通学できるよう、通学路等のグリーンラインや「通学路注意」などの注意喚起文言の表示、キッズ・ゾーンの設定を行うとともに、交差点など交通が集中する場所においては、防護柵の設置など、引き続き交通安全施設の整備を促進します。また、子どもを狙う犯罪が後を絶たない中、自治会等の防犯灯設置に対する支援を行うほか、通学路等における危険箇所について、地域の要望に基づき警察と協議を重ねながら防犯カメラの増設を行うことで犯罪の抑止効果を高めます。さらに、市立幼稚園及び保育所等については、防犯対策として防犯カメラを設置しています。

幼稚園や認定こども園等における送迎用バスへの安全装置の導入においては、送迎用車両の改修に係る費用を助成し、子どもの安全・安心対策を実施しました。

また、公園の安全・安心な利用のため、遊具の安全管理や公園灯の設置を行うなど、安全面に配慮した公園施設の整備を進めます。

#### (4) 交通安全教育の推進

子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故の減少を目的に、園児を対象とした交通安全教育や、小学生を対象とした歩行及び自転車の交通安全教室を実施します。

#### (5) 防犯活動等の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネットの活用により、広く市民に迅速に提供し、地域における安心・安全情報の共有化を図ります。また、子どもの緊急避難場所となる「こども110番の家」活動、青色防犯パトロール活動など、地域における見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるための啓発等に取り組みます。さらに、校区コミュニティ協議会が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

小・中学校においては、関係機関と連携し、防犯や交通安全の観点から、登下校の安全指導や通学路の点検を行うとともに、引き続き、通学路上の安全・安心を高める取り組みとして、通学路の安全見守りサービスの運用、自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などに取り組みます。また、保育所（園）や幼稚園等においても、園外活動等で使われるルートなどにおける危険箇所を把握し、一層の安全対策を図ります。

#### (6) 不慮の事故等防止対策の推進

乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐため、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において、子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。また、保育所（園）や学校園等におけるAED等を使用した救命救急講習の実施や適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進等に取り組みます。

##### 【主な取り組み】

- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- キッズ・ゾーンの設定
- 防犯カメラの設置と管理
- 公園等の整備（遊具設置等）
- 保育所（園）、学校園等における交通安全教育
- こども110番の家設置促進事業

- 青色防犯パトロール事業
- 青少年の健全育成事業（再掲）
- 不慮の事故防止に関する情報提供及び教育
- AED（自動体外式除細動器）管理運営事業
- 児童・生徒の安全対策（通学路の安全見守りサービス）

## ■推進方向5 子育てに関する相談体制の充実

### （1）身近な地域における相談体制の充実

本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果においては、子育てに関する負担感の増加傾向がみられ、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、保護者が育児不安や孤立感を抱えやすい傾向にあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

まるっとこどもセンターでは、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供していますが、身近な地域において気軽に相談できるよう、親子のひろば（地域子育て支援拠点施設）に地域子育て相談機関の機能を備えるとともに、支援が必要な妊産婦や子ども等を早期に把握し、まるっとこどもセンターと連携した支援を行います。北部支所では、妊娠届出（母子保健手帳の交付）や助産師による母乳相談、個別発達相談を継続するとともに、ICT機器を活用した遠隔相談システムで、北部支所とまるっとこどもセンターをつなぎ相談対応にあたります。

生涯学習市民センター等においては、保健師・管理栄養士が行う乳幼児健康相談などを実施し、専門性を活かした相談支援を実施します。24時間365日対応する電話相談窓口である「ひらかた健康ほっとライン24」では、医師・保健師・看護師等の専門の相談員が、子育てや健康に関するさまざまな相談に対応し、安心して楽しく育児ができる環境の確保を推進します。

また、疾病の予防や母と子どもの健康の保持・増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を図ります。

### （2）育児相談の推進

保育所（園）や幼稚園等において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からの様々な相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

### （3）妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

妊産婦や、乳児のいる家庭では、外出しづらく孤立感に陥りやすいことから、アウトリーチによる積極的な支援が求められています。心身の不調や育児不安等を抱える妊産婦に対しては、母子保健コーディネーターが状況を伺った上で、「産後ママ安心ケアサービス」等の必要な支援につなげるとともに、妊産婦訪問や乳幼児訪問においては、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等が

育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。また、2,500グラム未満の未熟児や低体重児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

#### **(4) 家庭児童相談等の充実**

令和6年4月に開設した児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うまるっとこどもセンターでは、児童虐待など、年々増加し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できるよう取り組みます。家庭児童相談では、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じ、子どもの状況に応じて心理検査やプレイセラピー（遊戯療法）、親へのカウンセリングを行うとともに、必要に応じて家庭・学校などへの訪問や医療機関の紹介等を行います。さらに、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境をつくるなど、親向けの支援プログラムや子ども対象のプログラムを実施し、良好な家族関係や子どもの心の成長を促す取り組みを進めます。その他にも、子育て等に関する相談について、土日・夜間、24時間電話で相談できる事業に取り組み、SNSなど子ども・若者が相談しやすい手段による相談窓口の充実を図るとともに、引き続き、必要な人員の確保と技能向上等の体制強化を図ります。

#### **(5) 教育相談の充実**

小・中学校において、学校生活での悩みなどについて担任を中心とした教職員や、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの専門家が、相談に応じるとともに、教育委員会において、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、引き続き、「子どもの笑顔を守るコール」を設置するほか、休日を含めて24時間対応できるよう、大阪府と連携して電話等を活用した教育相談に応じます。

また、教育文化センターでは、電話や面談による保護者や子どもたちからの教育全般にかかわる相談に幅広く応じ、教育相談体制の充実に努めます。

#### **(6) 青少年相談事業の充実**

中学校卒業後における子どものひきこもり等が社会問題となる中、まるっとこどもセンター内に常設の相談窓口である「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、臨床心理士や社会福祉士等の相談員により、家庭児童相談と連携した切れ目のない相談支援を行います。また、家庭訪問や関係機関への同行支援、社会とつながるきっかけとするための居場所事業や当事者家族への支援など、家庭や一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を行います。

さらに、枚方公園青少年センターの青少年相談においては、令和6年4月現在、概ね26歳までの若者及びその保護者や家族を対象に、若者の悩みについての相談を受け付けていますが、今後、より多くの若者等が利用できるよう、対象年齢の引き上げなどの検討を進めます。

#### **(7) 障害のある子どもへの福祉相談事業の推進**

障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安を抱える保護者等に対し、障害支援課のケース

ワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。

また、相談件数が年々増加する状況のなか、障害児や保護者の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントにより、障害児や保護者の生活を支援します。さらに、地域における相談機能の充実を図るため、「基幹相談支援センター」1か所に配置した医療的ケア児の支援調整の役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」が福祉サービスや社会資源の利用に関する相談、また、利用に関するコーディネートや情報提供を行い、障害のある子どもの自立や社会参加の促進を図ります。

#### 【主な取り組み】

- 母子健康相談事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン 24（再掲）
- 育児相談事業（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 未熟児等の保健事業
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 土日・夜間電話相談事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラーの配置（再掲）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）
- 青少年相談の拡充（再掲）
- 障害者相談支援事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業（再掲）
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- 地域子育て相談機関（再掲）

### ■推進方向6 子育てに関する支援体制の充実

#### (1) こども誰でも通園制度の導入に向けた検討

同世代の子どもと関わる機会を得て子どもの発達を促すとともに、保護者が保育所での子どもの様子や保育士からのアドバイスを受け、家庭での育児に役立てるため、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず利用することができる「こども誰でも通園制度」について、令和8年度の本格実施に向けて実施手法などの検討を進めます。

## (2) 地域における子育て支援の推進

地域における子育て支援策として、気軽に相談できる場の充実を図るとともに、相談できずに孤立している子どもと保護者を発見し、適切な支援につなぐことが重要です。

身近な地域で具体的な生活習慣や遊びの指導などを通じて、子育てに関する知識を深められるよう、「ふれあいルーム」や子育てサロン、また、民生委員・児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」などの地域で行われる子育て支援活動の活性化に取り組むとともに、支援が必要な保護者に対し、関係機関との連携のなかで参加勧奨を行うなど、地域とのつながりづくりを促進します。さらに、在宅での子育て支援として、一時預かりリフレッシュ券の配布を行うなど、地域での子育て支援の充実に向けた取り組みを進めます。

## (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに関する負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流したり相談したりできる場が求められています。子育てに関する講座や相談、情報の提供等を行う「地域子育て支援拠点」について、利用者のニーズを踏まえた講習・講座の充実と親子の交流の促進に努めるとともに、多様な手段を利用した情報発信に努めます。加えて、子育て家庭が気軽に相談できる地域子育て支援拠点について、地域バランス等も踏まえながら、さらなる設置をめざします。

また、市の所管施設内に、親子がいつでも気軽に遊びに行くことができる大型遊具や絵本コーナー等を備えた就学前児童を対象とした屋内施設「(仮称)こども未来館」を地域子育て支援拠点として開設するとともに、本市における全ての地域子育て支援拠点のネットワーク化を図り、その中心的な役割を担うことで、さらなる子育て支援の充実を図ります。

## (4) 保育所(園)等における子育て支援の推進

保育所保育指針では、保育所(園)等は入所する子どもの保護者のみならず、関係機関との連携のもとで、地域に開かれた子育て支援を行うことが位置付けられています。地域の子どもと保護者が気軽に遊び、また、相談等ができるよう、保育所(園)ふれあい体験やお誕生会、また、枚方版ブックスタートや園庭開放などを行うとともに、保育所(園)の施設機能やマンパワーを活用し、地域の子どもと保護者を対象とした遊び場の提供や保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

## (5) 幼稚園における子育て支援の推進

幼稚園の施設や機能を活かし、在園児だけでなく、地域の未就園児の保護者への支援を行うことが求められていることから、保護者の就労やリフレッシュ等のさまざまな事情に対応する預かり保育や在園児と未就園児が交流できる催し、また、未就園児親子による保育体験や親と子の育ちの場としての園開放等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関

する安心感を高める取り組みを進めます。

また、夏休みなどの3季休業期間にも35人を上限として実施する公立幼稚園の預かり保育並びに幼稚園給食について、引き続き実施することで、子育て支援の推進を図ります。

#### **(6) 認定こども園における子育て支援の推進**

認定こども園の施設や機能を活かし、通園していない子どもの家庭も、子育て相談や子どもと保護者の交流の場などに参加できるよう取り組みを推進します。

#### **(7) 一時預かり事業の実施**

保護者が疾病等で療養が必要な場合や育児疲れで保護者のリフレッシュを図る必要があるときなど、一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、保育所（園）において一時預かり事業を実施するとともに、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れもあわせて実施します。幼稚園においても、就労などによる長時間預かりのニーズに対応できるよう、在園児に対して預かり保育を実施します。

#### **(8) 子育て短期支援事業の充実**

保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時や、保護者の仕事が夜間等にわたる場合など、一時的に家庭で養育することが困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するため、ショートステイ、トワイライトステイの子育て短期支援事業の充実を図ります。

#### **(9) 保護者の交流の場の設定**

保護者同士の交流とつながりを広げるため、「広場さぶり」や「すこやか広場・きょうぶん」において、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。また、乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）や幼稚園等、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、それらの施設にある設備や遊具の提供、また、遊びの知識や方法等を伝えることで、保護者の活動を支援します。

#### **(10) 地域のネットワークによる子育て支援の推進**

自治会や校区福祉委員会をはじめ、校区内の各種団体が結集して組織する校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を深めることで、多様なコミュニケーションを図る場を創出し、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。

各地域子育て支援拠点で運営している地域子育て支援会議において、保育所（園）や幼稚園等、保健センター、民生委員・児童委員などの関係機関が情報交換、課題共有を行いながら、地域における子育て支援活動の連携を図ります。

また、中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、保育所（園）や学校園等、家庭などとの連携により、様々な活動や交流の機会を設けます。

さらに、不登校やひきこもりなどの困難を有する子ども・若者を支援するため、健康・医療・教育・福祉・就労等の様々な関係機関・団体で構成する「子ども・若者支援地域協議会」等を活用しながら、切れ目なく、包括的に支援できる体制づくりに努めます。

### **(11) 多胎児家庭に対する支援の推進**

3歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料の助成を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、母子健康手帳交付時や地域子育て支援拠点、保育所等利用申し込み窓口等で個別に周知し利用促進を図ります。

#### **【主な取り組み】**

- ふれあいルーム事業（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 親子で楽しめる室内の遊び場の設置（「(仮称) こども未来館」の開設）
- 地域子育て相談機関（再掲）
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- 幼稚園等幼児教育充実事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
- 一時預かり事業（就労応援型）
- 一時預かりリフレッシュ券（無料クーポン）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- 保護者の交流の場の設定
- 地域子育て支援会議運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援事業

## **■推進方向7 子育てに関する適切な情報提供の推進**

### **(1) 子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供**

子育てイベントや予防接種、健康診査等の子育て支援情報を配信できる子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用し、現在も配信している予防接種や健康診査、また、居住地や子どもの年齢などに応じた子育てイベント等の情報が確実に保護者に届き、効果的な情報発信となるよう取り組むとともに、アプリの更新に向けて「おやこの広場」の利用状況等が確認できる機能を追加するなど、必要な機能について検討を行います。

あわせて、市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みを進めます。

## (2) 妊娠及び就学前の総合的な子育て情報の提供

妊娠・出産時から就学前にかけて、子どもの成長に応じた適切な情報を、すべての人にもれなく伝えることが重要です。妊娠時には母子健康手帳を発行するとともに、本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載している「すくすく子育て手帖」等を配付します。また、乳幼児健康診査等の機会を捉え、「ひらかた子育て応援ナビ」やひらかた子育てMAP、各種パンフレット等の子育て情報を、それぞれの年齢に応じて効果的に提供します。

### 【主な取り組み】

- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信・機能拡充
- 母子健康手帳等交付事業
- 子育て情報発信事業
- 出産・子育て応援事業（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

## ■推進方向8 子育て中の社会参加支援

### (1) 保育つきイベントの推進

心身のリフレッシュ等を図る催しや就労のための講座、また、知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育付きのイベントの開催促進や一時預かり事業の利用等を啓発します。

### (2) 相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実

保育所（園）や学校園等への送迎や終了後の預かり、保護者の通院時などに、育児の援助を受けたい人と、子育ての経験を活かして育児の援助を行いたい人とが相互に援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を引き続き実施します。また、子育てへの不安感や孤立感が特に大きい2歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、本事業の活用を促進するための無料体験を実施し、出張登録会等を通じて、周知を図ります。さらに、援助を行いたい人と受けたい人双方が安心して活動できるよう、子どもの安全や発達等に対する理解を深め、スキルアップを図るためのフォローアップ講座を開催します。

#### 【主な取り組み】

- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）
- ファミリーサポートセンター事業

### ■推進方向 9 多様な保育サービスの充実

#### （1）保育体制の確保

経済情勢の変化や女性の社会進出などによる共働き家庭の増加、子育ての心理的な負担感を背景に高まる保育ニーズへの対応については、安心して希望した保育サービスが受けられるよう、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」に掲げる取り組みの推進により子育て支援の充実を図ります。また、保護者などの就労条件を問わず、一定期間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、こども家庭庁において本格実施に向けた議論が開始されています。国での議論の動向を注視し、本市の教育・保育施設とも協議しながら導入に向けた検討を進めます。

#### （2）認定こども園の普及

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、私立保育所（園）及び私立幼稚園の各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を促進し、今後の教育・保育需要に柔軟に対応します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育需要を踏まえながら、引き続きその普及に努めます。

公立幼稚園6園においては、平成31年度から3歳児保育を実施するとともに、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、また、そのうち4園については、小規模保育施設を併設し、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」を実施しています。また、令和5年度からはすべての公立幼稚園において選択制の給食を実施しています。

今後、当施設を含む公立幼稚園や公立保育所については、保育需要の動向を踏まえながら、認定こども園化も視野に入れた検討を引き続き進めます。

#### （3）満3歳未満の児童の保育枠の拡大

満3歳未満児が待機児童の大部分を占めている中で、待機児童を生じさせないための取り組みとして、弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや保育所分園の設置、また、幼保連携型認定こども園の普及促進や小規模保育事業の実施など、産休・育休明け保育の充実に向けた取り組みを進め、子育てと仕事の両立を支援しています。今後も引き続き、保育需要を踏まえながら、満3歳未満の児童の保育枠について検討しながら、3歳以降の受け皿確保も含めた課題整理を進めます。

#### (4) 待機児童対策

待機児童対策の一環として、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応するための臨時保育室の運営や、一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる「就労応援型預かり保育」を実施する園の増加など、今後も引き続き、通年の待機児童ゼロの早期実現に向けて様々な手法に取り組みます。

#### (5) 延長・夜間・休日保育の実施

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後7時までの延長保育を引き続き行うとともに、認定こども園において、夜間保育事業や休日における保育需要に対応するための休日保育事業を引き続き実施します。

#### (6) 病児・病後児保育の充実

保育所（園）等において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制の整備を図るとともに、病気やその回復期のため、保育所（園）や幼稚園等に通所できない児童への対応について、医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

#### (7) 弾力的な就労支援

保護者の短時間の就労・就学などを支援するため、私立保育所（園）での一時預かり事業を実施するとともに、幼稚園等での通常の教育時間外の預かり保育事業を実施します。

#### (8) 保育士等確保の支援

保育需要の増加に伴う保育体制の整備にあわせて、保育士不足が問題となる中、市内の保育施設等における保育士の確保に向け設置した「枚方市保育士等就職支援センター」では、潜在保育士（保育士資格を有しているが保育所から離職されている方）の就労支援などを行います。また、保育士等が離職した際同センターへの登録を促し、再就職支援コーディネーターにより、本人の希望・条件を踏まえたマッチングを行うほか、就職相談や就職セミナー、出張相談会の開催等を行うことで、保育施設等における保育士・幼稚園教諭等の安定的な確保に努めます。さらに、私立保育所（園）等に勤務する保育士等に市独自の処遇改善を行うことで、保育士の雇用促進と離職防止を図るとともに、公民連携プラットフォームを活用し、民間企業と協定を交わし、潜在保育士の実情やその掘り起しに関する調査・研究を行います。

なお、認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する保育教諭が必要となることから、その資格を取得するための支援を行います。

## (9) 利用者支援事業の推進

子育てに関する保護者ニーズが多様化する中で、保育所（園）等による多様な保育サービスや子育て支援サービスから保護者が必要とするサービスを適切に選択し、円滑に利用できるよう、専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、相談・情報提供等の支援を推進するとともに、保育所（園）等の関係機関との連絡調整や連携のための体制づくりを検討します。また、まるっとこどもセンターに母子保健コーディネーターを配置し、子育てと仕事の両立等の相談があれば、必要なサービスや関係機関の利用につなげます。

## (10) 保育サービス等の利用にかかる負担軽減の充実

3歳から5歳までのすべての子どもを対象とした幼児教育・保育の無償化の適正な運用を図るとともに、本市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の子どもについて、引き続き保育料や副食費を無償とします。

保育所（園）等の利用調整において、きょうだいが入籍する保育所（園）等への転園を希望する場合の基礎指数を見直し、きょうだいと同じ保育所（園）等に通いやすくなるよう取り組みます。また、保護者の負担軽減を図るため、市立保育所等において、使用済み紙おむつを各施設で廃棄するとともに、紙おむつなどが使い放題になる定額サービス「手ぶら登園」の実施に加え、さらには保育所等で使用する午睡用ふとんの持ち運びが大変といった声を踏まえ、「ふとんの定額サービス」を導入するなど、さまざまな保護者の負担軽減につながる取り組みを進めます。

### 【主な取り組み】

- 通常保育事業
- 待機児童対策の推進
- 小規模保育事業
- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 夜間保育事業
- 休日保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）
- 保育士等就職支援センター事業（再掲）
- 利用者支援事業
- 公立幼稚園における給食の実施
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）等における給食費（副食費）の補助（再掲）
- 臨時保育室
- 市立保育所等におけるおむつ回収・手ぶら登園
- 市立保育所等における午睡用寝具の持ち帰り解消

## ■推進方向 10 放課後児童対策の充実

### (1) 保護者ニーズに合った事業の充実

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、児童が楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。そのため、夏休みなどの長期休業期に留守家庭児童会室等で昼食を提供して欲しいという要望に応えるため、令和6年度に夏季休業中の昼食サービスを試行実施しました。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえ、実施の検討を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。就学前児童施設と留守家庭児童会室の円滑な接続による、児童の安全・安心な保育を行うため、就学前児童施設と児童の状況を共有するなどの連携を図ります。

### (2) 総合型放課後事業の制度等の周知

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の目的・趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知し、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することで、安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、負担に見合った保育料等かどうか定期的に検証します。

### (3) 児童の放課後の居場所づくりの推進

総合型放課後事業の取り組みについて、より良い児童の放課後の居場所となるよう、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、枚方子どもいきいき広場への地域の実情に応じた支援などを行いながら、一層強化していきます。

#### 【主な取り組み】

- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後オープンスクエア）（再掲）
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）

## ■推進方向 11 男女共同子育ての推進

### (1) 男女がともに参加する子育ての推進

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、固定的な性別役割分担の意識を変えるための啓発や、男女共同参画意識の向上を図るための講座の開催、また情報提供や相談事業の充実に引き続き努めます。さらに、男女共同参画に資する取り組みを行う市民団体への活動支援を行うとともに、市と団体が協働し、子どもから大人まで、性別年齢を問わず男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

## (2) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

男女がともに子育てに参加するためには、長時間労働の是正や男性も含めた育児休業の取得促進など、男女が共同して子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があります。そのためには、事業主が積極的に雇用環境の整備に取り組まなければなりません。また、仕事、家庭や地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、人生の各ステージに応じて自らが希望する生き方を選択できるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを、社会全体の運動として広げていくことが大切です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組めます。

### 【主な取り組み】

- 男女共同参画推進事業
- 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発
- 女性の採用、職域拡大等に関する啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動（再掲）

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進と進行管理

計画を効果的・効率的に推進していくためには、計画策定後において、毎年度、P D C Aサイクルの手法により適切な進行管理を行い、評価結果に基づき継続的に改善・見直しを図っていくことが重要です。

本計画は、子ども・若者および子育て支援策を総合的に推進するものですが、取り組みを進めるにあたっては、関係部署が広範囲に及ぶことから、庁内連携による評価体制が必要不可欠です。このため、計画の進行管理については、各担当部署により、関係する目標事業量の推移や取組実績の進捗等を把握した上で、関係部署で構成する庁内の評価会議（枚方市こども計画策定委員会）において庁内横断的に審議し、施策単位の総合的な評価を行います。

その上で、児童福祉等に関する有識者や市民、また、関係機関などで構成する外部の評価会議（枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会）で審議・評価をいただき、改めて庁内で評価内容を共有化し、次年度の取り組みの改善や見直しにつなげていきます。

また、市民ニーズの変化や国の動向など社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度、目標事業量（「教育・保育」等の量の見込みと確保方策）の実績値などを速やかに把握するとともに、こども基本法第11条に基づき、子ども・若者施策に対する子ども・若者等からの意見の反映を実施するなど、適切に進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しも行います。

#### 【庁内の評価会議】

##### ■枚方市こども計画策定委員会

児童福祉・母子保健、幼児教育・保育、学校教育、市の政策調整に関する部署などで構成

本計画の内容は、児童福祉や母子保健など庁内のさまざまな部署にまたがり相互に関連することから、上記の庁内の評価会議を活用し、組織横断的な視点も持ちながら審議・評価を進めます。

#### 【外部の評価会議】

##### ■枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会

児童福祉等に関する有識者、市民、民生委員・児童委員、PTA協議会役員、私立保育園・幼稚園代表者、医師などで構成

計画を適切な進行管理のもと推進していくためには、実効性や透明性を確保するため、行政外部からの意見をいただくことも重要です。上記の外部の評価会議を活用し、子ども・若者、子育て支援に関わるさまざまな専門的見地から審議・評価をいただきます。

## 2. 計画の実現に向けた数値目標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に、本市の子ども・若者や子育て支援の状況がどれだけ各施策目標に近づいているのかを把握・評価するため、取り組み指標と5年後に達成すべき目標値を設定しました。

取り組み指標	現状値 (R5)		目標値 (R11)
「子どもを守る条例」の認知度	20%		50%
子どものSNS相談利用者の満足度	62%		80%
この地域で今後も子育てをしたいと思う親の割合	96%		97%
安全な出産を迎え、産後は産婦が必要とする支援が受けられる方の割合	92.3%		97%
不登校児童・生徒のうち、学校内外の施設等での相談・指導等が受けられていない児童・生徒の割合	小学校：39.4% (暫定値) 中学校：48.8% (暫定値)	小学校：0% 中学校：0%	
いじめの認知件数	小学校：3,410件 中学校 951件	小学校：3,682件 中学校：1,027件	
ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける継続相談利用者のうち、初回来所時よりも自立の方向に変化した利用者の割合	62.8%		70%
青少年相談による効果度	75%		90%
保育所等利用待機児童数	国定義	0人	0人
	市基準	194人	158人
現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた方の割合	53.9%		50%
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金制度利用者数(累計)	143人		180人

## 主要事業の目標事業量 (案)

令和6年10月  
枚方市



## 主要事業の目標事業量（案）

### 目次

①	（仮称）枚方市こども計画における目標事業量について	1
②	目標事業量算出の考え方について	2
③	主要事業一覧	5
1.	教育・保育	6
2.	時間外保育事業（延長保育事業）	7
3.	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）	8
4-1.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	9
4-2.	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	10
5.	一時預かり事業	11
6.	地域子育て支援拠点事業	13
7.	病児保育事業（医療機関併設型）	14
8.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	15
9.	利用者支援事業	16
10.	妊婦に対する健康診査	17
11.	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	18
12.	子育て世帯訪問支援事業	20
13.	児童育成支援拠点事業	21
14.	親子関係形成支援事業	22
15.	妊婦等包括相談支援事業	23
16.	産後ケア事業	23

## 1 (仮称) 枚方市子ども計画における目標事業量について

### <1> 目標事業量とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、その中で、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに定めることとされています。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要です。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

### <2> 第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画と(仮称)枚方市子ども計画との関連性

「こども基本法」10条において、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされたことに伴い、子ども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」および「枚方市子ども・若者育成計画」、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化した計画が「(仮称)枚方市子ども計画」です。

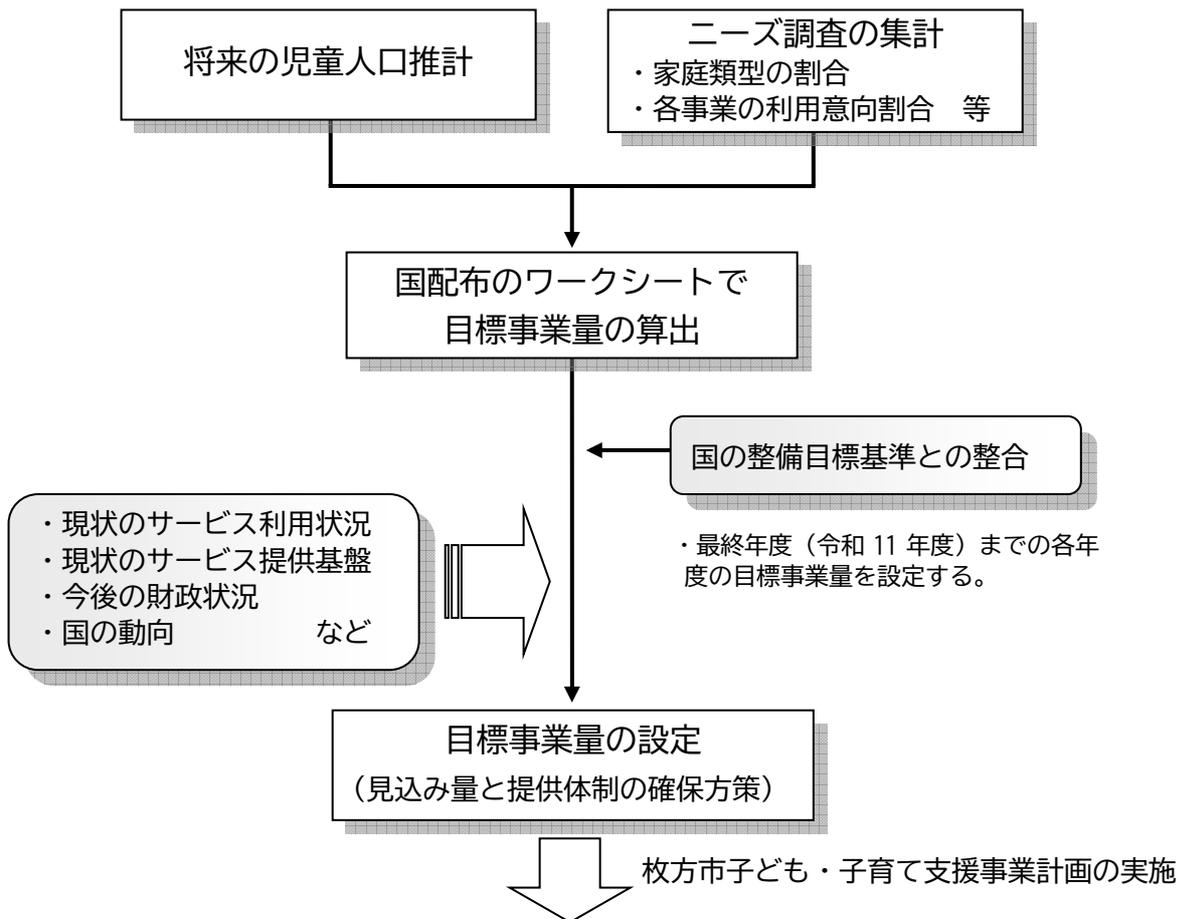
子ども・子育て支援法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終期は令和6年度であるため、令和7年度を始期とする「第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画」は「(仮称)枚方市子ども計画」に内包し、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容等を教育・保育提供区域ごとに定めます。

## 2 目標事業量算出の考え方について

### < 1 > 目標事業量の作成の基本的考え方と手順

- 国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、や「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（大阪府版）」を基に、本市における各事業の利用状況などの現状や児童人口の推計、「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童調査）（以下「ニーズ調査」という。）」の結果、今後の財政状況、国の動向などを考慮して、令和7年度から令和11年度までの量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保方策の内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに作成します。  
※各年度の時点は国・府にあわせて年度当初とします。
- 目標事業量については、毎年、枚方市子ども・子育て支援事業計画の進捗にあわせて評価し、枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会に諮り、その意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

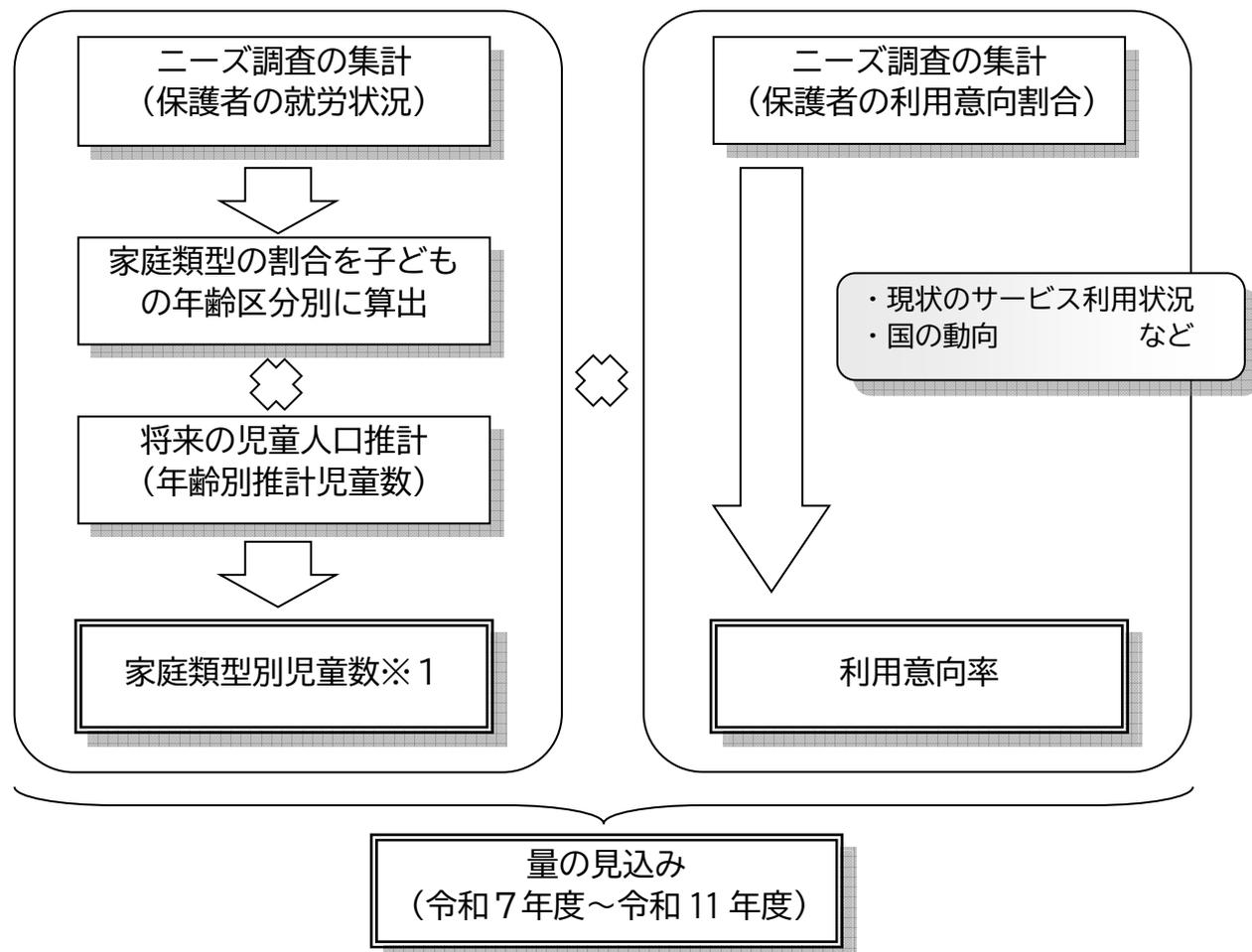
#### 【手順】



#### 【第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画】

枚方市子ども・子育て支援事業計画を評価し、必要に応じて目標事業量の見直しを実施

【量の見込みの基本的な算出方法】



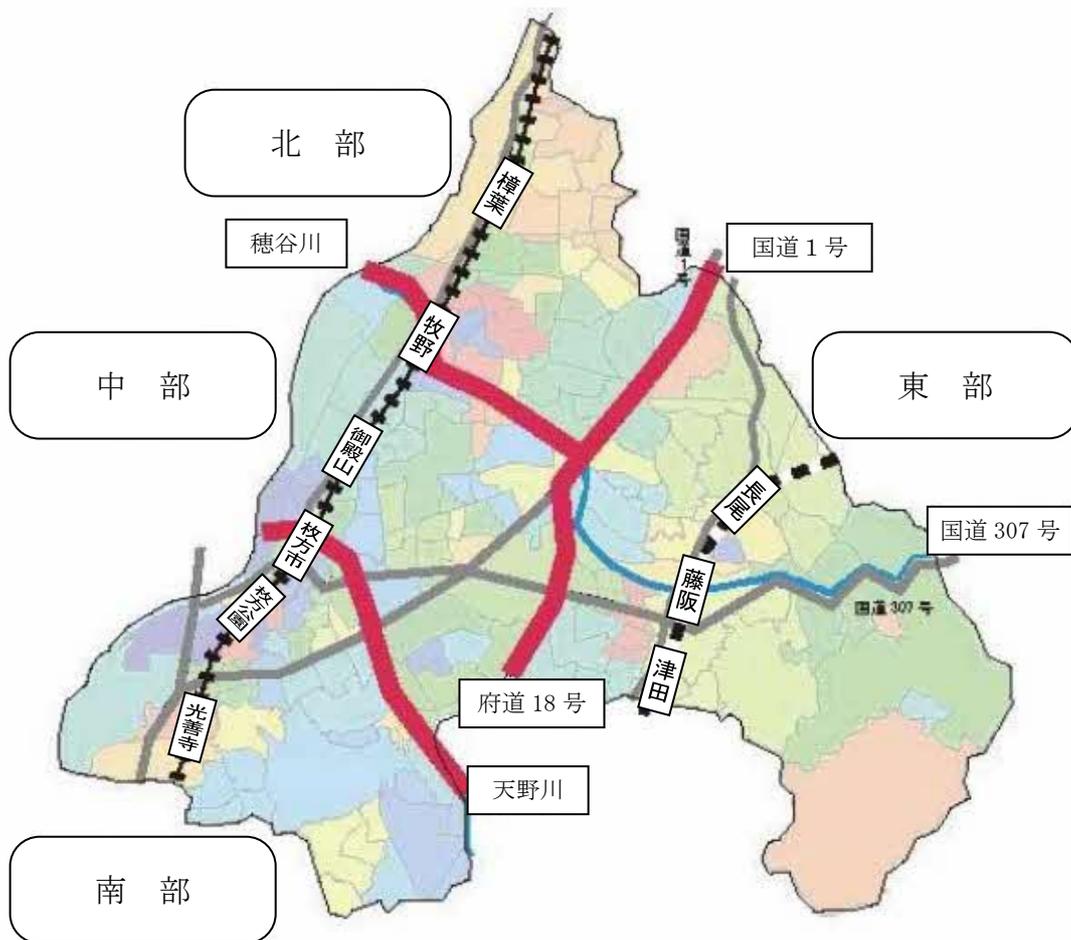
※1 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短) (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

各自治体における保育の必要性の下限時間（48時間～64時間の間で市町村が定める時間）を「下限時間」と記載。枚方市においては、現行と同様に64時間を下限時間とします。

## <2>教育・保育提供区域について

枚方市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育や地域子育て支援を含む子ども・子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するため、4つのエリアに区分した教育・保育提供区域（下図参照）ごとに、目標事業量を設定しています。また、地域子ども・子育て支援事業を含め、個別の取り組みごとに、その内容や現行の利用状況等を踏まえ、効果的・効率的に提供を行うことができる場合は、市域全体を区域としています。



### 3 主要事業

	事業項目	事業の概要
1	教育・保育	満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業
2	時間外保育事業	保育所（園）等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業
3	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会室事業）	保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
4-1	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業
4-2	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業
5	一時預かり事業	【幼稚園等の一時預かり事業】幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業 【保育所（園）の一時預かり事業】在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業
6	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所（園）やサブリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業
7	病児保育事業（医療機関併設型）	保育所（園）等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業
9	利用者支援事業	〔基本型・特定型〕子どもや保護者が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業 〔母子保健型〕妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う事業
10	妊婦健康診査	妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊娠婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業
11	乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業	【乳児家庭全戸訪問事業】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業 【養育支援訪問事業】乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業
12	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業
13	児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業
14	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業
15	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
16	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

# 1. 教育・保育

満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業

## ○量の見込みの考え方

本市の将来の児童人口推計やこれまでの実績を踏まえ、算出した結果を量の見込みとします。

- ・保育の必要性の下限時間については、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、本市では現行と同様に64時間（1月当たり）とします。
- ・保護者の現在の就労状況や今後の就労意向を基に、1号認定、2号認定、3号認定に分類します。ただし、保護者が育児休業中（1～2歳）の場合や育児休業を取得せず離職した場合は3号認定の量の見込みから除きます。

1号認定： 満3歳以上で教育を希望される児童  
 2号認定： 満3歳以上で保育が必要な児童  
 3号認定： 満3歳未満で保育が必要な児童

## <量の見込み及び確保方策>

(人)

地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の 見 込 み	合計	3,686	4,396	3,659	3,487	4,371	3,652	3,220	4,346	3,645	3,003	4,321	3,638	2,847	4,296	3,631
	北部	944	899	881	892	894	880	825	889	878	768	884	876	728	879	874
	中部	762	1,006	854	722	999	853	665	994	851	622	988	849	589	983	848
	南部	1,047	1,471	1,201	991	1,463	1,199	916	1,454	1,196	853	1,447	1,195	809	1,438	1,193
	東部	933	1,020	723	882	1,015	720	814	1,009	720	760	1,002	718	721	996	716
確 保 方 策	合計	5,525	4,541	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639	5,519	4,636	3,639
	北部	1,135	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897	1,167	915	897
	中部	1,225	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863	1,264	1,015	863
	南部	1,255	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171	1,273	1,480	1,171
	東部	1,910	1,131	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708	1,815	1,226	708

※各年度の「量の見込み」・「確保方策」は年度当初時点です。年度途中における2号認定・3号認定の保育需要の増加については、「臨時保育室」の整備等により対応します。

## 2. 時間外保育事業

保育所（園）等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業

### ○量の見込みの考え方

時間外保育事業は、保育需要との関係が強いことから、「1. 教育・保育」の量の見込みの傾向や、2号認定及び3号認定の児童全体における時間外保育事業の利用児童の実績を勘案し算出した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	合計	3,752	3,696	3,642	3,590	3,516
	北部	813	802	791	780	767
	中部	757	746	735	725	709
	南部	1,368	1,345	1,323	1,302	1,270
	東部	814	803	793	783	770
確保方策 (人)	合計	3,752	3,696	3,642	3,590	3,516
	北部	813	802	791	780	767
	中部	757	746	735	725	709
	南部	1,368	1,345	1,323	1,302	1,270
	東部	814	803	793	783	770

### <参考：延長保育事業の利用実績>

	地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数 (人日)	合計	3,982	4,102	3,937	3,885
	北部	858	913	871	822
	中部	987	947	874	862
	南部	1,301	1,376	1,377	1,369
	東部	836	866	815	832

### 3. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）

保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業

#### ○量の見込みの考え方

今年度に策定される「(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画」との整合を図るため、同計画において定める量の見込みと確保方策を適用します。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	合計 4,733 1～3年生 3,521 4～6年生 1,212	合計 4,604 1～3年生 3,408 4～6年生 1,196	合計 4,405 1～3年生 3,257 4～6年生 1,148	合計 4,200 1～3年生 3,094 4～6年生 1,106	合計 3,957 1～3年生 2,908 4～6年生 1,049
確保方策 (人)	4,733	4,604	4,405	4,200	3,957

#### <参考：留守家庭児童会室事業の利用実績>

(各年4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	合計 5,000 1～4年生 4,513 5・6年生 487	合計 4,743 1～4年生 4,305 5・6年生 438	合計 4,691 1～4年生 4,322 5・6年生 369	合計 4,637 1～4年生 4,221 5・6年生 416	合計 4,335 1～4年生 3,976 5・6年生 359

#### 4-1. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業

##### ○量の見込みの考え方

本市のショートステイの需要は増加傾向にありますが、保護者の養育状況（疾病等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

##### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
確保方策 (人日)	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060

##### <参考：ショートステイの利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数 (人日)	634	764	844	930

## 4-2. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業

### ○量の見込みの考え方

本市のトワイライトステイの需要は減少傾向にある中で、保護者の勤務形態（夜間勤務等により家庭での養育が困難な場合）に影響を受けることなどから、引き続き、本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	10	10	10	10	10
確保方策 (人日)	10	10	10	10	10

### <参考：トワイライトステイの利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数 (人日)	15	4	7	2

## 5. 一時預かり事業

### 【幼稚園の一時預かり事業】

幼稚園等における在園児を対象に預かり保育を実施する事業

#### ○量の見込みの考え方

公立幼稚園や私立幼稚園等の預かり保育も含め、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	291,199	306,933	283,428	264,325	250,592
	北部	84,989	90,572	83,636	77,999	73,947
	中部	62,043	68,910	63,633	59,344	56,261
	南部	56,526	59,752	55,176	51,457	48,783
	東部	87,641	87,699	80,983	75,525	71,601
確保方策 (人日)	合計	291,199	306,933	283,428	264,325	250,592
	北部	84,989	90,572	83,636	77,999	73,947
	中部	62,043	68,910	63,633	59,344	56,261
	南部	56,526	59,752	55,176	51,457	48,783
	東部	87,641	87,699	80,983	75,525	71,601

#### <参考：一時預かり事業（幼稚園等）の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	218,630	306,155	247,292	229,619

### 【保育所（園）の一時預かり事業】

在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合及び、保護者の週2～3日程度の短時間就労などの場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業

#### ○量の見込みの考え方

本市における保育所（園）の一時預かり事業の需要は増加傾向にある中で、過去の利用実績や就学前児童数の減少を踏まえ算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	21,748	21,663	21,687	21,605	21,632
	北部	4,763	4,744	4,749	4,732	4,737
	中部	5,219	5,199	5,205	5,185	5,192
	南部	7,329	7,301	7,309	7,281	7,290
	東部	4,437	4,419	4,424	4,407	4,413
確保方策 (人日)	合計	59,100	59,100	59,100	59,100	59,100
	北部	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	中部	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	南部	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
	東部	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400

#### <参考：一時預かり事業の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	14,621	14,420	18,964	20,262

## 6. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所（園）やサプリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業

### ○量の見込みの考え方

本市における地域子育て支援拠点事業の需要は増加傾向にある中、さらなる設置を目指し、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	73,300	71,100	87,600	91,800	89,700
	北部	18,614	18,054	17,494	16,959	16,425
	中部	33,782	32,774	31,764	30,802	29,839
	南部	14,504	14,067	32,330	38,212	37,794
	東部	6,400	6,205	6,012	5,827	5,642
確保方策 (か所)	合計	15	15	16	16	16
	北部	3	3	3	3	3
	中部	4	4	4	4	4
	南部	4	4	5	5	5
	東部	4	4	4	4	4

### <参考：地域子育て支援拠点事業の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（か所）	13	13	13	13
延べ利用者数（人日）	24,752	33,936	49,256	56,604

## 7. 病児保育事業（医療機関併設型）

保育所（園）等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）

### ○量の見込みの考え方

病児保育事業の需要は、一般的に感染症の流行や児童の体調の変化などの影響を受けやすいことなどを考慮し、過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	合計	3,695	3,676	3,658	3,640	3,622
	北部	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244
	中部	685	666	648	630	612
	南部	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
	東部	470	470	470	470	470
確保方策 (人日)	合計	5,743	5,724	5,706	5,688	5,670
	北部	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
	中部	685	666	648	630	612
	南部	2,248	2,248	2,248	2,248	2,248
	東部	1,124	1,124	1,124	1,124	1,124

### <参考：病児保育事業の利用実績>

	地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (人日)	合計	1,436	2,570	2,696	3,698
	北部	473	865	998	1,218
	中部	249	562	556	751
	南部	580	906	830	1,269
	東部	134	237	312	460

## 8. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営している事業

### ○量の見込みの考え方

ファミリーサポートセンター事業は、過去の実績から増加傾向で推移することを基本に、無料体験事業の促進などによる効果を勘案した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前	就学児
量の見込み (人日)	4,750	1,850	4,820	1,880	4,890	1,910	4,960	1,940	5,040	1,960
	6,600		6,700		6,800		6,900		7,000	
確保方策 (人日)	6,600		6,700		6,800		6,900		7,000	

### <参考：ファミリーサポートセンター事業の実績>

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児	就学前児	就学児
活動件数 (人日)	1,575	1,216	2,610	1,295	3,475	1,528	4,312	1,621
	2,791		3,905		5,003		5,933	
登録会員数 (人)	2,596		2,794		3,136		3,445	

## 9. 利用者支援事業

【基本型・特定型】 子どもや保護者が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業

【こども家庭センター型】 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業

### ○量の見込みの考え方

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、専門職による妊産婦等を対象とした利用者支援に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、これまでの実績や他の目標事業量に係るニーズを勘案した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

#### 【基本型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	13	13	14	14	14
確保方策 (か所)	13	13	14	14	14

※確保方策の考え方としては、地域子育て相談機関を同事業の実施場所に位置付けます。

#### 【特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方としては、市役所本庁窓口を同事業の実施場所に位置付けます。

#### 【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方としては、まるっとこどもセンターを同事業の実施場所に位置付けます。

## 10. 妊婦健康診査

妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業

### 〇量の見込みの考え方

妊娠届出数は、妊娠届出数の実績や出生数の見込みを基に算出します。また、妊婦健診延べ回数は、一人あたりの妊婦健診回数の実績や妊娠届出数を基に算出した結果を量の見込みとします。

### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
妊娠届出数（人）	2,422	2,405	2,401	2,403	2,398
妊婦健診延べ回数（回）	29,064	28,860	28,812	28,836	28,776
確保方策	実施体制：市内受診施設 16か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年	実施体制：市内受診施設 16か所 検査項目：国の基準に 準じる 実施時期：通年

※確保方策の考え方としては、市内受診施設等において、量の見込みを確保します。なお、市内受診施設以外の全国の病院等においても受診可能です。

### <参考：妊婦健康診査の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（人）	2,509	2,551	2,423	2,394
妊婦健診延べ回数（回）	30,231	30,704	29,828	28,638
市内受診施設数（か所）	15	15	15	16

## 11. 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

### 【乳児家庭全戸訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行っている事業

#### ○量の見込みの考え方

本市では、生後4か月までの乳児を養育する全ての世帯を訪問していることから、出生数（推計）を基に算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	2,422	2,405	2,401	2,403	2,398
確保方策	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応	実施体制 約40人の 助産師・保健師で対応

#### <参考：乳児家庭全戸訪問事業の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業（人）	2,450	2,535	2,380	2,488
うち、母子訪問指導事業 （新生児・乳児訪問指導）による訪問（人）	633	582	486	2,296
うち、こんにちは赤ちゃん事業による訪問 （人）	1,817	1,953	1,894	192

### 【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業

#### ○量の見込みの考え方

出生数（推計）と過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策 (人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

#### <参考：養育支援訪問事業の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (人日)	1,313	1,194	1,144	1,325

## 12. 子育て世帯訪問支援事業

### 【子育て世帯訪問支援事業】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業

#### ○量の見込みの考え方

今後、見込まれる需要の増加と過去の利用実績などを基に算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	516	575	634	696	758
確保方策 (人日)	516	575	634	696	758

### 13. 児童育成支援拠点事業

#### 【児童育成支援拠点事業】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業

#### ○量の見込みの考え方

本市の要保護児童及び要支援児童等の数を勘案し、本事業の対象とする子どもの人数を基に算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	80	80	80	80	80
確保方策 (人)	20	80	80	80	80

## 14. 親子関係形成支援事業

### 【親子関係形成支援事業】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業

#### ○量の見込みの考え方

本事業の需要の動向を注視するものとし、横ばいで推移することを基本として、過去の利用実績から算出した結果を量の見込みとします。

#### <量の見込み及び確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	282	282	282	282	282
確保方策 (人)	282	282	282	282	282

## 15. 妊婦等包括相談支援事業

### 【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

## 16. 産後ケア事業

### 【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

